

平成30年第2回定例会

市 議 会 会 議 録

平成30年6月 1日（開会）

平成30年6月22日（閉会）

垂 水 市 議 会

平成三十年第二回定例会会議録

(平成三十年六月)

垂水市議会

## 第 2 回 定 例 会 会 議 録 目 次

### 第 1 号 (6 月 1 日) (金曜日)

1. 開 会 .....	4
1. 開 議 .....	4
1. 会議録署名議員の指名 .....	4
1. 会期の決定 .....	5
1. 諸般の報告 .....	5
1. 報告 (平成 29 年度垂水市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について) .....	10
1. 報告 (平成 29 年度垂水市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について) .....	11
1. 報告 (平成 29 年度垂水市水道事業会計予算の繰越に関する報告について) .....	12
1. 報告第 7 号～報告第 10 号 一括上程 .....	12
報告、質疑、表決	
1. 議案第 45 号・議案第 46 号 一括上程 .....	16
説明、質疑、産業厚生委員会付託	
1. 議案第 47 号・議案第 48 号 一括上程 .....	18
説明、全協、質疑、表決	
1. 議案第 49 号 上程 .....	19
説明、質疑、総務文教委員会付託	
1. 議案第 50 号 上程 .....	20
説明、質疑、各常任委員会付託	
1. 議案第 51 号・議案第 52 号 一括上程 .....	22
説明、質疑	
議案第 51 号 総務文教委員会付託	
議案第 52 号 産業厚生委員会付託	
1. 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙 .....	23
1. 陳情第 9 号・陳情第 10 号 一括上程 .....	24
陳情第 9 号 産業厚生委員会付託	
議案第 10 号 総務文教委員会付託	
1. 日程報告 .....	24
1. 散 会 .....	25

第2号(6月11日)(月曜日)

1. 開 議	28
1. 諸般の報告	28
1. 議案第53号 上程	28
説明、質疑、総務文教委員会付託	
1. 議案第54号 上程	28
説明、質疑、産業厚生委員会付託	
1. 一般質問	30
川越信男議員	30
防災点検及び総合防災訓練について	
(1) 防災点検実施について	
(2) 総合防災訓練の実施について	
(3) 深港川の規制解除の経緯について	
南の拠点整備事業について	
(1) 「道の駅たるみずはまびら」の進捗状況について	
桜島・錦江湾ジオパークについて	
(1) 参加の経緯について	
(2) 今後の取組内容及びスケジュールについて	
(3) メリット及び効果について	
新庁舎建設について	
(1) 住民説明会の状況について(参加状況・意見要望等は)	
(2) 意見要望等への反映について	
(3) 設計事業者選定の取組について	
(4) 市民館の活用策について	
堀内貴志議員	37
インバウンド戦略と観光振興について	
(1) 鹿児島県を訪れる外国人観光客の実態について～垂水市への効果は	
(2) 外国人観光客を誘致するための課題は何か	
(3) 今後どのように取り組んでいくのか	
外国人の雇用の実態について	
(1) 本市の外国人雇用の実態について～労働力不足の状況はあるのか、 否か	
(2) 外国人受入れのメリット・デメリット	

<ul style="list-style-type: none"> <li>(3) 労働力の活路を見出すためにはどうすべきか</li> <li>かごしま子育て支援パスポートについて <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) このカードの目的と効果について</li> <li>(2) 本市での利用状況はどうか <ul style="list-style-type: none"> <li>利用できる場所は。もっと広報すべきでは</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>タブレットを活用したICT化について <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) その後の動きは</li> </ul> </li> <li>市役所敷地内のゴミステーションについて <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) どのように利用されているのか</li> <li>(2) 問題点や改善する点はないのか</li> </ul> </li> </ul>	49
<p>川尻達志議員 .....</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>近年の労働力の不足について <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 民間事業者の現状、今後について</li> <li>(2) 市役所内の現状、今後について</li> </ul> </li> <li>市役所における働き方について <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) サービス残業等について</li> <li>(2) 労働の偏重はないのか</li> </ul> </li> <li>たるスポについて <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 市内の各スポーツ団体は公平に使用されているのか <ul style="list-style-type: none"> <li>グラウンドゴルフ、ソフトボール等</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	58
<p>森正勝議員 .....</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>介護保険について <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 介護保険の要支援者（要支援1、2）の訪問介護と通所介護が給から外され、市町村の「総合事業」に移された。全国では撤退する事業者が出て大問題となっている。垂水市の現況と課題について聞く</li> </ul> </li> <li>深港川の防災工事について <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 先月21日深港川の連絡会議が行われた。この内容について聞く</li> </ul> </li> <li>桜島・錦江湾霧島ジオパークの世界認定について <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 先月26日の南日本新聞でも紹介されていた。今後の取組について聞く。</li> </ul> </li> </ul>	62
<p>梅木勇議員 .....</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>山崩れ等の治山対策について <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 平成28年台風16号による山崩れの復旧整備状況を聞く <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 未整備箇所への対応、計画は</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	62

(2) 急傾斜地崩壊対策事業について

グランドゴルフ専用練習場の設置について

(1) たるみずスポーツランドの利用状況を聞く

(2) たるみずスポーツランド以外の施設を利用されていることの認識、  
また、陳情書に対してどのような思いか

(3) 垂水地区に専用練習場を設置すべきでは  
移住促進対策について

(1) これまでの移住促進について聞く

(2) 空き家バンクの取組について

ア 農地付き空き家の登録を

イ 農地の下限面積について

川畑三郎議員 ..... 7 1

梅雨・台風の時期になったが、防災対策は

西郷どん放映における垂水市の対応

(1) 江之島が毎回出てくる。垂水市のPRは  
認定農家の現状は

(1) 垂水市の認定農家の実態は

(2) 新規の認定農家となるための条件は

感王寺耕造議員 ..... 7 9

農業用水源確保対策事業について

(1) 平成24年度からの実績を示せ

(2) 平成29年度事業で1件水源確保ができなかったものがあるが、契  
約方法の見直し、救済策は考えられないか

(3) 来年度以降も事業実施すべきと考えるが方向性は

除草剤の使用について

(1) 新城鉄道公園内で除草剤を使用しているが、問題はないのか

(2) 土木課以外の担当課の施設内で使用はないのか

(3) 除草剤、農薬のドリフトについて、どのように指導しているのか。  
また、民有地であっても除草剤の使用を告知すべきと考えるが、今  
後の対応は

市道・農道・市河川の除草作業について

(1) 高齢化の進展により自助・共助が機能しない現状では、公助での事  
業実施が必要であると考えが見解は

(2) 重機購入・リースの考えはないのか

重症熱性血小板減少症候群（SFTS）について

- (1) ウイルス性感染症についての広報及び予防法についての今後の対応は

南の拠点整備事業について

- (1) 垂水市整備の駐車場エリア内に、未買収の土地が存在している。今後の交渉についての考えは

1. 散 会 .....	8 9
--------------	-----

第3号（6月12日）（火曜日）

1. 開 議 .....	9 2
--------------	-----

1. 一般質問 .....	9 2
---------------	-----

堀添國尚議員 .....	9 2
--------------	-----

各施設の利便性の向上等について

- (1) 国道から運動公園の進入路を進入しやすくするための改善策は。

(先の議会でも質問したが、その後の対応は)

- (2) 垂水中央バス停の渋滞解消の取組は

大隅ナンバー実現の実施について

- (1) ご当地ナンバー（大隅ナンバー）設置状況と進み具合は

市内の美化について

- (1) 商店街の国道周辺の美化については、概ね整備されていると思うが、県道、特に新港周辺やロータリー周辺の美化に取り組む必要があると思うが

- (2) 幹部派出所前の信号機角の廃屋、藪は市街地入口で見苦しく改善すべきと思うが

村山芳秀議員 .....	9 7
--------------	-----

新たな社人研の将来人口予測（2018年3月）に基づく自治体経営の在り方を問う

将来人口については、これまでの社人研予測や独自の垂水市人口ビジョンに基づく数値が使われてきたが、現実とそぐわない計画づくりもみられる。今後の自治体経営の在り方を問う

- (1) 将来予測に基づく市財政見通しと公共施設等総合管理計画の見直しについて

ア 超長期の財政シュミレーションに取り組むべきではないか

イ 今後10年間の主な建て替え及び事業は

ウ 現庁舎建設計画が及ぼす影響は	
(2) 新庁舎建設基本整備計画の見直しについて	
ア 公共施設管理計画は社人研予測、庁舎建設計画は垂水市人口ビジョンで積算根拠としている。見直しが必要。その見直しは	
(3) スタートした各種計画への影響、現況について	
ア 新総合計画の独自推計パターンの根拠は	
イ 地域包括ケアセンターが開設されて1年。ケアシステムの構築には様々な課題が見えてきていると思うが、現況と今後の方向性について	
(4) 公共交通再編への取組について	
ア 5月に視察した兵庫県篠山市は見直しに3年を要した。事前予約型乗り合いタクシー導入から9年。路線バス状況、また、地域を巻き込んだ施策など見直しが必要ではないか	
北方貞明議員 .....	107
海岸の流木について	
(1) 市内の海岸には、まだ流木が残っているが今後の対策は	
土地開発公社について	
(1) 共同店舗、訴訟問題について	
公共施設について	
(1) 公共建造物の解体等や普通財産になった旧中学校等の今後の対策について、財政課として認識している利用できない負の財産は	
新庁舎建設について	
(1) パブリックコメント、住民説明会についての感想は	
(2) 新庁舎職員250人の根拠の内訳は	
篠原静則議員 .....	116
農政について	
(1) 財産の誤った表示登記について	
(2) 農地中間管理事業について	
(3) 職員(課長)の人事について	
土木行政について	
(1) 建設業者の育成について	
(2) きれいな街づくりについて	
持留良一議員 .....	125
新庁舎建設について	

～安心・安全な庁舎、さらに多額の費用を要するこ

とや市民に身近な施設であることから、市民の理解を得ることが不可欠で、このことは何よりも前提の問題である。

(1) 説明会を終えての課題・問題の認識とそれへの今後の対応策について  
の見解は（基本構想・基本計画の新庁舎建設の基本方針に照らして）。資料の提出を求む

ア 市民が求める安心・安全な庁舎との乖離はないか

予定地の問題と防災拠点（災害時の防災拠点にふさわしい防災機能を備えた安全性・耐震性の高い庁舎）としての機能役割を果たせるのか（地震・台風・高潮・季節風・噴火降灰等による影響と機能役割の関係）。科学的検証と市民の理解が得られる（説得力）説明だったのか

イ 概算事業費とその検証は

～事業費を抑える施設整備の考え方・

方針は（求められているコンパクトで経済性が高い庁舎）

(ア) 今後、予想される建設費・資材高騰への対処方法

(イ) 求められる耐震性能と構造（防災拠点であれば耐震・性能はS  
グレードで重要度係数1.5）も含まれて積算されているのか

(ウ) 解体費用など必要な事業費が含まれているのか。単価の客観性は（類似都市との比較）

(エ) 提出資料の検証はどのようになされたのか

(オ) 規模設定での地方債基準に防災機能の加味は

ウ 決定方法と市民意思の反映

開かれた庁舎を整備するためには、事業への市民参画を今からでも求める必要がある。多額の費用を要することや市民に身近な施設であることから、市民の理解を得ることが不可欠で前提である

エ 公共事業の効率性及び実施過程の透明性をどのように確保（例—公共事業評価制度等の必要性）していくのか

(ア) 設計者の選定、デメリットとして判定基準が難しいと指摘されている。透明性・公平性・客観性と同時に専門性も必要と考えるが、どうして確保していくのか

子育て支援への取組について

(1) 国民健康保険の子ども均等割減免で子育て支援の拡充を

ア サラリーマンなどが加入する被用者保険は、子どもの人数が増え

ても保険料は変わらないが、国保は、世帯内の加入者数に応じて賦課される均等割があるため、子どもの人数に応じた国保税を負担する（子育て支援に逆行する）。子育て世帯の経済的な負担の軽減に取り組むことが、市長が掲げる「子育て支援の充実」からも検討が必要ではないか

イ 人口が増加することで地方交付税はどうなる（多子世帯による市財政への影響～財源）

ウ 全国市長会は、2016年に国への緊急要請の中で、この問題を要望しているが、内容と市長の見解は

(2) 多子世帯への子育て支援策の新たな取組へ

ア 宍粟市（しろうし）は、定住・移住を支える支援策として41のプログラムがある。住まい等への支援策は本市も劣らない内容であった。しかし、子育て支援については、特に第3子以降への取組の違いがあり充実していた。多子世帯は、自治体の歳入にも大きく貢献していることで、そこへの支援の充実で安心して経済的にも子育てができるというものである。本市も保育料など一定の支援はあるが、本格的に多子世帯への支援の充実が求められていると考えるが、見解と方向性について

主要種子法廃止に伴う問題と対策について（在来種、食の安全を守って）

(1) 廃止に伴う課題は。稲作農家への影響は。将来的には

(2) 県の種子関連事業への取組は維持する方向か（優良種子の生産と供給体制の維持～農業試験場や奨励品種制度の維持、種取農家の保護等が必要）。国は確実に支援を継続する方向か。今後、市に求められていることは何か

安心・安全な交通対策について

(1) 道路区画線（路面標示）の道路管理者（管理区分）は

(2) 路面標示の点検や対策は。「問題箇所」の把握は

(3) 錦江町の垂水中央病院前等の要望書の経過と対策は

1. 散 会 ..... 1 3 9

---

第4号（9月22日）（金曜日）

1. 開 議 ..... 1 4 2

1. 議案第45号・議案第46号・議案第49号～議案第54号・陳情第9号・  
陳情第10号 一括上程 ..... 1 4 2

委員長報告、質疑、討論、表決	
1. 意見書案第8号 上程 .....	1 4 6
質疑、表決	
1. 議案第55号・議案第56号 一括上程 .....	1 4 6
公営企業決算特別委員会設置、付託、閉会中の継続審査	
1. 閉    会 .....	1 4 7





平成30年第2回垂水市議会定例会

1. 会期日程

月 日	曜	種 別	内 容
6 ・ 1	金	本会議	会期の決定、議案等上程、説明、質疑、討論、一部表決、一部委員会付託
		委員会	国道整備促進特別委員会
6 ・ 2	土	休 会	
6 ・ 3	日	〃	
6 ・ 4	月	〃	
6 ・ 5	火	〃	(質問通告期限：正午)
6 ・ 6	水	〃	
6 ・ 7	木	〃	
6 ・ 8	金	〃	
6 ・ 9	土	〃	
6 ・ 10	日	〃	
6 ・ 11	月	本会議	一般質問
6 ・ 12	火	本会議	一般質問
		委員会	桜島火山活動対策特別委員会
6 ・ 13	水	休 会	
6 ・ 14	木	〃	委員会 産業厚生委員会 (現地視察・議案審査)
6 ・ 15	金	〃	委員会 総務文教委員会 (現地視察・議案審査)
6 ・ 16	土	〃	
6 ・ 17	日	〃	
6 ・ 18	月	〃	
6 ・ 19	火	〃	
6 ・ 20	水	〃	
6 ・ 21	木	〃	委員会 議会運営委員会
6 ・ 22	金	本会議	委員長報告、質疑、討論、表決、議案等上程、説明、質疑、討論、一部表決、一部委員会付託

2. 付議事件

件 名

報告第 2号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度垂水市一般会計補正予算（第7号））

- 報告第 3号 専決処分の承認を求めることについて（垂水市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例）
- 報告第 4号 専決処分の承認を求めることについて（垂水市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 報告第 5号 専決処分の承認を求めることについて（垂水市税条例の一部を改正する条例）
- 議案第 45号 垂水市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例 案
- 議案第 46号 垂水市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例 案
- 議案第 47号 垂水市固定資産評価審査委員の選任について
- 議案第 48号 垂水市固定資産評価審査委員の選任について
- 議案第 49号 高規格救急自動車・高度救命処置用資機材購入契約について
- 議案第 50号 平成30年度垂水市一般会計補正予算（第1号） 案
- 議案第 51号 平成30年度垂水市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） 案
- 議案第 52号 平成30年度垂水市介護保険特別会計補正予算（第1号） 案
- 議案第 53号 垂水市税条例の一部を改正する条例 案
- 議案第 54号 28災中洲橋橋梁災害関連事業（上部工工事）契約について
- 議案第 55号 平成29年度垂水市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 議案第 56号 平成29年度垂水市病院事業会計決算の認定について
- 意見書案第8号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための、2019年度政府予算に係る意見書（案）

#### 陳 情

- 陳情第 9号 生産性向上特別措置法に基づく導入促進基本計画の策定及び固定資産税の特例措置について
- 陳情第10号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための、2019年度政府予算に係る意見書採択の要請について

平成 3 0 年 第 2 回 定 例 会

会 議 録

第 1 日 平成 3 0 年 6 月 1 日



本会議第1号（6月1日）（金曜）

出席議員 14名

1番	村山芳秀	8番	持留良一
2番	梅木勇	9番	池山節夫
3番	堀内貴志	10番	北方貞明
4番	川越信男	11番	森正勝
5番	感王寺耕造	12番	川尻達志
6番	堀添國尚	13番	篠原静則
7番	池之上誠	14番	川畑三郎

欠席議員 0名

地方自治法第121条による出席者

市長	尾脇雅弥	生活環境課長	高田 総
副市長	長濱重光	農林課長	楠木雅己
総務課長	森山博之	併任	
併任		農業委員会	
監査事務局長		事務局長	
企画政策課長	角野 毅	水産商工	二川隆志
財政課長	和泉洋一	観光課長	
税務課長	港 裕幸	土木課長	東 弘幸
市民課長	鹿屋 勉	水道課長	園田昌幸
併任		会計課長	萩原竹和
選挙管理		消防長	後迫浩一郎
委員会		教育長	坂元裕人
事務局長		教育総務課長	紺屋昭男
保健課長	橋 圭一郎	学校教育課長	明石浩久
福祉課長	榎園雅司	社会教育課長	野嶋正人

議会事務局出席者

事務局長	田之上 康	書記	松尾智信
		書記	瀬脇恵寿

平成30年6月1日午前10時00分開会

△開 会

○議長（池山節夫） 定刻、定足数に達しておりますので、ただいまから平成30年第2回垂水市議会定例会を開会します。

△執行部紹介

○議長（池山節夫） ここで、去る4月1日付で課長等の異動があり、紹介のための発言の申し出がありましたので、これを許可します。

○総務課長（森山博之） おはようございます。総務課長併任監査事務局長を拝命いたしました森山でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○財政課長（和泉洋一） おはようございます。財政課長を拝命いたしました和泉洋一でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○福祉課長（榎園雅司） おはようございます。福祉課長兼福祉事務所長を拝命いたしました榎園雅司でございます。垂水市発展のため精いっぱい取り組みますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○保健課長（橘圭一郎） 保健課長兼地域包括ケアセンター長を仰せつかっております橘圭一郎でございます。市民の福祉のため献身してまいります。どうぞよろしくお願いいたします。

○水産商工観光課長（二川隆志） おはようございます。4月1日より水産商工観光課長を務めさせていただいております二川隆志でございます。今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。

○土木課長（東 弘幸） おはようございます。このたび土木課長を拝命いたしました東弘幸でございます。よろしくお願いいたします。

○農林課長（楠木雅己） おはようございます。4月1日付で農林課長併任農業委員会事務局長を拝命いたしました楠木雅己でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○教育総務課長（紺屋昭男） おはようございます。教育総務課長を拝命しました紺屋昭男です。一生懸命頑張りたいと思います。よろしく申し上げます。

○学校教育課長（明石浩久） おはようございます。このたび学校教育課長兼学校教育給食センター所長を拝命いたしました明石浩久でございます。垂水中央中学校勤務時には、議員の皆様にご心強いご支援を賜りました。まことにありがとうございます。今後ともよろしくお願い申し上げます。

○税務課長（港 裕幸） おはようございます。4月1日付で税務課長を拝命いたしました港裕幸です。どうぞよろしくお願いいたします。

○市民課長（鹿屋 勉） 市民課長の鹿屋勉でございます。新城支所長と牛根支所長を兼務しております。あわせて選挙管理委員会事務局長を拝命しております。どうぞよろしくお願いいたします。

○水道課長（園田昌幸） おはようございます。このたび水道課長兼任土木課参事を拝命いたしました園田昌幸でございます。よろしくお願いいたします。

○会計課長（萩原竹和） おはようございます。このたび会計管理者兼会計課長を拝命いたしました萩原竹和です。どうぞよろしくお願い申し上げます。

△開 議

○議長（池山節夫） それでは、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

△会議録署名議員の指名

○議長（池山節夫） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第80条の規定により、議長において堀内貴志議員、川尻達志議員を指名します。

#### △会期の決定

○議長（池山節夫） 日程第2、会期の決定を議題とします。

去る5月25日議会運営委員会が開催され、協議がなされた結果、本定例会の会期をお手元の会期日程表のとおり、本日から6月22日までの22日間とすることに意見の一致を見ております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池山節夫） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から6月22日までの22日間と決定しました。

#### △諸般の報告

○議長（池山節夫） 日程第3、諸般の報告を行います。

この際、議長の報告を行います。

監査委員から平成30年2月分、3月分及び4月分の出納検査結果報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

次に、去る5月30日、東京都の東京国際フォーラムにおいて第94回全国市議会議長会定期総会が開催され、本市議会から感王寺耕造議員が市議会議員在職10年、堀添國尚議員及び池之上誠議員が市議会議員在職15年以上の一般表彰を授与されましたので、ここにご報告し、お喜びを申し上げます。

なお、議会閉会後に表彰状の伝達式を行いますので、議場にいらっしゃる皆様方はしばらくお残りください。

以上で、議長報告を終わります。

〔市長尾脇雅弥登壇〕

○市長（尾脇雅弥） 3月定例議会後の議会に報告すべき主な事項について、報告をいたします。

安心安全なまちづくりのための対策といたしまして、備蓄品の効率的な配布並びに保管管理を図るため、3月に垂水中央運動公園敷地内に

備蓄倉庫を建設いたしました。今後も非常時に備え計画的かつ継続的に備蓄を行ってまいります。

なお、一昨年の台風16号以降は、幸いにも大きな被害は発生しておりませんが、梅雨入りや台風シーズンに備え、5月18日に災害復旧箇所工事進捗状況並びに情報の共有を図るため、関係者と防災点検を実施いたしました。

また、5月19日には災害対応体制の強化を図るため、今回は特に適正な初動対応の取組について確認を行うなど、時間経過とともに変化する災害を想定した図上訓練を実施し、職員の意識高揚を図ったところでございます。

加えて、5月21日には、大隅地域振興局などの関係機関で構成しております深港川連絡会議を開催いたしました。会議においては、深港川の工事進捗状況の情報共有を図り、集水井戸及び砂防堰堤がおおむね完成しましたことから、鹿児島大学地頭菌教授より土石流の危険度が低くなったとの見解をいただき、これまでの深港川独自の避難基準を廃止し、従来の本市地域防災計画による運用基準を適用することといたしましたところでございます。

次に、企画政策課所管事項について報告をいたします。

南の拠点整備事業でございますが、本年4月25日に国土交通省九州地方整備局において、道の駅たるみずはまびらとして登録が行われました。これを受けまして、本日より7月17日まで、道の駅の愛称募集を行い、市民の皆様や利用される多くの方々にとって親しみやすい愛称を、決定をしてみたいと考えております。

なお、3月には地方創生拠点整備交付金を活用いたしましたマリンスポーツ施設が完成をいたしました。今後マリンスポーツ施設の充実を図るとともに、南の拠点エリア全体の施設整備を進め、複合的な活用で相乗効果を生み出す施設づくりに取り組んでまいります。

次に、企業版ふるさと納税を活用いたしました、地域若者就地拡大プロジェクト事業につきましては、鹿児島国際大学において、4月11日に寄附講座がスタートしております。本年度からは大学のご協力のもと、単位を修得できる正規授業に位置づけられたこともあり、51名もの学生が履修登録をいただいております。

なお、5月19日には、本市において垂水市の観光資源と集客イベントをテーマにフィールドワークが実施をされております。本年度が事業計画の最終年度となっておりますことから、引き続き教育機関と連携し、学生が地域への実践的な経営スキルを学び、地域の魅力や仕事のやりがいを実感していただき、本市への就職につなげていけるよう取り組んでまいります。

次に、地域振興でございますが、昨年度、地域振興計画の中間見直し版を策定されました牛根地区と新城地区の事業について、国に申請をしておりましたが、過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業において、5月28日付で総務省より交付決定をいただきました。

本議会に、当該事業にかかわります補正予算を上程しておりますので、ご承認をいただきましたら、よりよい地域づくりを目指し、両地区の関係者の皆様方と連携し地域振興の具現化を図ってまいります。

次に、ふるさと応援寄附金でございますが、平成29年度も本市出身者をはじめ、多くの方々にご協力をいただき、平成28年度の2万9,331件、約6億1,400万円を大幅に上回る3万9,632件、約8億6,600万円のご寄附をいただきました。

平成30年度も特産品の掘り起こしや開発、全国への情報発信を充実させ、地場産業の振興を図り、ふるさと応援寄附金制度の向上に努めてまいります。

新庁舎建設関連事業でございますが、新庁舎整備の基本方針を初め、庁舎の機能、規模、整

備位置等を盛り込んだ、新庁舎建設基本計画を3月末に決定いたしました。

この基本計画の決定に伴いまして、市民の皆様へ丁寧な情報提供を行うために、住民説明会を5月14日から29日にかけて6会場、7回開催をし、参加者は延べ262人ございました。市民の皆様からいただきましたご意見を踏まえ、垂水市に相応しい庁舎づくりに生かしてまいりたいと考えております。

なお、本年度実施予定の設計業務でございますが、設計事業者をプロポーザル方式で選定するための、第1回目の審査委員会を5月22日に開催し、実施に関する要領等を協議いただきまして、本日から設計事業者の公募を開始したところでございます。

今後、公平性、透明性に配慮しながら、信頼できる設計事業者選定業務を行ってまいります。

次に、農林関係についてでございます。

農業委員会では、平成26年度より耕作放棄地解消事業に取り組み、これまでの5年間で7筆5,073平米の耕作放棄地の解消に取り組んできていただいたところでございます。本年度は、上野台地の本城地区において、ことし1月に、耕作放棄地を農業委員の方々自ら農地として再生した865平米の畑に、ジャガイモとトウモロコシを作付され、先日5月17日にジャガイモの収穫作業が行われ、その一部が給食センターに提供されております。

さて、3月議会で議会の同意を得て任命いたしました10名の新農業委員で、本日農業委員会臨時総会が開催をされ、新体制の役員が決定されることとなっております。

また、新たな制度として、農地利用最適化推進委員制度が設置され、その委員の選定につきましても、本日の臨時総会で選定され、7月1日より農業委員会より委嘱される予定でございます。

次に、観光振興の観点から、桜島・錦江湾ジ

オパーク推進協議会への入会の要請が鹿児島市長からあり受託をいたしました。今後は始良市を含めた3市で当地域の科学的、文化的に貴重な地質遺産を保全し、観光資源として地域の活性化を目的とした、世界ジオパーク認定に向けて連携して取り組んでまいります。

続きまして、4月末からの大型連休における主な観光事業、観光拠点の状況を報告いたします。

本市におきましては、道の駅たるみず13周年創業祭、高峠春のつつじ祭り、第5回2018花と温泉と溪谷のまち垂水ジュニオールスーパーリーグ in 鹿児島、垂水カンパチ祭りの四つのイベントをたるみず春フェスタと位置づけまして、観光地をつなぐスタンプラリーを行うなど、本市の観光振興並びに交流人口の増加に向けて取り組んだところでございます。

まず、高峠つつじヶ丘公園につきましては、4月下旬に見頃を迎え、5月6日までの期間、約1万6,400人の来園者でにぎわいました。ことは、例年と比べて花のつきがよく天候にも恵まれ、また祭り期間中は、大野原地区の皆様が物産販売やおもてなしをされ、多くのお客様に喜んでいただきました。

第5回2018花と温泉と溪谷のまち垂水ジュニオールスーパーリーグ in 鹿児島におきましては、県内外から5チームの参加があり、延べ滞在人数は476人でございました。

森の駅たるみずにおきましては、指定管理事業者の運営のもと、マス釣りや麺流しなど来館者増に向けた取組が行われ、期間中約4,000人のお客様に訪れていただきました。

また、本市の観光拠点の中心であります道の駅たるみずにおきましては、4月22日に13周年創業祭が開催をされました。道の駅のゴールデンウィーク、4月28日から5月6日までの間に、県内外より約4万人のお客様にお越しいただいたとの報告を受けているところでございます。

次に、水産関係でございますが、垂水市漁協主催により第18回垂水カンパチ祭りは5月3日、4日の2日間開催されました。昨年に引き続き、第5回どんぶりグランプリを開催し約6,000食が販売され、またカンパチのつかみ取りや一本釣り、餌やり体験等のイベントに加え、加工品等の販売や垂水高校生の女子生徒で構成された鹿児島フィッシュガールによるカンパチの解体ショーも実施をされました。県内外から親子連れをはじめ、約1万5,000人の来場者があり、大盛況であったとのことでございます。

4月から5月の教育旅行では、インドネシアから2校48人、国内では1校134人の生徒さんに本市を訪れていただき、延べ49の民泊家庭に受け入れをしていただきました。今後もより一層誘致活動を積極的に行い、イベントやスポーツ合宿、教育旅行において、多くの皆様が本市に訪れていただけるよう取り組んでまいります。

次に、学校教育関係でございますが、新学習指導要領の移行期に入り、4月から小学校外国語活動の授業時数が増加されました。それに伴いまして、小学校外国語活動指導講師を1人増員し、市内の全小学校におきまして、児童が英語になれ親しむ活動が展開をされております。

また、中学生を対象とする「夢の実現 学びの教室」も4月末からスタートいたしました。本年度は39人、中学校1年生全体の45%という、これまでのない多くの中学生が参加をしています。月に2回土曜日の午後、9人の講師の指導のもと学習に取り組んでおります。

また、7月に計画しております青少年海外派遣事業、夢の翼の実施に向けまして、5月16日から18日まで、学校教育課長と担当指導主事の2人が香港での事前視察を行ってまいりました。交流先であります王肇枝中学校では、本市の中学生が数学などの授業をともに受けたり、現地生徒とともに観光地散策を行ったりするなどの交流内容の協議が行われました。本市中学生が

異文化に触れ国際感覚を養う、そして、国際社会で活躍しようとする意欲を大いに高める貴重な機会とするために、さらに協議検討を進めてまいります。

次に、社会教育関係でございますが、5月20日には、市民館において、市民の皆様の生涯にわたっての学習を推進するために、生涯学習オープニングを開催いたしました。

内容といたしましては、前年度の講座の中から3団体が学習発表をされ、また、開設する15講座の内容や講師の紹介などが行われました。

当日は市民講座生や地区公民館講座生など230名の参加があり、本年度も市民の皆様が生涯を通して豊かな生活を営んでいただける学習環境を整えることができたと考えております。

また同日、市民館1階玄関ロビーにて、市内小中学生の作品を常設展示することにより、子供たちが絵を好きになり、自信を持つ契機となるようにとの願いを込めて、新しく開設いたしました、「子どもたちの夢と感動を育む」絵画ギャラリーのオープニングセレモニーを行いました。

さらにその後、文化会館において、市制施行60周年記念事業の一環として整備いたしました、和田栄作画伯顕彰碑移転並びに記念モニュメント建立のセレモニーを行い、和田画伯の人柄や功績を偲び、顕彰する機会となりました。

これらは、いずれも文化的にも元気で潤いのあるまちづくりに貢献しようとするものでございます。

なお、瀬戸口藤吉翁の顕彰碑移転、記念モニュメント建立セレモニーにつきましては、6月13日に開催されます瀬戸口藤吉翁のふるさとコンサートの際に行い、あわせて、海上自衛隊東京音楽隊による表敬演奏も計画しているところでございます。

次に、出張用務につきましては、5月10日から佐賀県佐賀市で開催されました九州市長会で

は、各種議案の審議と災害時相互支援体制についての協議が行われました。これは災害時に、県内外の市相互支援を行うものであり、今後本市にとりましても期待が持てるとともに、重要な役割を担うものであります。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（池山節夫） 次に、総務文教委員会委員長から所管事項調査の報告の申し出がありますので、これを許可します。

[総務文教委員長持留良一議員登壇]

○総務文教委員長（持留良一） おはようございます。所管事項調査報告を行っていきたいと思います。

総務文教委員会は5月16日から5月18日にかけて、兵庫県篠山市と宍粟市を視察、研修を行ってまいりました。

最初に、兵庫県篠山市の視察の目的は、地域交通政策の取組で、交通事情に応じた多面的な対応策をとって、地域住民の要望に応える取組を行っているということがありました。その取組や内容に学び、今後の垂水市への交通政策のあり方や政策提言を行っていききたいというものがありました。

ご存じのように、公共交通は住民の日常生活における重要な移動手段であり、地域経済にとっても、地域社会の形成のために不可欠なものです。ところが自家用自動車の普及やそれへの依存が増加し、さらに人口減少等の影響により、結果として公共交通事業者の経営悪化を招き、公共交通の路線の廃止や減便といったサービスの縮小が起きました。

一方では、今日、少子高齢化社会の進展、移動手段を持たない高齢者の増加、障害者等の社会参画、さらにエネルギーのあり方など、環境社会の見直しにより、公共交通の重要性が高まってきています。これらの中、垂水市も篠山市もそれへの対応が自治体の責務として問われてきていました。

今、公共交通により円滑に移動することが可能な地域社会を実現することが求められ、利用するものはもとより、地域社会全体で地域交通を支えることが重要です。

篠山市は公共交通の課題として5点を上げ取り組んでいます。

1点目は全地域への対応、2点目はバス交通を中心とした公共交通ネットワーク形成への対応、3点目は公共交通への対応、4点目は高齢化社会進展への対応、そして5点目は生活交通路線の維持、確保への対応という内容で取り組んでいます。

これらの視点は、誰でも、いつでも、どこでも自由に移動、交通できる、いわゆる市民の交通権が保障された公共交通環境社会の実現を目指すものと考えます。

この対策のあり方として、交通事情においた多面的な対応策をとって、地域住民の要望に応える取り組みであり、その具体化を図るため、公共交通対策協議会の設置活動がありました。この設立が何よりも、利用者の、また住民の立場で協議、解決していくという行政の基本的な姿勢が示されていたということでもあります。

具体的な取り組みとしては、路線バスの他事業者への移管、廃止代替バスの設定、スクールバスの活用、乗合タクシーの運行です。需要の低い路線については、タクシーやジャンボタクシーバス、タクシーをバスとして運行、既存のバスへの混乗、いわゆるスクールバスへの市民がそれを活用していくというようなことのような取組も行われています。

その後、利用者が過疎地域等で激減していることが起こり、行政としても高齢化社会への対応や医師会、自治会からの買い物や通院保障で地域社会を守ってほしいとの要望の声がありました。この要望に応えるために、平成27年度から公共交通網の再編に着手することになりました。

ここで、着目すべきは各部門から再編に向けての取組が行われていることです。公共交通担当者、福祉バス、外出支援担当者、スクールバス担当者によりプロジェクトを設置し、検討が始まっています。その中で困難地域でも責任と事業主体として取り組んでいる自家用有償旅客運送事業は注目するものでした。常に問題が発生したならば協議していくという取組、また負担問題では自治会も検討して一定の負担をしていくという、今日の自治のあり方も検討していくことが提起をされたというふうに思います。

これら内容と取組、そして観点から、今回の研修での重要な点は、交通事情においた多面的な対策をとって、地域住民の要望に応えた取組と、それらを議論する場、公共交通対策協議会が随時活動していることです。

まさに、行政が責任を持って取り組んでいる、そのようなことではないかと考えます。このことは垂水市にとっても重要な施策として、今後提言もさまざまな形で行っていききたいというふうに思います。

2番目の視察地は、兵庫県宍粟市です。視察の目的は空き家の活用対策、促進対策、特に農地つき空き家への取組について学び、垂水市の定住・空き家対策への参考にし、政策、提案としても今後の議会活動にも生かしていきたい思いから視察もいたしました。

農地つき空き家への取組については、田園回帰など農業への関心と農村への暮らしが高まっている現状と、垂水市の現状でも農地つき空き家対策は今後の大きな地域の避けて通れない課題になると考えます。

このような中、国土交通省は、移住希望者等に対して小規模農地と空き家をセットして売却をしたり、貸出する取組について、地方自治体向けの手引きを作成をいたしました。この目的は、地方で増加する空き家の有効活用と新規就農希望者と、家庭菜園に興味がある人たちの地

方移住を促す狙いがあると報道されています。その手引きの中に先進地として、兵庫県宍粟市や佐用町、島根県雲南市、大分県豊後高田市、竹田市が紹介をされています。

さらに、大きな背景として、都市部の住民の農山漁村に移住したいという田園回帰という意向が潜在的な高い要望としてあるということです。さらに現状の移住者の中で、就農時に農地と住宅の確保に苦労しているという課題があり、これらの課題は、農地付き空き家の取組に大きく貢献していくものであり、先進地の取組からも明らかになってきています。

そこで、宍粟市の取組の背景は、移住者から移住をきっかけに農業をしたいの要望や、不在地主の増加により遊休農地が増加傾向にあることから、農業政策として位置づけられた取組も始まっています。

その取組の課題、農地法との関係で農地、やはり小規模農地等の取得が課題であったということでした。それは、農地の権利取得には農業委員会の許可が必要になります。理由は農業生産力の増進や農地の効率的な利用など、農業政策の観点から一定の面積が必要であるということからです。

そこで、問題の解決の手段が、農業委員会の判断で、これよりも小さい面積をいわゆる別段の面積として設定することが可能になっているとのことでした。宍粟市は、これらを活用して事業をスタートさせました。新規就農を促進するため適当と認められる面積を別段の面積とすることが可能、これはいわゆる皆さんもご存じのとおり、農地法施行規則第17条第2項、遊休農地等が相当程度存在している。小規模の増加により、区域内周辺の農地の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じるおそれがある、そういう場合は、この別段という形での農地法の法律を活用して、別段面積として運用できるということでもあります。

結果、農地付き空き家バンク登録17件、そのうち成約済み11件、農地23筆になったと説明がありました。空き家に付随する農地については、別段面積を100平米1アールまで引き下げて取り組んでいる自治体が増えてきているとの報告もされました。

今回の視察から検討すべき課題は、空き家対策を中心とした人口減少時代にふさわしい住宅政策として確立することも必要ではないかということです。宍粟市は、農業政策とセットして住宅を考えている。地域の土地利用ビジョンのような全体としてのまちづくりを展望するような活用が必要ではないかと考えさせられました。

さらに、公民連携も今後の大きな鍵になるようです。今後政策で提言できるように議会でも集团的にこの問題は深めていきたいというふうに思います。

移住定住対策については、垂水市同様の取組で住宅支援事業が実施されていましたが、注目は起業家支援、通勤通学支援、第三子支援などあり、その中で大きな注目は、きめ細かな体系づけられた妊娠・出産、子育て支援があるということです。これらは学ぶ点であり、新たな角度からの定住移住のあり方を研究する必要が議会にも求められていると考えます。

今後、委員会としても、政策提言できるように取り組んでいきたいと思います。

以上で、視察の報告を終わります。

**○議長（池山節夫）** 以上で、諸般の報告を終わります。

△報告（平成29年度垂水市一般会計繰越明許費繰越計算書について）

**○議長（池山節夫）** 日程第4、報告を行います。

平成29年度垂水市一般会計繰越明許費繰越計算書について、報告を求めます。

**○財政課長（和泉洋一）** おはようございます。

平成29年度垂水市一般会計繰越明許費繰越計

算書につきまして、ご報告申し上げます。

平成29年度の歳出予算の経費のうち、年度内にその支出を終わらない見込みのものにつきまして、地方自治法第213条の規定により、平成30年度に繰り越して使用しますことを、3月議会の平成29年度補正予算（第6号）でご承認いただいておりますので、その繰越明許費について、同法施行令第146条第2項の規定に基づき、繰越計算書をご報告申し上げますのでございます。

繰り越された経費は、お配りしております平成29年度垂水市一般会計繰越明許費繰越計算書に記載しているとおりでございます。

繰越事業の内容でございますが、2款総務費3項戸籍住民基本台帳費は、個人番号カード交付事業費補助金を平成30年度に繰り越したものでございます。

6款農林水産業費1項農業費の畜産クラスター事業補助金は、年度内に事業が完了せず繰り越したものと、国の補正予算に伴う事業量の増により平成30年度に繰り越したものでございます。

8款土木費2項道路橋梁費の5事業については、年度内に事業が完了しなかったため、平成30年度へ繰り越したものでございます。5項都市計画費の南の拠点整備事業は、公園整備工事が年度内に完了しなかったために、平成30年度へ繰り越したものでございます。6項住宅費は、国の平成29年度補正予算による社会資本整備総合交付金を活用し、平成30年度に繰り越して、市住中之平団地建替事業を実施するものでございます。なお、平成30年度当初予算で予算化している同予算については、補正予算第1号で減額いたします。

11款災害復旧費1項農林水産施設災害復旧費のうち、林業用施設現年発生補助災害復旧事業は、平成29年の台風18号による林道災害復旧事業が、年度内に事業完了しなかったため繰り越

すものであり、林業用施設過年発生補助災害復旧事業は、平成28年の台風16号による災害復旧事業として平成29年度に発注を行った工事のうち、年度内に事業完了しなかったものについて繰り越すものでございます。

繰越明許費全体といたしまして、11事業の総額8億6,816万9,000円でございますが、繰り越しに要する財源は国・県支出金、地方債、一般財源等でございます。

以上で報告を終わります。

○議長（池山節夫） 以上で、日程第4、平成29年度垂水市一般会計繰越明許費繰越計算書についての報告を終わります。

△報告（平成29年度垂水市一般会計事故繰越し繰越計算書について）

○議長（池山節夫） 次に、日程第5、報告を行います。

平成29年度垂水市一般会計事故繰越し繰越計算書についての報告を求めます。

○財政課長（和泉洋一） 続きまして、平成29年度垂水市一般会計事故繰越し繰越計算書につきまして、ご報告申し上げます。

地方自治法施行令第150条第3項の規定に基づき、平成29年度事故繰越し繰越計算書を報告いたします。

今回事故繰越となった事業は、平成28年度台風16号による災害復旧事業に係るもので、災害復旧事業中に再度災害が発生したことや、国との協議等で工法の変更があったことが繰越の理由であり、国、県との繰越協議を行った上での繰越となりますので、補助率等にも影響はなく本市財政への影響はございません。

今回繰り越しを行う箇所の災害復旧の事業完了につきましては、計画より遅れることとなりますが、やむを得ない理由による繰越となりますので、ご理解いただきたいと考えております。

繰越事業の内容でございますが、11款災害復旧費1項農林水産施設災害復旧費は、平成28年

度井川頭首工災害復旧事業が農政局との工法変更の協議に時間を要したため、平成28年度林道海潟麓線災害復旧事業が地盤の支持力が得られず工法変更となったため、年度内完了ができなかったものでございます。

2項公共土木施設災害復旧費は、市道松尾線が地質調査による工法変更、市道内ノ野5号線が災害復旧事業中に再度災害が発生し、年度内完了ができなかったものでございます。

事故繰越全体としまして、4事業の総額1億7,800万円でございますが、繰越に要する財源は国・県支出金、地方債、一般財源でございます。

以上で、報告を終わります。

**○議長（池山節夫）** 以上で、日程第5、平成29年度垂水市一般会計事故繰越し繰越計算書についての報告を終わります。

△報告（平成29年度垂水市水道事業会計予算の繰越に関するることについて）

**○議長（池山節夫）** 次に、日程第6、報告を行います。

平成29年度垂水市水道事業会計予算の繰越に関するることについての報告を求めます。

**○水道課長（園田昌幸）** おはようございます。

平成29年度垂水市水道事業会計予算の繰越につきまして、ご報告申し上げます。

地方公営企業法第26条第1項及び第3項の規定に基づき報告いたします。

今回繰越となった事業は、南の拠点整備事業配水管布設工事浜平地区2工区の工事費であります。開発行為後速やかに工事施工できますよう繰り越すものでございます。

以上で報告を終わります。

**○議長（池山節夫）** 以上で日程第6、平成29年度垂水市水道事業会計予算の繰越に関するることについての報告を終わります。

△報告第7号～報告第10号一括上程

**○議長（池山節夫）** 日程第7、報告第2号から日程第10、報告第5号までの報告4件を一括議題とします。

件名の朗読を省略します。

報告第2号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度垂水市一般会計補正予算（第7号））の報告について

報告第3号 専決処分の承認を求めることについて（垂水市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例）の報告について

報告第4号 専決処分の承認を求めることについて（垂水市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の報告について

報告第5号 専決処分の承認を求めることについて（垂水市税条例の一部を改正する条例）の報告について

**○議長（池山節夫）** 報告を求めます。

**○財政課長（和泉洋一）** 報告第2号専決処分の承認を求めることについて、ご説明を申し上げます。

特別交付税の確定により、地方財政法第7条第1項の規定に伴う財政調整基金の積立の執行及び地方債の借入限度額の設定に急施を要しましたので、平成30年3月26日に平成29年度垂水市一般会計補正予算（第7号）を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分し、同条第3項の規定によりご報告を申し上げ、承認を求めようとするものでございます。

補正の理由でございますが、平成29年度の特別交付税が確定したことから、地方財政法第7条第1項の規定により、前年度繰越金の2分の1を財政調整基金等の積立に予算措置したものと

でございます。

また、4ページの第2項地方債の補正にありますとおり、道路整備事業に係る過疎債の限度額を変更し、4,400万円としたものでございます。

今回、歳入歳出とも1億4,500万円を増額いたしましたので、これによります補正後の歳入歳出予算額は128億4,902万5,000円になります。補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページの第1表歳入歳出予算補正に掲げてあるとおりでございます。

事項別明細でございますが、8ページをお開きください。

歳出は2款総務費1項総務管理費8目財産管理費の財政調整基金積立金でございます。8款土木費2項道路橋梁費1目道路維持費は地方債の借入れ増額等に伴う財源組替でございます。

これらに対する歳入は、戻りまして5ページの事項別明細総括表及び7ページの歳入明細にありますとおり、各種交付金、特別交付税、地方債の増額補正により収支の均衡を図っております。

以上で報告を終わりますが、ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

**○福祉課長（榎園雅司）** 報告第3号専決処分  
の承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が、平成30年3月30日に公布され、平成30年4月1日から施行されたことに伴い、放課後児童健全育成事業の運用に係る資格管理の基準の整理に急務を要しましたので、垂水市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を、地方自治法第179条第1項の規定により3月30日に専決処分をし、4月1日から施行したところでございます。それに伴

い、同条第3項の規定によりご報告申し上げ、承認を求めようとするものでございます。

それでは、改正の内容について添付してまいります新旧対照表でご説明いたします。

第10条第3項は、放課後児童支援員の拡充資格要件を定めており、第4号は教諭となる資格を有する者を放課後児童支援員の資格者として定めているところでございますが、この規定が教員免許の種類等において、解釈しづらい規定であったことから、省令の改正に基づき、教育職員免許法第4条に規定する免許状を有する者と改めたものでございます。この教育職員免許法第4条には、教員免許状の種類が定められており、改正により引用することで、対象者の範囲が明確に示されるものでございます。

なお、この改正により、改正前と改正後の対象者の範囲に変更はございませんが、解釈として、臨時免許状や特別免許状の取得者、また普通免許状を、普通教員免許を取得している者で、免許の更新をせず失効している者等も資格者として明確に示されたものでございます。

次に、第10条第3項第10号でございますが、5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって市長が適当と認めたもの、を新たに加えたものでございます。

以上で、垂水市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の専決処分について、ご報告を終わりますが、ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

**○市民課長（鹿屋 勉）** 報告第4号専決処分  
の承認を求めることについてご説明申し上げます。

地方税法施行令等の一部を改正する政令が平成30年3月31日に公布され、平成30年4月1日から施行されたことに伴い、平成30年度の国民健康保険税の賦課に急務を要しましたので、地方自治法第179条第1項の規定により、垂水市

国民健康保険税条例の一部を改正する条例を平成30年3月31日に専決処分し、4月1日から施行いたしました。このことにつきまして、地方自治法第179条第3項の規定によりご報告を申し上げ、承認を求めようとするものでございます。

それでは、改正の内容を新旧対照表でご説明申し上げます。

下線を引いたところが改正部分でございます。

第2条第2項は、国民健康保険税の基礎課税額の上限額54万円を58万円としております。

第23条第2号は、5割軽減の基準について被保険者数に乗ずる金額27万円を27万5,000円とし、同条第3号は2割軽減の基準について被保険者数に乗ずる金額49万円を50万円としておりました。これらの改正により、国民健康保険税の軽減対象の範囲を拡大し、所得の少ない被保険者世帯の負担軽減を図るものでございます。

以上で、報告を終わりますが、ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○税務課長（港 裕幸） おはようございます。

報告第5号専決処分の承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

平成30年度税制改正の大綱を受け、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令、地方税法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令、地方税法施行令の一部を改正する政令、地方税法施行規則の一部を改正する省令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が、平成30年3月31日にそれぞれ公布され、一部が同年4月1日から施行されたことに伴いまして、平成30年度の市税の負担に急施を要しましたので、垂水市税条例の一部を改正する条例を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分とし、4月1日から施行したところでございます。

そのため、地方自治法第179条第3項の規定に基づきご報告申し上げ、承認を求めようとする

ものでございます。

平成30年度の地方税制の改正におきましては、地方消費税の清算基準について抜本的な見直しを行うほか、土地に係る固定資産税等の負担調整措置の延長、個人住民税の基礎控除等の見直し、たばこ税の税率の引き上げ等の税制上の措置を講じることとされております。

今回の市税条例の改正につきましては、平成30年度の地方税制の改正のうち、4月1日から施行となっております。土地に係る固定資産税等に関するものについて関係条文の改正、文言の整理、引用する法令等の条項の整理を行ったものでございます。

なお、ほかの個人住民税基礎控除等の見直し、たばこ税の税率の引き上げ等の税制上の措置に関する改正につきましては、施行日がことし10月以降であることから、第3回定例会に上程を予定しております。

説明につきましては、お手元の新旧対照表にてご説明申し上げますが、改正が多岐にわたっておりますので、基本的な説明とさせていただきますことをご了承いただきたいと思います。

1 ページをご覧ください。

第20条は、第48条及び第52条の改正に伴う規定の整理、第24条第1項は法律改正にあわせての文言整理、第31条は法律改正にあわせての規定の整備でございます。

1 ページから2 ページにかけての第36条の2第2項から第8項は、省令改正にあわせての文言整理による規定の整備でございます。

2 ページから3 ページにかけての第47条の3及び第47条の5は、法律改正にあわせての規定の整理。第48条第2項及び第3項は租税特別措置法第66条の7及び第68条の91並びに同法第66条の9の3及び68条の93の3の規定の適用を受ける場合、控除すべき額を法人税割額から控除することについての規定の整備。

第48条第4項から5 ページにかけての9号ま

では、法律改正にあわせての規定の整備でございます。

第52条につきましては、法律改正にあわせての法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金についての規定の整備と文言整理。

7ページに移りまして、54条第7項につきましては、省令改正にあわせての規定の整備でございます。附則第3条の2は、第48条及び52条の改正に伴う所要の規定の整備。

8ページの附則第4条は、第52条の改正に伴う所要の規定の整備でございます。

附則第10条の2は、法律改正にあわせて改正と条例の項ずれによる改正。

9ページの附則第10条の3第3項から12ページの第11項は、政令改正等にあわせての改正。

第12項は法規定の新設にあわせて新設されたもので、改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告について規定したものでございます。

附則第11条は規定の整備。13ページの附則第11条の2は、法律改正にあわせての改正でございます。

13ページから15ページにかけての附則第12条及び13条並びに第15条は、法律改正にあわせて対象となる年度等の改正でございます。

以上で、垂水市税条例等の一部を改正する条例の専決処分についての報告を終わりますが、ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（池山節夫） ただいまの報告第2号から第5号に対し、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○持留良一議員 市税条例の一部を改正する条例、基本的には文言、省令に伴う関係する条項等の見直し、その中でちょっとひっかかったのが、第10条の2項で、ここは3分の1から2分の1というふうになる。要はこの全体として、市民に対しての負担とか、またかかる税金が増

減するとかという文言となると、若干その数字にひっかかったんですけども、これについて市民への影響というのはどんなことが、全体としてあり得るのか、この点だけについてお聞きします。

○税務課長（港 裕幸） 持留議員の質問にお答えいたします。

附則第10条の2の関係でございますけれども、割合を3分の1から2分の1と、こうなっておりますけれども、第1項については水質汚濁防止法に規定する特定施設に係る特例、第2項については中小企業等が大气污染防治法、第3項は下水道に規定する公共下水道を使用する者が設置した、第4項は特定都市河川浸水被害対策法、第5項は都市計画、都市再生特別措置法、第6項は津波防止等で、これ以降も全て垂水にはほとんど影響がないものだと考えております。

以上でございます。

○議長（池山節夫） ほかにありませんか。

○梅木 勇議員 まず最初に、平成29年度垂水市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告がございましたけど、この中について具体的に……

○議長（池山節夫） どれですか、どの質問ですか。報告2号から5号までです。それ以前については、もう終わりました。

○梅木 勇議員 報告2号からですか。

○議長（池山節夫） 5号までの質疑です。

○梅木 勇議員 ごめんなさい。

○議長（池山節夫） ほかに質疑ありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山節夫） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

日程第7、報告第2号から日程第10、報告第5号までの報告4件を承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山節夫） 異議なしと認めます。

よって、報告第2号から報告第5号までの報告4件は、いずれも承認することに決定いたしました。

△議案第45号・議案第46号一括上程

○議長（池山節夫） 日程第11、議案第45号及び日程第12、議案第46号の議案2件を一括議題とします。

件名の朗読を省略します。

---

議案第45号 垂水市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例 案

議案第46号 垂水市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例 案

---

○議長（池山節夫） 説明を求めます。

○保健課長（橋圭一郎） よろしく申し上げます。

議案第45号垂水市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例案につきまして、ご説明申し上げます。

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律が平成29年度に公布され、その施行に伴う関係政令及び省令等につきましても、本年3月末にそれぞれ公布され、4月1日より施行されましたが、今回の条例改正に関する介護保険法施行規則等の一部を改正する省令につきましては、本年第1回市議会定例会閉会後に公布されましたことから、本定例会の上程となったものでございます。

今回の改正につきましては、事業者の指定を受ける者の範囲の拡大や高齢者と障害者が同一の事業所でサービスを受けやすくするための共生型サービスが創設されましたことに伴い、本市条例につきましても改正を要するものでございます。

改正の内容につきましてご説明申し上げます。新旧対照表をご覧ください。

第2条第2項は事業者の指定を受ける者について、看護小規模多機能型居宅介護に限り、病床を有する診療所を開設するものが追加されたことに伴う改正でございます。

第3条第1項は共生型地域密着型サービス事業者の特例に対応するため、追加するものでございます。第2項はサービスの内容等の記録の整備に関する基準でございますが、本項における第36条第2項に該当する地域密着型通所介護と、第40条の15第2項の指定療養通所介護を追加するものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で説明を終わりますが、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○福祉課長（榎園雅司） 議案第46号垂水市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例案について、ご説明申し上げます。

鹿児島県では、平成30年10月1日から住民税非課税世帯の乳幼児を対象とした、医療機関等での窓口負担をなくす新たな医療給付制度、いわゆる新制度の導入をすることとしており、経済的な理由により乳幼児の病院受診を控えることによる病気の重篤化を防ぐことを図ろうとするものでございます。

この議案は新制度の運用に際し、助成対象者等の整理及びその取り扱いについて必要な事項を定める必要があるため、条例の一部を改正しようとするものでございます。

それでは、改正の内容について、添付しております新旧対照表でご説明をいたします。

条例第2条は、各種の定義を定めているものであり、第1項で子供の定義について、中学校修了までの者と定め、乳幼児を含んだものとしておりますが、新制度においては、乳幼児の取扱を新たに定める必要があるため、第2項から

第5項までを1項ずつ繰り下げ、新たに第2項として乳幼児の定義を加えようとするものでございます。

乳幼児の定義としまして、6歳に達する日以降の最初の3月31日以前の者、いわゆる未就学児となります。

次に、改正後の第3項は助成対象者の子供について定義したものでございますが、改正前においては、生活保護を受けている者、重度心身障害者医療費助成制度及びひとり親家庭医療費助成制度の対象者は、それぞれの制度が優先されることから、この条例の適用除外となることを定めておりますが、新制度においては、重度心身障害者医療費助成制度及びひとり親家庭医療費助成制度の対象者のうち、市町村民税非課税世帯の乳幼児は、この条例の対象者となることから、号立てで整理した形で改めようとするものでございます。

次の第4条は助成の方法について定めたものであり、子ども医療費につきましては助成対象者に助成金を支給するものとしておりますが、新制度により非課税世帯の乳幼児においては、窓口での負担がなくなりますことから、ただし書きとして市町村民税非課税世帯の助成対象の子供のうち乳幼児が受けた保険給付に係る一部負担については、医療機関等に助成金を支給することによって行うことを、新たに加えようとするものでございます。

次に、第7条は支給申請の取り扱いについて定めたものでございますが、保険医療機関からの情報は鹿児島県国民健康保険団体連合会に加え、社会保険診療報酬支払基金鹿児島支部にも提供されることを定めようとするものでございます。

なお、附則としまして、この条例は公布の日から施行し、平成30年10月1日以降の診療分から適用しようとするものでございます。

以上で説明を終わりますが、ご審議のほどよ

ろしくお願い申し上げます。

○議長（池山節夫） ただいまの説明に対し、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○持留良一議員 子ども医療費助成の一部を改正する条例（案）についてですけれども、県が知事の公約として、これはスタートするというところで、それに伴って本市も条例が改正されるということで、ある意味では、非常に利用者にとっては、結果として大きな成果が生まれて、また利用しやすくなったのかなというふうに思うんですが、若干この中での、今、本市は無料化ということになってきて、今まで償還払いが現物給付という形になるということが、一部であるんですけども、そうしますと、窓口の混乱というのは、基本的にはなくなるのかなというふうに思うんです。それと、また就学前とその後の子供たちとの関係で、このあたりの窓口の問題というのは基本的に変わらないのか、そのあたりだけ、就学前と学童、生徒という関係の中で、このあたりの運用というのは、行政にとって不便性は生じないのかどうなのか、この点だけについてお聞きしたいと思うんですが。

○福祉課長（榎園雅司） 持留議員の質問にお答えいたします。

対象の非課税世帯につきましては、受給資格者証を希望する方には発行いたしまして、区別するようにしております。

以上でございます。

○持留良一議員 要は現物給付だから、償還払いじゃないから、事務的な手続は簡潔になるということになりますので、そうするとほかの方々に、非課税世帯の、課税世帯の人たちとの関係、また子供たちが学童、1年生、2年生から中学生まで対象ですけども、その中で、事務的な問題というのは、僕らも今まで現物給付にしてくれと、償還払いだと事務手続が大変だから、二度も三度も大変ですわということだったんですが、そのあたりでの問題というのは、行

政にとって非常に複雑になるのではないかと、非課税世帯の方々の中でも、非課税世帯はそういう形で現物給付だけど、実際上の子供たち、いわゆる1年生、3年生の上の子供たちに対しては償還払いしなきゃならないということになるんで、そういう意味での事務手続というのは、大変複雑になるんじゃないかなと、そのあたりが非常にこの型で前進はしたんだけど、そのあたりの課題があるのかなというふうに思うんで、その点についてはどうなのかなと思うんですけど。

○福祉課長（榎園雅司） 持留議員がおっしゃいますとおり、この対象者は乳幼児のみとなっております。先ほども申しましたとおり、その対象の乳幼児に対しましては受給資格者証で区別をするということにしております。

○議長（池山節夫） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池山節夫） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいまの議案第45号及び議案第46号の議案2件については、いずれも産業厚生委員会に付託の上、審査いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池山節夫） 異議なしと認めます。よって、議案第45号及び議案第46号の議案2件については、いずれも産業厚生委員会に付託の上、審査することに決定しました。

△議案第47号・議案第48号一括上程

○議長（池山節夫） 日程第13、議案第47号及び日程第14、議案第48号の議案2件を一括議題とします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第47号 垂水市固定資産評価審査委員の選任について

議案第48号 垂水市固定資産評価審査委員の選任について

○議長（池山節夫） 説明を求めます。

〔市長尾脇雅弥登壇〕

○市長（尾脇雅弥） 議案第47号垂水市固定資産評価審査委員の選任についてのご説明を申し上げます。

前任者の税務課長が人事異動によりまして辞任し、新たに垂水市固定資産評価審査委員を選任する必要が生じたので、地方税法第404条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めらるものでございます。

選任しようとする者は、垂水市税務課長の港裕幸でございます。住所は、垂水市二川632番地、生年月日は昭和34年4月13日でございます。

ご同意いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

続きまして、議案第48号垂水市固定資産評価審査委員の選任について、ご説明を申し上げます。

現在、垂水市固定資産評価審査委員会委員であります森和治氏が、平成30年6月19日をもって任期満了となりますことから、同氏を再任しようとするものでございます。

選任しようとする森和治氏の住所は、垂水市二川485番地1、生年月日は昭和24年4月13日、委員の任期は3年でございます。

なお、本議案は地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意を求めらるものでございます。

ご同意をいただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（池山節夫） ここで、暫時休憩します。

休憩時間中、全員協議会室におきまして全員協議会を開きますので、ただいまの議案を持ってご参集願います。

午前11時5分休憩

午前11時20分開議

○議長（池山節夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど議題としました議案に対し、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池山節夫） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

まず議案第47号について同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池山節夫） 異議なしと認めます。

よって、議案第47号については、同意することに決定しました。

次に、議案第48号について同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池山節夫） 異議なしと認めます。

よって、議案第48号については、同意することに決定しました。

△議案第49号上程

○議長（池山節夫） 日程第15、議案第49号高規格救急自動車・高度救命処置用資機材購入契約についてを議題といたします。

説明を求めます。

○消防長（後迫浩一郎） 議案第49号高規格救急自動車・高度救命処置用資機材購入契約について、ご説明申し上げます。

現在の牛根分遣所の救急自動車は、平成19年12月に牛根管内の企業から寄贈をしていただいた普通救急自動車で、約11年間にわたり牛根地区の救急活動等に貢献してきましたが、現在では、車両や救急資機材の老朽化が進み、走行距離も13万キロを超え、故障も増えており、救急業務に支障を来す状態になっております。

現在、牛根分遣所へ救急救命士を4名配置できるようにになりましたので、今回、高規格救急自動車・高度救命処置用資機材を更新するものでございます。

去る4月27日に、仮契約の締結をさせていただいているところでございます。ただし、契約金額が2,000万円以上につきましては、議会の議決を必要とするため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、高規格救急自動車・高度救命処置用資機材購入について、以下説明しますとおり、物品購入契約を締結するため、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的は、高規格救急自動車、高度救命処置用資器材購入。契約の方法は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約とするものでございます。随意契約の理由としましては、本市に指名登録のある業者の中で、高規格救急自動車、高度救命処置用資機材を納入できる業者は1社しかなく、これまでの購入実績とメンテナンスから随意契約とするものでございます。

契約金額は3,218万4,000円、うち消費税は238万4,000円でございます。契約の相手方は鹿児島県鹿児島市千石町1番28号、鹿児島トヨタ自動車株式会社代表取締役市坪文夫でございます。なお、契約日は議会の議決日となっております。

以上で説明を終わりますが、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（池山節夫） ただいまの説明に対し、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○川尻達志議員 今、説明を聞いて、4名要員が増えたということで了解するんだけど、ただ、これからこういう医療機器というのどんどん進歩していく、そうしたときに、一番大事なことは機械じゃなく人間なんです。練度の補充にも、向上にも十分気配りをしていただき

たいと思います。

いい機械があっても使いこなせないでしょうがないので、どんどん技術は進歩していくから、それに人間があうように、そこらについても、しっかりとした体制をつくっていただきたいと思います。

以上です。

○議長（池山節夫） 答弁が要りますか。

○川尻達志議員 なし。

○議長（池山節夫） ほかに、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池山節夫） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、総務文教委員会に付託の上、審査いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池山節夫） 異議なしと認めます。よって、議案第49号は総務文教委員会に付託の上、審査することに決定しました。

△議案第50号上程

○議長（池山節夫） 日程第16、議案第50号平成30年度垂水市一般会計補正予算（第1号）案を議題とします。

説明を求めます。

○財政課長（和泉洋一） 議案第50号平成30年度垂水市一般会計補正予算（第1号）案をご説明申し上げます。

補正の内容を記載いたしました参考資料をお配りしておりますので、あわせてご覧ください。

今回の主な補正は、歳出についてはプレミアム付商品券発行補助事業、過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業交付金、環境センターの修繕料等を増額補正し、繰越明許費と重複して計上していた中之平団地建替事業を減額補正するものでございます。

今回、歳入歳出とも1,849万1,000円を減額いたしますので、これによる補正後の歳入歳出予算総額は120億9,950万9,000円となります。

補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページから4ページまでの第1表歳入歳出予算補正に掲げてあるとおりでございます。

地方債にも補正がありましたので、5ページの第2表地方債の補正をご覧ください。

変更でございますが、公営住宅整備事業は、中之平団地建替事業の減額補正に伴うもので、過年発生補助災害復旧事業は林道井川木場線の増額補正に伴うものでございます。

変更額につきましては、今回の変更に伴う起債額を右の欄に示しております。限度額に変更し、本年度の借入限度額を10億8,270万円にしようとするものでございます。

次に歳出の事項別明細でございますが、主な事務事業等の補正についてご説明申し上げます。10ページをお開きください。

2款総務費10目企画費の報償費から使用料及び賃借料は、焼酎輸出拡大支援事業に係る講師謝金、旅費、会場借り上げ料でございます。

同じく工事請負費は、マリンパーク垂水正面玄関底に係る工事請負費でございます。

同じく負担金補助及び交付金は、地域振興計画をもとに地域の活性化を図るために、過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業交付金等でございます。

次に、3款民生費9目介護保険事業費の操出金は、法改正に対応するためのシステム改修に係る操出金でございます。

11ページをお開きください。

4款衛生費8目健康増進費の委託料は、たるみず元気プロジェクトにおける健康チェック管理のシステム改修に係る委託料でございます。

同じく2項清掃費2目し尿処理場費の需用費は、しき焼却設備コンベヤー取替の修繕料でござ

ざいます。

次に、6款農林水産業費10目堆肥センター費は、発酵室と重量シャッターの取替に係る修繕料でございます。

同じく2項林業費2目林業振興費の備品購入費は、有害鳥獣対策に係る電気柵等の購入費でございます。

同じく7目林道整備事業費の委託料は、林道施設に係る点検委託でございます。

次に、一番下の7款商工費2目商工業振興費の負担金補助及び交付金は、プレミアム付商品券発行補助金でございます。

12ページをお開きください。

8款土木費1目河川維持費の使用料及び賃借料は、河川の土砂除去に係る重機借上料でございます。

同じく6項住宅費1目住宅管理費の委託料及び工事請負費は、中之平団地建替事業について、平成30年度の歳入として予定していた、社会資本整備総合交付金が平成29年度の国の補正予算として予算化されたことに伴い、平成29年度補正予算（第6号）で繰越明許費として予算計上いたしておりますので、重複する部分について減額するものでございます。

次に、10款教育費8目芸術文化振興費の需用費から負担金補助及び交付金は、宝くじ文化公演事業に係る消耗品、仮設電源賃借料等でございます。

13ページをお開きください。

11款災害復旧費3目林業用施設補助災害復旧費の工事請負費は、林道井川木場線の工事請負費でございます。

これらに対する歳入は、前に戻っていただきまして、6ページの事項別明細書の総括表及び8ページからの歳入明細にお示してありますように、それぞれの事務事業に伴う国庫支出金、県支出金、寄附金、基金繰入金などを充てて収支の均衡を図るものでございます。

以上で説明を終わりますが、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（池山節夫） ただいまの説明に対し、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

○感王寺耕造議員 11ページです。6款農林水産業費の中の堆肥センターの部分です。重量シャッターの修理ということで、ある程度理解するんですけども、ただ、この施設については、岩下市長の時代でしたか、24、5年たってまして、経過が。それで、スクレーパー方式という特殊な方式で密閉型の施設なんです。

ところが、今、時代の流れを見ますと、ある程度オープンでフラットな部分の堆肥盤の部分で、自走でも走っていくようなそういう時代になっているんですよ。今回は重量シャッターということですけども、今までも本体のほうのスクレーパーの部分、修繕費毎回毎回出しております。

また、施設としてもある程度、まだ固定資産、償却してないんでしょう、まだ。ただ、やっぱりこの方式を考える必要があるんじゃないかと私は考えております。

それで、また臭いの問題です。スクレーパー方式の場合、やはり臭いという部分が除去されてないと、農業者であっても、堆肥センターの堆肥が臭いけど、ほかの業者さんの堆肥が臭くないよねという話も出ています。農業者であっても。

この辺について、方向性を見直す時期になってきていると思うんですけども、担当課長でも誰でもいいですから、ちょっとお願いします。

○農林課長（楠木雅己） この問題につきましては、昨年度も庁内で協議をいたしまして、長期間経過しておりまして、老朽化が進んでおるわけなんですけども、ほかの方法も検討した結果、今の形式で長寿命化を図っていくということで、計画的に修繕で対応したいという方向性でいき

たいと思っています。

以上でございます。

○感王寺耕造議員 検討なされたということなんですけども、スクレーパーでやって堆肥盤のところやりますね、また切りかえす、ショベルローダーで、すごい粉じんなんです、はっきり言って、これが原因かどうかわかんないけど、ここにお勤めの方も健康を害していらっしゃる方が、それは特定できないけど、原因は。そういう事例も私、目にしております。

自走で、自分で自動でずっと堆肥積み上げていって、ずっと攪拌していく施設もあるんですよ、自走式で動くんです。やっぱりその辺を、農林課長ですよ、もうちょっと深くいろんなところを見ていただいて、そのような調査研究していただいて、臭いを含めて抜本的な改革をお願いしておきますので、よろしくをお願いします。

○議長（池山節夫） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池山節夫） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、各所管常任委員会に付託の上、審査したいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池山節夫） 異議なしと認めます。よって、議案第50号は各所管常任委員会に付託することに決定しました。

△議案第51号・議案第52号一括上程

○議長（池山節夫） 日程第17、議案第51号及び日程第18、議案第52号の議案2件を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

---

議案第51号 平成30年度垂水市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）案

議案第52号 平成30年度垂水市介護保険特別会計補正予算（第1号）案

○議長（池山節夫） 説明を求めます。

○市民課長（鹿屋 勉） 議案第51号平成30年度垂水市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）案について、ご説明申し上げます。

1ページに記載しておりますように、今回の補正額は、歳入歳出とも94万円を増額し、歳入歳出予算の総額を2億2,057万9,000円とするものでございます。

補正の理由でございますが、過年度分の保険料の還付金を補正するものでございます。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細により、ご説明いたします。なお、金額はお示してありますので、省略させていただきます。

歳出からご説明いたします。

7ページをお開きください。

2款1項償還金及び還付加算金ですが、過年度分の後期高齢者医療保険料の歳出還付金及び還付加算金を補正するものでございます。

次に歳入についてご説明いたします。

6ページをお開きください。

5款2項償還金及び還付加算金は、後期高齢者医療広域連合から歳出と同額の歳入があるものでございます。

以上で説明を終わりますが、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○保健課長（橋圭一郎） 議案第52号平成30年度垂水市介護保険特別会計補正予算（第1号）案について、ご説明申し上げます。

1ページをお開きください。

今回の補正は、補正額として歳入歳出それぞれ291万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を21億3,189万6,000円とするものでございます。

補正の理由でございますが、平成29年度に行われた介護保険制度改正に伴う介護保険システムの改修に対応するためのものでございます。

それでは、事項別明細書の歳出からご説明申し上げます。

7 ページをお開きください。

1 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費で  
ございますが、ただいま説明申し上げた介護保  
険システムの改修委託料でございます。なお、  
今回の改修は、国の 2 分の 1 補助対象事業で  
ございます。

次に歳入についてご説明申し上げます。

6 ページをご覧ください。

3 款国庫支出金 2 項国庫補助金 4 目事業費補  
助金は、補助率 2 分の 1 対応分でございます。

7 款繰入金 1 項一般会計繰入金 4 目事務費繰  
入金は、市費分でございます。

以上で説明を終わりますが、ご審議のほどよ  
ろしくお願い申し上げます。

**○議長（池山節夫）** ただいまの説明に対し、  
これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（池山節夫）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第 51 号及び議案第 52 号の議案 2 件につ  
いては、いずれも所管の各常任委員会にそれぞれ  
付託の上、審査したいと思えます。これにご異  
議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（池山節夫）** 異議なしと認めます。よ  
って、議案第 51 号及び議案第 52 号の議案 2 件に  
ついては、いずれも所管の各常任委員会にそれ  
ぞれ付託の上、審査することに決定いたしました。

△鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会  
議員の選挙

**○議長（池山節夫）** 日程第 19、鹿児島県後期  
高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員は、  
県内市町村の長及び議員のうちから、市長区分  
6 人、市議会議員区分 6 人、町村長区分 4 人、

町村議会議員区分 4 人から構成されています。

現在の広域連合議会議員のうち、市議会議員  
から選出する議員について 3 人の欠員が生じて  
いるため、広域連合規約第 9 条第 3 項及び広域  
連合議会の議員の選挙に関する規則の規定に基  
づき選挙の告示を行い、候補者の届け出を締め  
切ったところ、市議会議員から選出すべき人数  
を超える 4 人の候補者がありましたので、広域  
連合規約第 8 条第 2 項の規定により、選挙を行  
います。

この選挙は、同条第 4 項の規定により、全て  
の市議会の選挙における得票総数の多い順に当  
選人を決定することとなりますので、会議規則  
第 32 条の規定に基づく選挙結果の報告のうち、  
当選人の報告及び当選人の告知は行いません。

そこで、お諮りいたします。

選挙結果の報告については、会議規則第 32 条  
の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の  
得票数までを報告することとしたいと思えます  
が、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（池山節夫）** 異議なしと認めます。

よって、選挙結果の報告については、会議規  
則第 32 条の規定にかかわらず、有効投票のうち  
候補者の得票数までを報告することに決定いた  
しました。

選挙は、投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

**○議長（池山節夫）** ただいまの出席議員数は、  
14 人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第 31 条の規定によって、立会人に池  
之上誠議員、持留良一議員及び北方貞明議員の  
3 名を指名します。

候補者名簿を配ります。

〔候補者名簿配布〕

**○議長（池山節夫）** 候補者名簿の配付漏れは

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池山節夫） 配付漏れなしと認めます。  
投票用紙を配ります。

〔投票用紙配布〕

○議長（池山節夫） 念のため申し上げます。  
投票は、単記無記名です。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池山節夫） 配付漏れなしと認めます。  
投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（池山節夫） 異状なしと認めます。  
ただいまから投票を行います。  
投票は、1番議員から順番に投票をお願いします。  
それでは、順次投票をお願いします。

〔1番議員から順次投票〕

- 1番 村山芳秀 議員
- 2番 梅木 勇 議員
- 3番 堀内 貴志 議員
- 4番 川越 信男 議員
- 5番 感王寺 耕造 議員
- 6番 堀添 國尚 議員
- 7番 池之上 誠 議員
- 8番 持留 良一 議員
- 9番 池山 節夫 議員
- 10番 北方 貞明 議員
- 11番 森 正勝 議員
- 12番 川尻 達志 議員
- 13番 篠原 静則 議員
- 14番 川畑 三郎 議員

○議長（池山節夫） 投票漏れはありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池山節夫） 投票漏れなしと認めます。  
投票を終わります。

開票を行います。

立会人の池之上誠議員、持留良一議員及び北方貞明議員は、開票の立ち会いをお願いします。

〔開票・点検〕

○議長（池山節夫） 選挙の結果を報告します。

投票総数14票

そのうち

有効投票14票

無効投票 0票

有効投票のうち

新屋敷 幸隆君 1票

西江園 明君 10票

伊瀬知 正人君 0票

たてやま清隆君 3票

以上のとおりです。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

△陳情第9号・陳情第10号上程

○議長（池山節夫） 日程第20、陳情第9号及び日程第21、陳情第10号を一括議題といたします。

件名の朗読を省略します。

お諮りします。

ただいまの陳情第9号については産業厚生委員会に、陳情第10号については総務文教委員会に、それぞれ付託の上、審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池山節夫） 異議なしと認めます。よって、陳情第9号は産業厚生委員会に、陳情第10号は総務文教委員会に付託することに決定いたしました。

以上で、本日の日程は、全て終了いたしました。

△日程報告

○議長（池山節夫） 明2日から10日までは、議事の都合により休会とします。

次の本会議は、11日及び12日の午前9時30分から開き、一般質問を行います。

質問者は、会議規則第62条第2項の規定により、5日の正午までに質問事項を理事者にわか

りやすく具体的に記載の上、差替のないよう十分確認し、文書で議会事務局へ提出願います。

△散 会

○議長（池山節夫） 本日は、これもちまして散会いたします。

午前11時48分

平成 3 0 年 第 2 回 定 例 会

会 議 録

第 2 日 平成 3 0 年 6 月 1 1 日



本会議第2号（6月11日）（月曜）

出席議員 14名

1番	村山芳秀	8番	持留良一
2番	梅木勇	9番	池山節夫
3番	堀内貴志	10番	北方貞明
4番	川越信男	11番	森正勝
5番	感王寺耕造	12番	川尻達志
6番	堀添國尚	13番	篠原静則
7番	池之上誠	14番	川畑三郎

欠席議員 0名

地方自治法第121条による出席者

市長	尾脇雅弥	生活環境課長	高田 総
副市長	長濱重光	農林課長	楠木雅己
総務課長	森山博之	併任	
併任		農業委員会	
監査事務局長		事務局長	
企画政策課長	角野 毅	水産商工	二川隆志
財政課長	和泉洋一	観光課長	
税務課長	港 裕幸	土木課長	東 弘幸
市民課長	鹿屋 勉	水道課長	園田昌幸
併任		会計課長	萩原竹和
選挙管理		消防長	後迫浩一郎
委員会		教育長	坂元裕人
事務局長		教育総務課長	紺屋昭男
保健課長	橋 圭一郎	学校教育課長	明石浩久
福祉課長	榎園雅司	社会教育課長	野嶋正人

議会事務局出席者

事務局長	田之上 康	書記	松尾智信
		書記	瀬脇恵寿

平成30年6月11日午前9時30分開議

△開 議

○議長（池山節夫） 定刻、定足数に達しておりますので、ただいまから休会明けの本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしたとおりであります。

△諸般の報告

○議長（池山節夫） 日程第1、諸般の報告を行います。

この際、議長の報告を行います。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、垂水市土地開発公社に係る平成29年度の補正予算書、変更計画書、事業計画書及び決算諸表並びに平成30年度の事業計画書及び予算書の提出がありましたので、お手元に配付しておきましたからご了承願います。

△議案第53号上程

○議長（池山節夫） 日程第2、議案第53号垂水市税条例の一部を改正する条例案を議題とします。

説明を求めます。

○税務課長（港 裕幸） おはようございます。議案第53号垂水市税条例の一部を改正する条例案につきまして、ご説明申し上げます。

今回の追加議案につきましては、先日の本会議で専決の報告をいたしました平成30年度税制改正の大綱を受けての垂水市税条例の一部を改正する条例の上程後に、中小企業小規模事業者の生産性向上を支援することとした生産性向上特別措置法が平成30年5月23日に公布され、8月23日までに施行されることに伴い、追加議案として上程するものでございます。

説明につきましては、お手元の新旧対照表にてご説明申し上げます。

附則第10条の2の中の第25項を第26項として、

第24項の次に新たに25項として、法附則第15条の47項に規定する「市の条例で定める割合は零とする」を加えるものでございます。

改正の目的につきましては、国が中小企業の生産性革命実現のため、市町村の認定を受けた中小企業の設備投資を新たな償却資産に係る固定資産税の特例により支援することとなっていることから、垂水市では特例率をゼロ、非課税とする方針といたしまして、中小企業所有の老朽化が進む設備から生産性の高い設備への更新を後押しするものでございます。

なお、附則として、この条例は公布の日から施行することといたしております。

以上で、説明を終わりますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（池山節夫） ただいまの説明に対し、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池山節夫） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。本案は総務文教委員会に付託の上、審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池山節夫） 異議なしと認めます。

よって、議案第53号は総務文教委員会に付託の上、審査することに決定しました。

△議案第54号上程

○議長（池山節夫） 日程第3、議案第54号28災中洲橋橋梁災害関連事業（上部工工事）契約についてを議題とします。

説明を求めます。

○土木課長（東 弘幸） おはようございます。議案第54号28災中洲橋橋梁災害関連事業（上部工工事）契約について、ご説明申し上げます。

平成28年台風16号災害により被災を受けまし

た中洲橋でございますが、被災を受けました橋梁の撤去も終わり、昨年度末現在で本城川両岸の橋台と橋脚が1基完成したところでございます。

残りは左岸側の橋脚1基と上部工を残すのみとなっておりますが、去る6月1日に入札を実施しまして、現在、上部工は仮契約の締結をさせていただいているところですが、契約金額は1億5,000万以上となりますことから、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、建設工事請負契約を締結するため、議会の議決を求めらるるものでございます。

契約の目的は災害復旧工事、契約の方法は指名競争でございます。契約金額は1億7,939万8,152円、うち消費税は1,328万8,752円、契約の相手方は垂水市市木228の1番地株式会社森組代表取締役森英之でございます。契約日は議会の議決日となっております。

以上で説明を終わりますが、ご審議のほどよろしくお願いたします。

**○議長（池山節夫）** ただいまの説明に対し、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

**○持留良一議員** 2点ほどあるんですけども、1点は、入札結果を見ましたら、同額抽選が6社ということになって、9社あったみたいなんですけど、同額抽選が6社あったと。これを見たとき、私もあっと驚いたというのと、確かに今、IT化、さまざまな情報を含めてそういうことをやっていると、ソフトも開発されてる、そういうことを考えると不思議ではないのかなと思ったりしましたけども、やっぱりこの同額が6社、これが抽選でやったということに対して、その後の二、三の入札結果を見ても同じような種類が何回かありました。

何かこれが今後の特徴なのか、この点について担当課のほうとして、財政課なのかわかりま

せんが、担当課としてこの結果をどんなふうに、いわゆる見ていかれるのかということと、こうなってきたときに、私たちは改めて入札制度そのものがどう機能すればいいのかということと、ある意味、投げかけている問題提起ではないかなというふうに思ったんです。今、全国的にも総合入札制度、前も1回、取り上げたことがあるんですけども、そんなことを検討していかないと、こんな形で今後、これが特徴じゃないですよ、さっき言ったみたいにその後も二、三回の入札においてはこれが出てきたということを見たときに、果たして本来の入札制度の目的をどう達成していくのかとなったときに、新たにやっぱりこの、私たちは社会の中でどうしていくんだ、情報社会の中でどうしていくんだということが問われている中身があるかというふうに思います。確かに落札率は89.9%ということで、そんな、ううんということではないかというふうには思うんですが、しかし実際、この結果を見てみると、果たしてこれで市が、やはり入札制度の目的が達成されていくのかどうなのかということがありまして、この2点について、担当される課がぜひ答えていただきたいと思いますが、この疑問に対して。

**○土木課長（東 弘幸）** まず土木課のほうでなんですけど、同額になった理由というのは、当然、予定価格というのは公表されております。最低制限価格も一応、計算式とかも公表されてますので、業者のほうも積算ソフトは入れておりまして、見積もりでとった額も今、公表するようになってますので、積算システムで積算していくと、うちの設計額と全く1円単位までピシャッと合うようになってます。そこで最低制限価格の率を掛けますと、自ずと同額になってしまうという理由でございます。

**○財政課長（和泉洋一）** 入札においては、市において適正に執行を行っておりますので、現行において制度上、大きな問題があるとは考え

ておりません。

また、今後についてはこれからのまだ状況を見て検討、必要に応じて検討ということになるかと考えております。

以上でございます。

**○持留良一議員** 先ほど言ったとおり、私たちも時代の変化の中でこの問題をどう捉えるかという視点がないと、この同額抽選、今後、多々起こり得るとするのは、もうその後の結果を見ても明らかだと思うんですね。

そうやってきたときに、さっき言いましたとおり、本当に機能をどう果たしていくのかと。9位の人はまだほとんど予定価格に近い金額が、消費税を掛けたら、なっていました。そうやってくると、本当にこの入札制度は今後、こういうことが続いていくと、これ、当たり前だからもうそれは仕方がないんだと受けとめていいのか、それともやっぱり新たな、さっき言った総合入札制度のあり方も含めて検討しなければ、やっぱり入札制度そのものの目的を達成していくことができないのかということが提起されていると思うんですが、検討するというより、この現状をしっかりと受けとめるということができたのかどうなのか、それで初めて知ったということになれば、私はこれは担当課としても失態だと思うんですね。やっぱり常に入札結果を見て、電子入札制度の委員会もあつたりしますけれども、そういうところでこれを監視していくと、客観性・透明性・公平性をどう確保していこうかという、これが行政の今、到達している段階ですので、それが行政に求められてると。そうやってきたときに、この問題提起をどう把握していったのか、その点もあると思うんですけども、今後、そういう考え方を対して対応していくという視点があるのか、どうなのか、再度、その点について伺います。

**○財政課長（和泉洋一）** 状況においては常に現状を把握しまして、今後、必要に応じて

検討の必要があれば、また状況をよく検討いたしまして判断いたしたいと思っております。

以上でございます。

**○議長（池山節夫）** ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（池山節夫）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

本案は産業厚生委員会に付託の上、審査したいと思っております。

これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（池山節夫）** 異議なしと認めます。

よって、議案第54号は産業厚生委員会に付託の上、審査することに決定しました。

△一般質問

**○議長（池山節夫）** 日程第4、これより一般質問を行います。

1回目の質問は登壇して行い、再質問は質問席からお願いします。

なお、本日の質問時間は答弁時間を含めて1時間以内とします。

また、質問回数については制限なしといたします。

また、いずれも初回の発言時間を20分以内に制限しますので、ご協力をお願いいたします。

それでは、通告に従って順次、質問を許可します。

最初に、4番、川越信男議員の質問を許可します。

[川越信男議員登壇]

**○川越信男議員** おはようございます。鹿児島県南部が5月26日に梅雨入りし、今のところ大雨もなく経過しておりますが、このごろの気候の変化には急変する、異常な、予測できないなど、自然に対し驚異を感じずにはおられません。突然の大雨による災害等で多くの犠牲者が出て

おりますが、さまざまな気候条件を考えると、いよいよ地球温暖化が新たなステージに突入してきており、犠牲者を出さない対策が急務であろうかと思えます。

それでは、議長の許可をいただきましたので、さきに通告しておりました質問をいたします。明快な回答を期待しております。

まず最初に、防災点検実施についてであります。

先ほども述べましたが、思い出されるのが平成28年の台風16号被害であります。現在は主要な市道及び農道・農地の復旧は完成してきましたが、中洲橋の復旧や農業用取水施設・林道等については現在も復旧事業が行われております。

そこで、梅雨の到来を迎えて、より一層の防災に対する対策を強化し、安心安全なまちづくりに備える必要があると思えます。

そこで、市長の諸般報告にもありました、5月18日の防災点検実施の詳細について、課長に伺います。

2番目に、南の拠点整備事業について伺います。

朝夕、私の自宅の前で着々と整備が行われている現状を見ており、いよいよスタートするのかなと思ひめぐらすことであります。本年4月、道の駅たるみずはまびらとして、本市では2駅目として国土交通省より認定され、地元の一住民としては大変うれしく思っております。

そこで、道の駅認定に伴い、今後、国によるトイレ・駐車場、また情報・休憩施設等が行われることになるかと思えますが、国を含むそれぞれの施設整備状況がどのようになっているのか、課長に伺います。

3番目として、桜島・錦江湾ジオパークについて伺います。

5月8日の新聞に桜島・錦江湾ジオパーク推進協議会にこれまでの鹿児島市に加えて垂水市・始良市が新たに加わったとの記事が載って

おりました。

一方、これまで霧島市におきましては霧島ジオパークとして独自に活動されてきていると承知しております。

そこで、まず今回、垂水市が参加することになった経緯について、課長に伺います。

最後に、新庁舎建設について伺います。

ことし3月に垂水市新庁舎整備基本計画が決定されたと伺いました。そのことを受けて5月14日から市内6会場で7回にわたり基本計画の内容について住民説明会を実施され、私も5月29日の中央地区の説明会に参加しましたが、さまざまな意見が出されているようでした。

そこで、今回の住民説明会に262名の参加があったと市長から報告がありましたが、各会場ごとでどれぐらいの市民の方々の参加があったのか、課長に伺いまして、1回目の質問を終わります。

○総務課長（森山博之） おはようございます。川越議員のご質問でございます防災点検実施についてお答えをいたします。

九州南部の梅雨入りは平年より5日、昨年より11日早い5月26日と気象台から発表がなされました。近年の災害につきましては、議員もご承知のとおり、平成27年、平成28年と取水期の降水量が平年を大幅に上回ったことにより、深港川上流の山腹斜面で湧水により大規模な崩壊が起り、大量の土石流が発生をいたしました。幸いにも地域の方々への人的被害はなかったものの、プレハブ事務所の全壊や床下浸水等、住宅被害がございました。

また、平成28年の台風16号では、特に本城川や牛根二川の松崎川などの氾濫により、水之上・二川地区をはじめ被害が広範囲にわたり発生し、現在も各所管課並びに関係機関において復旧事業に取り組んでいるところでございます。

防災点検の実施につきましては、5月18日関係課長をはじめ大隅河川国道事務所・国道垂水

維持出張所・大隅地域振興局など、関係機関の皆様にご参加をいただきました。

今回の点検箇所は台風16号で被害のあった中俣地区、二川・松ヶ崎地区の人家裏の山腹崩壊箇所に係ります急傾斜地関連対策事業及び深港川上流に建設中であります砂防堰堤工事の進捗状況を確認したところでございます。

それぞれの現場におきまして、発注機関であります大隅地域振興局の担当者から復旧計画や工法、工事進捗状況等の説明がなされ、参加しました関係機関との情報共有を図ったところでございます。

以上でございます。

**○企画政策課長（角野 毅）** おはようございます。川越議員のご質問でございます。道の駅たるみずはまびらの進捗状況につきましてお答えをいたします。

初めに、本市事業分でございます。マリン施設については施設本体の工事を3月末に完了いたしております。また、県による護岸整備につきましても遊歩道のカラー舗装が完了している状況でございます。国の施設については6月よりトイレ整備と右折レーン設置を含んだ国道整備を行うこととなっているようでございます。

次に、PFI施設については基礎工事を終え、SPCでございます株式会社鹿児島総合企業体グループからはスケジュールどおり工事が行われているとの報告を受けております。さらに、今後、本市事業分となる用水道整備工事や駐車場整備工事、公園整備工事が行われることになっております。

なお、工事工程につきましては各事業所が一堂に会し、調整作業を行っているところでございます。

**○水産商工観光課長（二川隆志）** おはようございます。川越議員のご質問でございます。桜島・錦江湾ジオパークの参加の件につきましてお答えさせていただきます。

火山と人と自然のつながりがテーマの桜島・錦江湾ジオパークは、2013年9月に日本ジオパークに認定され、2010年9月に日本ジオパークに認定されました霧島ジオパークとともに、別々に世界ジオパーク加盟を目指していたところでございます。

ところが、2015年に国連教育科学文化機関ユネスコの正式事業となったことで、認定ハードルが高くなり、2つのジオパークが火山学的・地球科学的背景に共通点が多く、隣接しているという理由から2016年5月に双方とも国内推薦を見送られたというところが状況でございます。

再度、世界ジオパーク認定を目指すためには、両ジオパークと統合が不可欠でございましたが、昨年10月鹿児島市より、まずは桜島・錦江湾ジオパークに飛び地となっているエリアをつないで取り込んでいくためには、始良カルデラ周辺部の垂水・始良両市の協力を得て、エリア拡大を図って世界進出に臨みたいとの申し出がございましたので、お受けした次第でございます。

この機会に鹿児島市・始良市と連携しつつ、垂水市のことも広くPRして多くの方々の認知を高めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

**○企画政策課長（角野 毅）** 川越議員の新庁舎建設基本計画住民説明会の会場ごとの参加者について、受付名簿にご記入いただいた方の集計結果をお答えいたします。

5月14日協和地区公民館17名、5月15日柘原地区公民館36名、5月18日水之上地区公民館17名、5月21日牛根地区公民館30名、5月22日新城地区公民館17名、5月28日垂水市民館76名、5月29日同じく垂水市民館69名、合計で延べ262名の方にご参加いただきました。

以上でございます。

**○川越信男議員** ありがとうございます。

それでは、これから一問一答でお願いいたします。

ます。

まず、防災点検であります。大隅地域振興局が発注している3カ所の工事現場の視察等を行ったとのことでしたが、今後も一層の連携強化を図り、工事進捗等の情報を共有し、緊急事態に備え、対策を講じる緊密な行動と連携を継続していただきたいと思っております。

次に、総合防災訓練の実施であります。5月19日に今回は実施訓練だけでなく図上訓練を行ったようですが、どのような内容の訓練であったか、課長に伺います。

**○総務課長（森山博之）** 川越議員のご質問でございます。総合防災訓練の実施についてお答えをいたします。

これまで総合防災訓練は、各地区の小学校もしくは中学校跡地のグラウンドを利用し、市民参加型の避難訓練や消防本部による救急救命の実践的訓練に加え、地域住民と陸上自衛隊北部駐屯地により炊き出し訓練等を実施してまいりました。

しかし、今年度は災害対応の体制、特に初動対応について確認するとともに、災害対応能力の向上を図ることを目的として5月19日に図上訓練を実施いたしました。

今回は本市と鹿児島県との共催により実施し、その他鹿児島地方気象台・九州地方整備局・大隅河川国道事務所などの関係機関約80名が参加いたしました。

訓練では夜中に台風が上陸し、市内全域に避難勧告を発令した状況を想定し、時間の経過とともにさまざまな条件が付与され、気象状況や河川の氾濫・土砂崩壊といった事態について、各対策部はその対応策や情報の伝達方法などの確認がなされました。

図上訓練は平成24年度以降6年ぶりの実施となりましたが、より実践的な訓練にするため、参加者に対し想定内容をお知らせしないブラインド方式を採用して実施いたしました。情報

伝達の方法や対策本部機能・救助隊員の安全確保など、課題も残りましたが、検証の結果をもとに今後の防災対策に反映させ、さらなる防災体制の充実強化を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

**○川越信男議員** 実地訓練とは異なり、さまざまなケースを想定して状況が付与され、初動対応や避難者の状況判断、適正な指示、救出に係る連絡体制や避難場所の確保等、重要な課題の訓練については、いざとなった場合の準備と心強さを感じました。日々の訓練の重要性を感じております。

最後に、深港川の規制解除であります。平成27年災害の復旧についてはめどが立ってきておりましたが、諸般報告でもありましたとおり、平成27年6月に深港川上流部の山腹が崩壊して以来、地域の方々は豪雨や台風のたびに避難をされておられ、規制解除の報告で一安心されたのではと思います。国土交通省の協力のもと、解除に至った経緯等について、課長に伺います。

**○総務課長（森山博之）** 川越議員のご質問でございます。深港川の規制解除の経緯についてお答えをいたします。

深港地区の土石流発生の原因につきましては、鹿児島大学地頭菌教授によりますと、深い地下水が関係しており、斜面上部の水はその下の溶結凝灰岩の層に浸透し、さらにその下の不透水層との境界で湧水が湧いていること、また湧き出るところで浸食・崩壊が起るため、上部が不安定となり、斜面が崩壊し、後退するとの見解が示されました。

現在は地下水対策等の工事が実施されておりますが、崩壊や土砂流出の危険性に関する土砂災害、専門家の評価や各機関の対策実施等について情報共有を行うことを目的として、土石流発生後の平成27年7月10日に鹿児島県並びに大隅河川国道事務所・垂水市等をメンバーとする

垂水市二川・深港土砂災害に関する連絡会議を設置し、防災体制に努めておりました。

また、対策工事の進捗状況や地頭菌教授らの専門家の意見を参考に、深港地区独自の避難基準を平成28年から運用しておりました。

平成29年度には集水路による地下水の排除が行われ、崩壊斜面から地下水の流出が減少していることから、基準を緩和いたしました。

今回、5月27日に開催をいたしました同会議におきまして、平成29年2月に地下水を強制的に排水するための集水井戸が完成したことや、下流への土石流を防ぐ砂防堰堤が本年5月に概ね完成することなどから、通常の避難基準の運用で問題ないとの見解を鹿児島大学地頭菌教授が示されたことによりまして、深港地区独自の避難基準はこの日をもって廃止することといたしましたところでございます。

以上でございます。

**○川越信男議員** ありがとうございます。

気候の急激な変化に対して防災対策は非常に難しくなっておりますが、命を守ることを一番に対策を講じていただきたいと思っております。

それでは、南の拠点整備事業であります、先ほどそれぞれの整備状況の説明を受け、各工事が順調に進められているようですが、工事が同時進行で行われ、業者間の調整作業が大変であると想像します。具体的な安全対策の調整はどのようになっているか、企画政策課長に伺います。

**○企画政策課長（角野 毅）** 川越議員のご質問でございます、安全対策を含んだ調整作業につきましてお答えをいたします。

昨年12月より順次、国がSPC、市発注事業者と工程の調整作業を行っており、本年1月からは月1回のペースで協議を行っております。現在はさらに2週間に1回のペースで国やSPC、市発注工事事業者を含めた関係機関と南の拠点整備事業工程調整会議を開催をいたしなが

ら、工程作業の調整を進めている状況でございます。

今後、上水道整備工事や駐車場整備工事等に伴います業者が決定をしました際には調整作業に入っていただくとともに、工程調整のための打ち合わせ等の回数を増やしながら対応していきたいと考えているところでございます。

なお、現在、現場レベルでの調整作業が生じた際は、土木課と連携を図りながら現場に出向き、業者との調整作業を行いながら迅速な対応に心がけているところでございます。

**○川越信男議員** 工事関係者の安全対策を徹底させ、今年度秋のオープンに向けて取り組んでいただきたいと思っております。

最後に、魅力あるエリアづくりの一つである民間エリアの開発状況はどのような状況なのか、伺います。

**○企画政策課長（角野 毅）** 民間エリアの開発状況につきましてお答えをいたします。

民間エリアにつきましては、地域商社機能を持ちます地域活性化協定を締結している垂水未来創造商社が民間エリアへの出店に興味を示す事業者の要望を受けまして、設計作業に入っているようでございます。

また、議員もご承知のとおり、6月号の市報たるみずの広報におきまして、同商社による出荷者協議会設立に向けた説明会が開催されることになっているようでございます。

今後、説明会を踏まえ、PFI施設における商品のリストアップを図り、民間エリアを含んだ開発事業計画案が提出されるものと思っております。

以上でございます。

**○川越信男議員** ありがとうございます。いよいよ秋のオープンに向けて急ピッチのようで、国土交通省の道の駅たるみずはまびらの認定に伴って、6月の市の広報たるみずにあしあなの記事が掲載されていたようで、住民の参加の

と、拠点施設の完成を楽しみにしております。

それでは、桜島・錦江湾ジオパークについての質問に移ります。

本市が協議会に参加する経緯は1回目の答弁でわかりました。桜島・錦江湾ジオパークの世界認定に向けて、本市の資源はどのようなものと考えられているのか、また今後の取り組み内容やスケジュールについて、さらに霧島ジオパークとの統合もあり得るのか、課長に伺います。

**○水産商工観光課長（二川隆志）** それでは、まず川越議員のご質問でございます桜島・錦江湾ジオパークの垂水でのジオ資源につきまして、そして今後の取り組み内容とスケジュールにつきましてお答えさせていただきます。

現在、桜島・錦江湾ジオパーク協議会の中での垂水市のジオ資源としましては12カ所ほど予定という形で、今、伺っているところでございます。全部は紹介できませんけれども、主なものとしましては、牛根麓埋没鳥居展望公園、太崎観音、そして高隈山系の山々でございますとか、高峠、猿ヶ城溪谷、そういったところをまず12カ所ほど現在のところ予定としてお伺いしているところでございます。

また、今後の取り組み内容につきましてでございますが、エリア拡大における検討会議を設置の上、年3回の会議を実施し、運営体制・予算・ジオパーク活動等の状況、推進協議会の構成について協議を進めてまいります。

本年度の具体的な取り組みは、3市で市内小学校を対象にしたジオパークをテーマにしたスケッチコンクール、ワークショップ、ジオ講座、ジオ資源をめぐるツアーを実施する予定でございます。

今後の協議会会議の開催予定としましては、6月21日エリア拡大に係る民間組織の選定、7月学術アドバイザー大木氏、民間活動団体を含めた検討会議、8月末九州ジオパーク連絡会、

9月と10月に検討会議を2回開催する予定であります。来年2月に九州ジオパーク連絡会が予定されているところでございます。

今後のスケジュールにつきましては、31年度の日本ジオパーク認定審査に向けて月1回程度の担当者会を実施し、エリアの地質的価値、テーマ、ストーリー、サイト、施設の選定、活動の検討を行う予定でございます。概ね2年以内に始良、垂水等にエリア拡大に向けた取り組みを進め、ジオサイトの整理や新たな選定、ガイド力の向上、ツアーや講座の充実を図ります。その後、三、四年先を視野にした霧島ジオパークとの統合に向けた協議を重ね、中高生への教育活動を深めていく予定でございます。

以上でございます。

**○川越信男議員** 本市の資源や世界認定に向けての取り組み内容やスケジュール等については、わかりました。本市がこの推進協議会に参加することのメリットと世界認定を受けた場合の効果はどのようなものが考えられるか、伺います。

**○水産商工観光課長（二川隆志）** 川越議員のご質問でございます。桜島・錦江湾ジオパークのメリット及び効果につきましてお答えさせていただきます。

鹿児島市・始良市と連携し、ジオパークに関連する事業、観光・教育・環境保全・防災に取組み、日本ジオパークに認定を受けることになれば、4つのカルデラが並び、200メートル以上の深さがある鹿児島湾の特異性による豊富な魚種や漁獲量などの経済的な効果について、地元の方々に認識していただく絶好の機会につながると考えております。

さらに、世界ジオパークに認定されることになれば、人口約110万人、面積4,000平方キロ以上、国内でもトップクラスの大規模なジオパークとなり、新たな観光客の掘り起こしや世界に向けての情報発信が可能となり、世界中から多くの観光客に訪れていただける地域に発展する

可能性もあると思われております。

また、将来的には世界自然遺産にもなれるような素材を持つ場所に住んでいるという誇りを地域の方々に持っていただけるような機会になるように取り組んでいけたらと考えているところでございます。

以上でございます。

**○川越信男議員** ありがとうございます。

桜島・錦江湾ジオパークに参加し、世界認定されることで、本市の観光面や教育活動、さらに環境面でのメリットも大きいものがあると考えられます。自然の贈り物でありますこの取組の参加に伴いまして、世界認定に向け、関係市と一緒に取り組んでいただきたいと思います。

それでは、最後になりますが、新庁舎建設について伺います。

1回目で住民説明会の参加状況をお聞きしました。多くの皆様が新庁舎建設に関心を持たれ、参加されたようですが、整備基本計画についてどのような質問があり、また建設に当たり意見や要望はどのような内容があったのか、企画政策課長に伺います。

**○企画政策課長（角野 毅）** 川越議員のご質問でございます。住民説明会でどのような質問があったのかにつきまして、お答えをいたします。

現在、住民説明会の実績報告書を作成しており、議会最終日の全員協議会までにはご報告できるよう作業を進めております。

現時点におけるお答えできる内容でございますけれども、質疑等は全体で41件ございました。ご発言いただいた内容を質問・意見・要望に分類したところ、質問が26件、意見が7件、要望が8件ございました。

質問の主な内容でございますが、地質や津波など、防災対策に関することが6件、デザインや行政機能など庁舎機能に関することが6件、

延べ床面積など規模等の設定に関することが5件、財源や建築単価など事業費に関することが4件、その他計画全般として5件でございました。

意見の主な内容でございますが、計画の賛否に対しまして2件、市の政策全般に関するものが2件、整備計画の対案が1件、そのほか整備位置や整備費などとして2件がございました。

要望の主な内容でございますが、庁舎に設けてほしい機能などが4件、位置決定に対して住民投票の実施、慎重な判断を求めるといった内容で2件、そのほか将来を見据えたフロアの活用策、施工管理といった内容でございました。

以上でございます。

**○川越信男議員** それでは、市民から出された意見や要望について、今後、建設を進めるに当たってどのような形で反映していくのか、伺います。

**○企画政策課長（角野 毅）** 市民から出た意見などをどのような形で反映させるかにつきまして、お答えをいたします。

住民説明会でもご説明いたしましたが、市民の皆様の声を庁舎建設に反映していくということで、現在進めている設計事業者の選定後、設計ワークショップを開催したいと考えております。

今回の住民説明会でいただきましたご意見についても内容確認を行いまして、設計ワークショップ開催の際に市民の皆様のご関心の高い庁舎に必要な機能や設備をはじめ、庁舎規模や安全対策など、ワークショップのテーマとして設定し、効果的に設計に反映できるように努めてまいります。

**○川越信男議員** 市民からの意見・要望は貴重な声であります。しっかりと取り入れて反映していただきたいと思います。

設計事業者選定員について伺います。6月1日より設計事業者選定プロポーザルが公告され、

公募が始まっております。先ほどの答弁で、市民の声を十分に反映した設計に努められるとのことでしたが、設計業務が非常に重要であり、信頼できる設計事業者選定が望まれると思えます。選定過程において公平性・透明性が求められますが、その取組について伺います。

**○企画政策課長（角野 毅）** 設計事業者選定の取組につきまして、お答えをいたします。

設計事業者選定プロポーザルの実施に当たっては、垂水市の魅力があふれ、未来の垂水市にふさわしい庁舎設計を行うことができる設計者を選定することを目的に示しております。公平性・透明性に配慮しましたポイントでございますが、できるだけ多くの事業者に参加していただけるよう、実施要領において審査員の公表、特定課題に対する技術提案書提出までの期間確保、2次審査の公開などを盛り込んでいるところでございます。

以上でございます。

**○川越信男議員** 2次審査を市民に公開する取組については重要であり、市民への情報提供をしっかりと行い、信頼できる設計事業者の選定を行ってください。

最後に、建設に伴い、市民館の利活用について、市長に伺います。

私は昨年度の6月議会で市民館の利活用は市民の理解を得るため、また中央地区の活性化の上からも長年の懸案事項であります歴史民俗資料館と中央地区の公民館活用を考えた整備を質問しましたところ、市長は、移転後の市民館の活用策の一つであり、新庁舎建設の全体計画の中で検討したいと答弁されました。

そこで、現段階で市民館の活用策として質問しました2つの活用策について、どのように考えておられるか、伺いまして、私の質問の終わりとします。

**○市長（尾脇雅弥）** 川越議員のご質問にお答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、周辺環境整備をはじめ、市役所跡地や市民館の活用策につきましては庁舎移転後のまちづくりという観点から、特に重要であると認識をしております。

ご質問の市民館の活用策でございますが、新庁舎建設基本計画が本年3月に決定をいたしましたことから、市民館の活用策につきましても実行計画レベルで取りまとめる時期が来たと考えております。

このため、まずは庁内の新庁舎建設庁内推進委員会に周辺環境整備をはじめ、事業統括・窓口サービス機能・組織執務、そして施設設計の専門部会を設置したところでございます。この周辺環境整備部会は交通アクセス対策をはじめ、インフラ整備・跡地対策を主な内容としておりまして、この市民館の利活用策につきましても公民館の関係団体からの要望等も出されておりますので、その内容を十分確認をして、また多くの市民の皆様の声を聞きながら新たな事業化や整備活用方針などを取りまとめるよう指示をしたところでございます。

以上でございます。

**○川越信男議員** ありがとうございます。

**○議長（池山節夫）** ここで、暫時休憩いたします。次は10時30分から再開いたします。

午前10時19分休憩

午前10時30分開議

**○議長（池山節夫）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、3番、堀内貴志議員の質問を許可します。

[堀内貴志議員登壇]

**○堀内貴志議員** 本日の2番手で登壇しました、垂水の稔り生む風の堀内貴志でございます。

きょうの質問、私にとって2期7年目29回目の一般質問になり、また執行部の皆様におかれましては平成30年度の第1回目の議会というこ

とで、新しい体制でのスタートになる議会でもあります。本日は市民からの要望やこれまで訴えてきたことの確認を含めて質問をいたしますので、関係各課の皆様におかれましてはしっかりとご答弁をよろしくお願ひいたします。

さて、今や世界の人々が注目しているのは北朝鮮問題ではないでしょうか。いよいよ明日、シンガポールで史上初となる米朝首脳会議が行われる予定になっております。既に北朝鮮の金正恩朝鮮労働党委員長は昨日、シンガポール入りしたとの報道もありますが、米朝首脳会議においてトランプアメリカ大統領との間で朝鮮戦争の終結や完全非核化に道筋をつけ、北東アジア地域の平和と安定に大きく動いてほしいと思いますし、そして日本にとっても拉致問題が解決に向けて大きく前進することを祈願して、本日の質問に入っていきたいと思ひます。

まず1つ目は、インバウンド戦略と観光振興についてお尋ねいたします。インバウンドとはご存じのとおり、外国人が訪れてくる旅行のことで、日本へのインバウンドを訪日外国人旅行、または訪日旅行と言ひます。これに対して自国から外国へ出かける旅行をアウトバウンド、または海外旅行と言ひます。

訪日外国人旅行者数は平成25年以降急増しており、平成17年に670万になった訪日外国人旅行者数は10年後の平成27年には1,973万人を数え、実に昭和45年以来45年ぶりに訪日外国人旅行者数が日本人海外旅行者数を上回るようになりました。

また、その後も右肩上がりですり上昇を続け、昨年は2,869万人を超え、5年前に比較すると約3.4倍も増加している現状があります。

また、観光庁の調査によると、昨年の訪日外国人1人当たりの旅行支出額は15万3,921円で、旅行消費額については4兆4,161億円と5年連続で過去最高額を更新しており、日本経済への影響もかなりのものであります。

今日では、このインバウンドが観光業界のみならず、百貨店をはじめ多くの業界からも注目されるようになってきており、新たな社会現象を生み出しているのは事実であり、地域活性化のキーワードになるのは間違ひないものと思ひております。

そこで、まずお聞きしたいのは、鹿児島県を訪れる来日外国人観光客の実態についてであります。ここ最近の県内の現状について教えてください。

その上で、一体全体、垂水市においてインバウンドの効果はあるのか、否か、効果があるとすればどのようなところで効果が出ているのか、もしないのであれば、なぜその効果にあやかっていないのか、教えてください。

大きな2つ目は、外国人の雇用の実態についてお尋ねいたします。

1つ目の質問で、インバウンドの増加ということを話しましたが、外国人は観光客だけではなく、日本で働く外国人の数も増加している現状があるということで質問をいたします。

厚労省の調査によると、平成29年10月末現在、全国で外国人労働者を雇用している事業所数は19万4,595カ所、外国人労働者数は127万8,670人であり、この数値は外国人を雇用している事業所数、外国人労働者数ともに平成19年に届け出が義務化されて以来、過去最高の数値を更新しているということです。外国人労働者数が増加した要因としては、政府が推進している外国人材や留学生の受入が進んでいること、雇用情勢の改善が着実に進み、永住者や日本人配偶者などの身分に基づく在留資格の方々の就労が増えていること、そして何よりも技能実習制度の活用が進んでいることなどが背景にあると考えています。

垂水市でも垂水漁協や一部の企業でこの技能実習制度を利用しているところもあると聞いています。特に、県内始良市では多くの建築会社

で技能実習制度を利用していることも聞いていますし、外国人労働者同士の交流会も盛んに行われていると聞いています。

日本は今、少子高齢化や人口減少という問題に直面しており、その問題の一つが人手・人材の不足です。そして人手不足が深刻になる中で、外国人労働者に対する期待も高まってきており、その結果が外国人労働者の増加ではないかと思っています。

そこで、垂水市の外国人雇用の実態について、教えてください。また、垂水市において労働力の不足という現状があるのか、否か。

本市でも外国人労働者を活用することによって、労働力の活路に生かされるのではないかと、さらに外国人労働者の受入に対してのメリット・デメリットがあるのか、否か、教えてください。

大きな3つ目は、鹿児島子育て支援パスポートについて、お尋ねいたします。

市長は就任以来、安心安全で住んでよかったと思えるまちづくりと元気な垂水市づくりを公約として掲げられ、垂水市の発展と市民の幸福のためにさまざまな事業を一つ一つ着実に実現に向けて努力して来られました。その中でも、特に子育て支援に関しては中学生までの医療費の無料化、子育て支援センターの拡充、ファミリーサポートセンター事業の実施などなど、数えれば切りがないほどの事業を継続もしくは新規に立ち上げてこられたと思っています。今後とも垂水市がどこの自治体よりも子育て世代にとって住みやすい町なんだということを印象づけるように、限りある財源を有効に生かして取り組んでいただきたいと思います。

そこで、子育て支援の関係で質問いたします。

先日、子育て世代の方から、鹿児島子育て支援パスポートについて、このカードです。見えませんか。隣接の鹿屋市は使えるところがたくさんあり、ところによっては店側から子育て支

援パスポートの提示を求められてサービスを受けているが、垂水市では一度も提示を求められたこともないし、サービスを受けたこともないなどとの相談を受けました。この鹿児島子育て支援パスポートについては地域全体で子育て家庭を支援する機運の醸成や、子育て家庭の負担の軽減化を目的として県が市町村と共同で立ち上げた事業というように理解していますが、垂水市では活用されているのか、否か、いささか疑問に残る点があります。このパスポートの目的と効果について、また本市ではどのように利用されているのか、利用状況はどうなのか、お尋ねいたします。

大きな4つ目は、タブレットを活用したICT化について、お尋ねいたします。

このテーマについては前回の3月議会の中で質問した経緯があり、そのときの執行部側の答弁は、タブレットを使ったICT化はICTを積極的に活用した会議、窓口等での説明業務、災害現場の情報共有など、市民サービスの向上・時間短縮につながる。市民が安心して暮らせるまちづくりの推進のためにも、今後の展開が期待されることから、限られた財源の中で合理的な活用等について調査・研究する。さらにスキルアップのためのセミナーやタブレット利用の体験会の開催要望について働き方改革にもつながり、議会及び行政向けのセミナー開催に向けて積極的に取り組むなどと答弁がありました。

総務課長はこの春の配置替えで今のポストにつかれましたが、議会と行政におけるタブレットを活用したICT化についてどのように考えておられるか、そのまたセミナーの開催について検討されているのか、否か、お尋ねいたします。

最後になりますが、市役所敷地内のごみステーションについて、お尋ねいたします。

6月は環境月間、国連では6月5日を世界環

境デー、日本では環境の日としているということで、今月号の市報の中で、ここにありますが、市報の中で垂水市の環境を考えるとということが特集として組まれており、拝見いたしました。

3月議会の一般質問では、ごみのポイ捨て条例について質問した経緯があり、連続して生活環境課に対して質問しますが、そのごみ問題で一般の方から私どもに苦情がありました。それは何かと言いますと、市役所敷地内にあるごみステーションに置いてあるごみが分別をされておらず、無造作に置いてある。市役所ではごみ分別にて厳しく指導しているのに自らのごみステーションに置いてあるごみは分別されてない。市民に指導する前にやるべきことをしてほしい旨の苦情・助言でありました。私は即座に現場確認をしてから担当の生活環境課にお願いをしたところ、すぐに対応していただき、片づけていただきました。対応が早かったことに対してはこの場をお借りしてお礼を申し上げます。

市役所敷地内にあるごみステーションですが、聞くところによると、一般市民の方も捨てることができるということですが、どのような方が利用されているのか。どうしても市役所敷地内だと、市民の方々は市役所職員が分別せずにごみを出したと思ってしまう、そして、悪いイメージを持たれるようになってしまいます。問題は今後についてどうするかということです。問題点や改善する点はないのか、お尋ねいたします。

以上で、1回目の質問を終わります。

**○水産商工観光課長（二川隆志）** 堀内議員のご質問でございます。外国人観光客の実態、垂水市の効果につきましてお答えさせていただきます。

平成29年度鹿児島県を訪れる外国人宿泊者数は速報値71万5,320人と過去最多であり、前年度比157%、増加率は48.7%でございます。

また、国内旅行者を含めた県内の延べ宿泊者

数は806万8,430人、前年に比べ増加率は12%、全国1位でございます。

増加の要因は平成28年春に発生した熊本地震による落込から回復し、鹿児島空港発着の国際線増加で外国人が増加したものと考えられています。県全体の宿泊者数に対する外国人宿泊者数の割合は8.8%でございます。

垂水市の外国人宿泊者数は平成28年の99人から平成29年は826人と727人の増となっております。増加の要因は、2月から3月にかけて鹿屋体育大学のスポーツ合宿による団体客長期宿泊によるものでございます。

国内の方々の宿泊者数は平成28年の2万5,616人から平成29年は3万487人の4,831人の増で、前年比19%の増でございます。

本市の全体宿泊者数に係る外国人宿泊者数割合は2.7%でございます。

以上が、観光統計上の数字実績でございます。

また、本市が独自で誘致を行っております海外からの教育旅行受入の実績でございますが、本市は平成25年よりインドネシアからの教育旅行受入に取り組み、昨年11月には香港からの受入にも成功し、平成29年のインドネシアと香港の民泊の実績は6校181人となっております。これまで延べ680人の方々を受け入れております。

今後におきましても、特にインドネシアにつきましてはアジアで有数の人口を抱えている国でございます。こういったところとご縁ができましたと、この縁を大切にしまして今後、観光振興のみならず、さまざまな分野において活性化ができるような取組を連携して取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

続きまして、外国人雇用の実態につきまして、お答えさせていただきます。

外国人雇用の実態について、平成29年10月末現在の鹿児島労働局の公表によりますと、本市を含む鹿屋公共職業安定所管内の実績で133事

業所532名の外国人の雇用がありました。在留資格別の内訳では、技能実習生が74.4%と大半を占めており、そのほかでは永住者や日本人配偶者の方が16.9%となっております。

外国人技能実習制度とは、外国人の技能実習生が日本において企業や個人事業主等の実習実施者と雇用関係を結び、出身国において習得が困難な技能等の習得・習熟・熟達を図るものでございます。期間は最長5年とされ、技能等の習得は技能実習計画に基づいて行われるものであり、単に労働力不足を解消するための労働力の確保を行うためのものではないこととなっております。

本市における事業所を調査しましたところ、農業関係で4社の25名、畜産加工関係で2社の57名、製造業・建設業で2社の17名、水産業関係で予定を含む4社の15名、約100名が外国人技能実習生を受け入れておられます。

国籍別としましては、ベトナム・中国・フィリピンが主な出身国となっているようでございます。

外国人を受け入れるメリットとしましては、会社を運営していく中で、生産と製造を一貫して習得させる場合に技能実習生の人員確保を安定して行うことを保障してもらえることで、業務習得の際の指導が容易に行えることと聞いております。

デメリットとしましては、技能実習生の受入の窓口となる管理団体への毎月の手数料支払いなど資金面での負担が大きく、労使関係のトラブルを発生させることなく勤務してもらうためには、常に言葉の習得や宗教上の慣習の違いへの配慮など、生活面を含めたケアを怠らざり行う必要があるということであるとのことでございます。

また、事業主からは、実習生も垂水市の住民となり、生活を始めることとなるので住民サービスを利用する際の説明や外国語表記などと

もに、言葉や文化の違い、宗教の違いへの配慮など、日常生活を送る上での不安を解消してあげるための取組への対応などが課題になるのではないかと意見をいただいております。

以上でございます。

○福祉課長（榎園雅司） 堀内議員のご質問でございます。鹿児島子育て支援パスポートにつきましてお答えいたします。

まず、鹿児島子育て支援パスポートの目的でございますが、このパスポート事業は地域が一体となって子育て家庭を支援し、安心して子供を生み育てやすい環境づくりを推進するため、子育て家庭を支援する機運の醸成及び子育て家庭の不安感の軽減を図ることを目的とするものでございます。

事業は、鹿児島県とこの事業に賛同する市町村が協働して行うもので、現在、本市を含め県内で40の市町村が実施をしているところでございます。

次に、事業の効果でございますが、この事業の対象は鹿児島県内に在住する妊娠中の方及び18歳未満の子供がいる世帯を対象としており、先ほど堀内議員からもご紹介いただきましたが、1世帯に1枚ずつこのような子育て支援パスポートを福祉課の窓口で発行しているところでございます。

また、このパスポート事業に協賛する企業や店舗にはこのようなステッカーを張るようになっており、子育て支援パスポートを持った方が協賛店で買い物等をする際にパスポートを提示することで、その店舗独自のさまざまな特典やサービスを受けられるようになっております。

具体的には、購入金額の割引や特典のポイントが受けられたり、飲食店ではジュースやデザートが1品プレゼントされたりするようなサービスがございます。

このように、効果としましては子育て世帯の負担感の軽減により、子育て世帯を応援するも

のとなっております。

次に、本市での利用状況についてでございますが、住民の皆さんが垂水市のどこの協賛店でどれぐらいの頻度で子育て支援パスポートを利用しているかといった利用実績を集約することは困難な状況でございます。ただ、子育て世帯への周知の面からご説明させていただきますと、子育て支援パスポートの発行は住民の皆さんへの周知漏れがないようにするために、母子手帳の手続の際に必ず福祉課の窓口に来られますので、そのときにこのパスポートの手続もあわせて行っております。窓口では事業の趣旨はもとより、受けられる特典や垂水市内で使える店舗についての説明を行い、有効に利用していただくようにお勧めしているところでございます。

また、本市のホームページにおきましても、この事業の趣旨や協賛店について紹介しているところでございます。

以上でございます。

**○総務課長（森山博之）** 堀内議員のご質問の、タブレットを活用したICT化について、お答えをいたします。

2018年3月現在の内閣府の消費動向調査によりますと、世帯におけるタブレットの普及率は31.6%となっており、1年前の28.7%より2.9%上昇し、今後も普及が進み、活用の機会も広がっていくものと考えております。

タブレットの活用につきましては、ペーパーレス化に伴う時間と印刷経費の削減並びに手軽に情報が取得できるなどのメリットがございます。このことから、思想的に具体的なイメージや操作感、機能等について理解を深めることを目的として、職員概ね20名を対象とした講習会が今年度中に実施できないか、調整を図っているところでございます。

タブレット導入につきましては、機器だけでなくシステムも同時に導入しなければ最大の効果を発揮することはできないと考えております。

今後は費用対効果や紛失・盗難・不正アクセス等の対策も含め、講習会を受けた職員の意見等を踏まえ、引き続き調査・研究を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

**○生活環境課長（高田 総）** 堀内議員の市役所敷地内のごみステーションについて、まず、どのように利用されているのかについての質問にお答えいたします。

議員ご指摘のごみステーションにつきましては、市の管理のもと、主に市役所から廃棄されるごみを対象として、市役所別館横の駐車場敷地内に空き缶・ペットボトル用の網かごや金属製品・瓶類用のコンテナを設置しております。

また、その他の利用でございますが、何らかの理由により振興会に加入されていない市民の方が、振興会の取り決め等によりお住まいのごみステーションへごみを出せない場合などに、清掃センターへの直接持ち込みに加えて、当該ごみステーションが利用できる旨を案内しているところでございます。

続きまして、問題点や改善する点はないのかについての質問にお答えいたします。

議員ご指摘のごみステーションの利用状況につきましては、今、ご説明いたしました、ほとんどの市民の皆様は市役所専用のごみステーションであると認識していらっしゃるのではないかと考えております。また、道路沿いであり、来庁された市民の皆様が目につきやすい場所に設置されておりますことから、今後は先ほど言われましたように、市民の皆様からご指摘を受けることがないよう、状況把握に努め、定期的に清掃を行うなど、これまで以上に適正管理に努めてまいりたいと考えております。

その対策といたしましては、張り紙や看板等により適正な利用をお願いしていくことに加えて、新たな対策につきましても今後、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○堀内貴志議員 ありがとうございます。

それでは、今回、5問ありますから、一問一答方式で、深くは追及できないと思いますので、流していききたいと思います。

それでは、まず、インバウンド戦略と観光振興についてから質問します。

課長、お話されたとおり、やっぱり垂水市も効果を得ているんだと、要は外国人インバウンドの効果を多少なりともやっとするんだという状況が出た、だけど数字的には私は少ないように思います。

私、子供が桜島フェリーに乗るもんですから、よく出かけます。そうすると、感じるのは、鹿児島市から桜島に渡ってくる人の数です。ほとんどが外国人であるというふうに感じます。

そして、袴腰の市バスの停留所、ここにも多くの外国人の方がバスを待っておられます。これは、先月の新聞記事です。これを見ましても、これ、鹿児島市が運営する桜島周遊バス、桜島アイランドビュー、これは快調という記事です。17年度利用者が過去最高の10万8,000人を超えたという記事です。そのほかにも鹿児島市を歩いてみても、外国人の方をよく見かけることができます。本当に鹿児島県、私にとっても、いやいや、鹿児島市にはこのインバウンドで多くの方が来られているんだなというふうに実感できると思います。

一方で、垂水市はどうかかと。私は今までの光景とはそんなに変わらないというふうに思っています。桜島まで、少なくとも桜島までは外国人を含めて多くの観光客の方が来ていらっしゃるという現実がある。桜島と陸続きの垂水市ですよ。ここにはそのインバウンド効果は全くと言っていいほど効果を得られていないような気がしてなりません、非常に残念です。

担当課においてもそれなりの対策をとっておられると思いますが、何かそのインバウンド対

策で課題となるものはあるのかどうか、その点をちょっとお聞きしたいと思います。

○水産商工観光課長（二川隆志） 堀内議員のご質問でございます。外国人観光客を誘致するための課題につきまして、お答えさせていただきます。

以前、観光客は旅行エージェントにツアーを申し込み、その会社がツアー行程を作成し、移動手段や宿泊施設等の手配を行い、その目的も施設見学や自然景観を楽しむことが中心でございました。

近年の旅行者は、外国人観光客にかかわらず、団体旅行やパッケージツアーからFIT、個人海外旅行に行くスタイルに移行して来ております。ほとんどの外国人観光客はSNSを活用し、個人で交通手段やホテルの予約を行っております。また、目的も多様化し、日本文化・食・アクティビティーを楽しむ体験型観光が主体となりつつあるようでございます。

このようなことから、本市の課題として上げられるのは、宿泊施設・通信・交通・カード・スマホ等決済など、受けて環境整備を早急に進めることが必要でございます。その上でプロモーションやツアーコンテンツの商品化といったアウトプットを意識し、必要な知識・技術等を有する専門事業者と連携し、外国人のニーズにあったプログラムやツアーコンテンツを開発することが重要だと考えております。

このことを踏まえまして、現在、本市は近隣市町村との新たな枠組みでの戦略的な事業展開、ジオパーク満喫プロジェクト、湾奥大隅みらい会議等と連携を図り、県の観光連盟や観光機関と連携を強化することで、より効果的な外国人観光客の誘客対策に取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○堀内貴志議員 課題はたくさんあるということがわかりました。

先ほど、川越議員の質問の中で、桜島・錦江湾ジオパークに認定されれば、世界から多くの観光客が来る可能性があるということもおっしゃった。要は、外国人が来る要素はたくさんあるわけです。

以前、堀添議員が言われたことは、これからは外国人を対象にしなければいけないので、看板は外国の人が見てわかるような看板も設置する必要があるよというようなことを言われたこともある。それから数カ月たっても全然変わってない。対策を早急に取りなければいけないと思います。

最後、市長にお聞きします。今、いろんな課題がありました。観光客、特に外国人はすぐ近くまで来ている状況があります。このままだ黙っているのではいけないのではないかと思います。何らかの手を打たなければいけないと思います。このインバウンド対策について地域活性化のキーワードにもなると思いますが、市長、この現状をどのように受け止めて、今後、どのように取り組んでいくのか、お尋ねいたします。**○市長（尾脇雅弥）** 堀内議員のご質問でございます。外国人観光客の誘致のための取組をどうするのかということについて、お答えをいたします。

先ほど鹿児島市の例もございましたけれども、国内でも最大級の伸びを示しておりますし、大きな鹿児島市と全く同じというわけにはいきませんが、先ほど数字上も28年と29年の比較で28年が99名だったのが829名ということで、実績としてはかなり割合としては増えておりますので、ただ、ご指摘あったように、桜島まで鹿児島市の財源のいろんなプログラムが来ると。それをどう誘致するかということに関して、今、いろんな形で連携をして取組をしているわけでございます。

このことは、私が政策の柱に掲げております6次産業化と観光振興におきましても外国人観

光客の方々をターゲットに含まれております。国は明日の日本を支える観光ビジョンを策定し、観光先進国に向けての取組の中で2020年に訪日外国人4,000万人という目標を掲げております。

また、官公庁発表の資料によりますと、鹿児島県内の延べ宿泊者数が806万8,430人となりまして、現行の調査方法となった11年以降初めて800万人を超えております。前年に比べ12%増え、外国人も48.7%増の71万5,320人で過去最多を更新している状況でございます。

このような状況のもとで、本市も近隣市町村と新たな枠組みで戦略的な事業展開、先ほどもありましたジオパーク満喫プロジェクト、湾奥会議大隅みらい会議などと図り、県の観光連盟や関係機関と連携を強化することでより効果的な外国人観光客の誘致対策に取り組んでいるところでございます。

既に日本国内において、これまで観光客が訪れなかったところでさえ、この方々が訪れた先でロケーションや食事、そしておもてなしに感動されてSNSなどでいいねと発信された場所には多くの外国人観光客が訪れ、名所が変わるところもあるようでございます。

我が垂水市も魅力ある観光素材、豊富な食材、おもてなしの心を有していると自負しております。県外や外国からのお客様を取り込むために、これまで関東や関西において旅行エージェンシーや大学・高校をはじめ県の出先課などにも直接出向いて、自ら垂水市の魅力的なロケーションや食事、そして体験型のメニューなどのプレゼンテーションを行っております。

そのイベントの状況なども自らSNSで情報発信した結果、多くの人脈を獲得することができ、その方々を介してさらなる情報拡散を行っていただくお手伝いをお願いをして、垂水市の取組の認知度を高めることに努めているところでございます。

また、水産商工観光課の担当部署には、県外

出張の際には必ず旅行エージェントや航空会社・JR・船舶会社等の関係機関に立ち寄るよう指示をしております、特にツアー商品を開発する担当部署と連携を深めることにより、垂水市の魅力を高めて誘致につなげる取組を考えさせるようにしているところでございます。

年末には、新しい道の駅のオープンもし、観光拠点の整備が、目途が立つところでございます。そして、2020年にはオリンピックや国体など、外国や県外からの観光客の増加が予想されますので、受入体制の整備を進めるとともに、関係機関と連携を深めながら、これまで以上にトップセールスにより垂水市のPRを展開していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

**○堀内貴志議員** 市長、ありがとうございます。

インバウンド対策、地域活性化のキーワードの大事な一つです。今、課題もありました。受入体制の環境整備、外国人にあったニーズに合う課題はあるわけですが、課題を一つ一つ解決して、ぜひともその多くの外国人を垂水市に来ていただくという環境整備をしていただきたい。そして、世界に垂水市を情報発信していただきたいということをお願いして、次のテーマに入ります。

インバウンド対策と同じく、外国人の雇用も一つのキーワードになってくるのではないかと思います。外国人の雇用、単に人手不足解消のための存在ではなく、今や企業の成長を支える存在になってきたという感じであります。会社を経営する上での問題点として、求人難を上げる企業が最近では増加傾向にあると。特に中小企業では人手不足が深刻な問題であります。その上で外国人の雇用はこれまで以上に注目されるようになってきているのも事実であります。

厚労省がまとめた平成29年10月現在の外国人雇用状況によると、身分に基づく在留資格には、要は在留資格別、外国人労働者の割合ですね、

身分に基づく在留資格が35.9%、留学を含む資格外活動が23.2%、そして技能実習に基づくものが20.2%。前年対比、留学を含む資格外活動については前年対比で4万9,948人、全体でいくと25万9,604人、増加率で言うと23.8%、技能実習においては全体が25万7,788人、前年に対して4万6,608人、22.1%の増加という現状です。

注目すべきなのは、この技能実習の増加ということであります。前年対比で4万6,680人が増加しているということ。この技能実習制度については先ほど課長がお話されたとおり、我が国で培われた技術を開発途上国等に移転すること、人材育成・国際貢献を目的とした制度であること。あくまでも労働力の需給の調達的手段として行われるものではないことは、皆様、ご存じのとおりだと思います。

しかしながら、日本の技術の移転と国際的な人材育成に貢献する一方で、企業にとって貴重な労働力の源になっているのも事実です。本市においても魚・豚・鶏肉の加工場やあるいは農場の分野で、この技能実習制度を生かして労働力を確保しているところがあるのも現実です。

労働力の確保という観点では、水産業においても深刻な問題になっており、本市においても技能実習を活用しようとする動きがあります。

先ほど水産関係で既にこの技能実習制度あるとおっしゃいましたけど、これはあくまでも加工場であります。船に乗って作業する業種においては、まだ垂水市ではないと。水産業の関係では、県内で内之浦漁協、あと枕崎漁協がこの制度を活用するために動き出しました。

宮崎県では早くから旧町名南郷町、現在の日南市であります。ここで始まっています。水産業によって技能実習制度、平成5年に創設されていますが、全国に先駆けて立ち上げたのがこの南郷町です。国の制度で試行制度、いわゆる試験的運用として始まり、その後、少しずつ水

産業の業種を拡大していきました。そして、平成27年7月の法改正により、試行制度、いわゆる試験的運用から本制度として取り扱われるようになりました。本市においても新たに水産業の分野でこの技能実習制度を取り入れようとし、試行錯誤している企業がありますが、大きな問題点に衝突しております。それは何かと言いますと、管理団体の問題であります。

既に、垂水市の企業でも技能実習制度を利用して実施しているところもありますが、垂水市に管理団体がいないことから、市外や県外の管理団体を通じて受入をしているのが現状です。現在、垂水市で展開している加工場や農場ではそれでもいいのですが、水産業の分野、特に船に乗って行う作業については、どうしても地元の漁協が管理団体の認定を受けて実施しなければならない実情があることがわかりました。地元の漁協が管理団体とならなければ運用は厳しいという現状です。非常に深刻な問題です。

垂水市の企業が1社でも多く、元気になることが、ひいては垂水市の活性化にもつながるものと思っております。何とか地元の漁協で管理団体の認定を受けるように行政として働きかけ、もしくは支援の体制はできないのか、お聞きいたします。

**○水産商工観光課長（二川隆志）** 堀内議員のご質問でございます。

垂水漁協が外国人技能実習生受入の管理団体資格取得への支援についてお答えさせていただきます。

水産事業者の業務形態によっては、既存の管理団体が技能実習生を受け入れる際の許認可を受けられず、漁業組合が管理団体でなければ許認可が得られないものがあり、その仲介でなければ水産事業者が外国人技能実習生を受け入れることができないなどの障壁があることは、ただいま堀内議員からの情報で当方も初めて認識したところでございます。

現状は、垂水漁協が外国人技能実習生の受入管理団体の資格取得を行うためにどのような取組や体制づくりを始めなければならないのか、情報が不足している状況でございます。まずは、既に管理団体の資格取得をして、実際、外国人技能実習生の受け入れ実績がある漁業組合等があるのか、鹿児島県漁業連合会をはじめ、周辺自治体の管理団体等から情報収集を行った上で、今後の対応について垂水市漁協と情報共有を図りたいと考えております。

以上でございます。

**○堀内貴志議員** 情報収集して積極的に対応していただければありがたいと思います。

最後は、市長にお尋ねいたします。

私は先日、宮崎県日南市にある外浦漁協に行き、この管理団体制度の勉強を受けてまいりました。この事業の先駆けを展開した漁協でもあります。この制度が立ち上がるまでに多くの苦難があったということですが、今はある程度、国の制度として認められて軌道に乗っている状況です。それでも最初は旧町名南郷町がいわゆる行政が主体となって事業を展開して、その後、漁協に落としたということを聞きました。町の重要な産業である水産業をうまく機能させようということからだったということです。

市長は、垂水市においても水産業の分野において、国際的な技術の移転と人材育成ということに対して貢献する一方で、人材の確保という面で問題を抱えている企業もあることはご存じだと思います。その関係で、技能実習制度に活路を見出そうとしている企業もありますが、行政として、市長として、何らかの支援はできないか、市長の見解をお聞きいたします。

**○市長（尾脇雅弥）** 何年か前に垂水漁協の当時の組合長さんと、人手が足りないということでベトナムに行ったことがございます。日本人学校があつて、日本へ向けて日本語教育も含めて、いろんな優秀な人材が育っていたことを記

憶をしております。その方々が今も加工場で働いておられるということでございます。先ほど紹介もあったとおりでありますけれども、今回の問題は海の現場で働くに際しては、それではいけないということでありますので、人手が足りないという現状は認識をしております。

ただ、先ほど担当課長が申したような現状を踏まえてルールづくり、段階がございますので、我々としても当然、その問題というのは重要な問題であって、市としても最大限努力はしたいと思っておりますけれども、お話を聞くところによりますと、漁協がしっかりと受け皿をとっていくということがございますので、これは漁協の組合長さんをはじめ皆様方の見解もあると思っておりますので、そこと連携をしながらと、どうやって働く労働力を確保するかということは重要なことだと思っておりますので、先ほど担当課長が答弁したような手順で進めてまいりたいというふうに考えております。

**○堀内貴志議員** 今後、水産業、船の上でする作業の関係においても技能実習制度が運用できるように、行政として取り計らいしていただきますこと、切にお願いします。そして、次の質問に行きたいと思っております。

3問目、子育て支援の関係でございます。先ほど支援パスポートについて説明がありました。私もこれ、調べてみましたが、今、これに参加している企業も担当課長に資料もらいまして、多くの企業が参加しております。

しかしながら、目に見えない。なぜかという、ほとんどポイント還元だということです。ポイント還元。鹿屋で行きますと、ポイント以外に目に見えるサービス、シャーベット、子供にシャーベット1皿、あとドリンク1杯、そういうサービス、目に見えるサービスが普及してるんです。垂水市もそういうサービスを展開するのと、もしくは普及に努めていただきたいということです。

ほかの自治体、多分、調査されたこともありますが、どういうサービスをしているのかも含めてもう1回、担当課長にお聞きしたいと思います。

**○福祉課長（榎園雅司）** それでは、垂水市で利用できる場所につきまして、お答えいたします。

垂水市内で子育て支援パスポートができる協賛店は垂水スタンプ会加盟店で51店、その他で5店の合計56店舗でございます。その種類は食料品や医薬品・医療品等の小売店やガソリンスタンド・飲食店・銀行等、多岐に及んでおります。

その特典でございますが、それぞれの協賛店のご協力をいただいているところであり、内容を簡単にご紹介いたしますと、垂水スタンプ会加盟店では垂水ふれあいカードといったポイントカードによる運用を行っており、これは通常100円の買い物で1ポイントずつ貯まり、500ポイント貯まったときに満点となり、500円から800円の商品券に変わるものでございます。子育て支援パスポートと一緒に提示することで約400ポイント貯まったときに満点となり、商品券になるよう優遇されているものでございます。つまり、5万円分の買い物をしたときに満点になるものが、子育て支援パスポートを使うことで、4万円の買い物をしたときに満点になるように優遇されております。

垂水スタンプ会以外の協賛店につきましては、銀行等による各種ローンの金利優遇措置や飲食店によるソフトドリンクの1杯サービスが受けられるような優遇措置があるところでございます。

以上でございます。

**○堀内貴志議員** このポイント還元、今、課長がおっしゃられた、通常5万円購入すると500円の金券、それが子育て世帯にとっては4万円購入すると500円の金券ですね、という、400円

の金券、4万円で400円の商品券、4万円で500円の商品券。

**○堀内貴志議員** 400ポイント貯めるのに必要なのが5万円。

だから、このポイントも大事だと思います。ただ、もうちょっとサービスの普及に努めてほしいなと。垂水市に行くと、垂水市で飲食をすると、どこよりもサービスがいいんだと、これはオーバーですけども、それぐらいになるように、もうちょっと普及に努めてほしい。

そして、店側からもカードの提示を求めるような指導もしてほしいなというふうに思います。

あと、この子育て支援につきまして、関連でもう1点、市長にお聞きします。

保育認定についてであります。従業者の家族と会社員の家族の関係、そして各自治体との関係で、保育認定にばらつきがあり、本市においてもその制度上の問題で、市民に理解を得られていない現状があるようですが、今後の対応策についてのみ、ちょっとお話をしていただきたいと思います。

**○市長（尾脇雅弥）** ご質問にお答えをいたします。

市内のある保護者が認定こども園の入所に関しての保育認定について、制度上の理解が得られない事例があるということは承知をしております。

本市といたしましては、法にのっとり認定基準を定めて対応しているところではございますが、現在、他市における事例や対応策について調査しているところでもあり、今後、それをもとに県の指導も仰ぎながら、時代にあった、さらには保護者に寄り添った対応策ができないか、検討したいと考えているところでございます。

以上でございます。

**○堀内貴志議員** この子育て支援の関係については、さまざまな課題もあります。そして各自

自治体のばらつきもありますが、垂水市はどこよりも子育てしやすい町だということが情報発信できるように、これからも努力してほしいということをおっしゃって、次のテーマに入ります。

タブレットを活用したICT化について。前回の議会では私は質問して、その後、担当課長が変わられて、どこまで把握されてるかということでも、意味を込めて説明をいたしました。

まず、やってほしいことは、セミナーや研修会の開催。先ほど本年度中に実施ということでしたけれども、本年度中という今、6月、7、8、9、10、11、12、1、2、3、9カ月あります。もっと早くできませんか。そのことをちょっとお聞きします。

**○総務課長（森山博之）** 9カ月間のうちの早くということではございますが、可能な限り早く実施をしたいと考えております。

**○堀内貴志議員** まず、体験することから始めたほうがいいと思いますので、ぜひとも早目に体験してほしいと思います。

県内では、こういう研修会もありますから、これもまた参考にしていただければと思います。議員の方々には配ってあると思いますので。そういうことでよろしくお愿いしたいです。

あと、このタブレットを活用したICT化については、議会もこれに協力しなければいけないと思います。本来であれば議会事務局に質問したいところではありますが、それはできませんので、要望として話をしておきますが、ぜひ議会事務局もしっかりと連携を図って、議会においても活用できるようにしてほしいということを要望しておきます。ぜひよろしくお願いいたします。

最後のテーマに入りたいと、最後ですか、ICT化は4番目、最後ですね、ICT化は4番目、そうですね、最後、市役所の庁舎で本来、市職員が捨てると見られます。今、改善されています。改善策もありました。ぜひとも今後、



とだと思っておりますが、いつも申し上げてるんですけれども、市役所の皆さん方の、市民とか我々に提供される情報というのは耳当たりのいい情報がたくさんです。そこで、たるスポにおいて過去どのような課題があったのか、問題があったのか、ここいらをつまびらかに、まずしていただきたいと思っております。

以上で、1回目の質問を終わります。

**○土木課長（東 弘幸）** 川尻議員のご質問であります建設業についての労働力不足の現状について、お答えいたします。

本市の建設業につきましても、議員ご指摘のとおり労働力不足でございまして、平均年齢は大まかではございますが45歳から50歳であるようでございます。

市内の建設業数社に問い合わせましたところ、この労働力不足の対応といたしましては、ハローワークや会社のホームページ等で常に募集等を行っているとのことでございますが、なかなか採用希望者がなく、ある建設業者におきましてはハローワークからの採用は過去5年間で1人のみとなっているようございまして、特に若年層につきましては希望者がいないとのことでございました。

人口減少時代に突入し、ますます労働力が不足していくとの懸念がありますが、その解消といたしまして、各種業界におきまして、近年、外国人労働者の雇用が増えつつあります。外国人労働者は技術習得のために来日し、専門職としまして、例えば重機のオペレーターならオペレーターのみ、型枠工であれば型枠のみと限定され、その他の仕事はさせられず、また2年から3年で帰国となるため、継続した雇用が難しい現状があるようでございます。

このような中、市内の建設業者としましては、将来にわたり現状よりも労働者不足に拍車がかかるようであれば、当然として外国人労働者雇用も視野に入れなくてはならないのではとの回

答でございました。

以上でございます。

**○水産商工観光課長（二川隆志）** 川尻議員からご質問でございます民間事業者における労働力不足の現状の実態について、お答えさせていただきます。

まず、市内の事業所の方々及びハローワークへの聞き取り調査を行いまして、求人数に対して慢性的に求職の応募者数が不足していると報告をいただいております。特に、医療・福祉・小売業・製造業・建設業に対する応募が全体的に不足している状況が続いているようでございます。

このような状況につきましては、鹿児島市内をはじめ、都市圏においても同様な状況でございまして、求職者の方々も少しでも待遇のいい職場環境を求めて労働力は流れていく傾向にあるようでございます。

先ほどの堀内議員との答弁と一部重複しますが、鹿屋管内の外国人雇用の実態につきましては、平成29年10月末の。（発言する者あり）わかりました。

それでは、ほとんどの、現在、市内事業者におかれましては、外国人実習生を受け入れているというところでは現状でございます。

また、先ほども申し上げましたけれども、単に労働力不足を解消するための確保ではなくて、実習生の方々には日本で高い技術力を学び、習得してもらい、将来、母国で活躍してもらうための制度というところがございます。

市内の事業者の方々へお伺いをしたところ、今後、外国人技能実習生の受け入れを検討されている事業所も複数おられるようございます。受入を検討されている事業所の方々より、喫緊の課題として技能研修生の住環境の確保を上げておられましたので、関係機関と連携して情報共有を図り、受入のための環境整備や支援のお手伝いを行ってまいりたいというふうと考えて

いるところでございます。

以上でございます。

**○保健課長（橋圭一郎）** 川尻議員の民間事業所の現状と今後の状況につきまして、今後につきまして、保健課所管部分につきまして、お答え申し上げます。

議員のご質問は、民間事業所についてでございますが、本市は市立の病院施設と介護保健施設を有しておりますことで、指定管理者制度を活用しておりますので、それを含めた答弁とさせていただきます。

まず、市立病院であります垂水中央病院の現状につきましては、過去において看護配置基準の変更に伴う看護師の大量退職が発生し、以後、現状におきましても業務量として慢性的な看護師等の人員不足が生じている状況にあります。

また、コスモス苑につきましては、28年度において頻繁な人員の増減がございまして、若干名の不足がございましたが、29年度から現在に至っては施設基準としては安定している状況でございます。

市内の介護事業所につきましては、現状にあつては施設基準上の職員数は充足しているとの回答はございますが、不足が生じたときには入所者とか、あと利用者の方々を現地で対応しているということでございます。

以上でございます。

**○福祉課長（榎園雅司）** 川尻議員のご質問でございます。民間事業所の現状・今後につきまして、福祉課関連の施設につきましてご説明いたします。

まず、保育所等の現状についてご説明いたしますが、保育所等における職員の配置につきましては、園児の年齢や人数に応じた職員を配置するよう、国の定める人員配置基準がございませぬ。この人員配置基準は、毎月保育所等から提出される報告書により確認をしており、園児の数に対応した必要な職員数は確保できておりま

す。ただ、職員が退職したときの補充など、なかなか確保しづらいといった声がございます。

この状況は本市に限ったものではなく、全国的に保育士が不足している状況でございます。このことから、国は保育士の確保策として保育士の処遇改善や、またかつて保育士として働いていた方、いわゆる潜在保育士の職場復帰支援等により保育士不足の解消に努めていくこととしておりますので、本市におきましてもその動向を注視していきたいと考えております。

次に、養護老人ホーム垂水華厳園につきましてご説明いたしますが、保育所等と同様にサービスを提供するために必要な職員数が定められております。垂水華厳園に確認いたしましたところ、基準以上の配置をしており、現在のところ人員不足はなく、入所者に対しても適切な処遇を実施しているところであり、今後も継続してこの体制を維持していくとのことでした。

ただ、全国的にも老人福祉施設の人材不足が言われているところでもあります。今後、垂水華厳園において人材不足により入所者に影響を及ぼすことがないように、連携しながら情報収集に努めたいと考えているところでございます。

以上でございます。

**○総務課長（森山博之）** 川尻議員のご質問でございます。市役所における働き方について、お答えをいたします。

第1回定例会におきまして、議員から時間外勤務の実態についてご質問いただきました。その後、総務課で把握してございました各所属職員の時間外勤務に関する情報を3月中に各所属長へ伝え、業務量の均衡を図るよう指導したところでございます。

ちなみに、平成29年度市役所全体での時間外勤務は1万2,610時間ございました。そのうち最も多かったのは災害復旧工事の受注等、農林課4,976時間、税務課1,146時間、土木課909時間となっております。







申しません。そういった実態も認識はしておりますので、こういったところも十分踏まえた上で改革に取り組んでまいりたいと考えております。

○川尻達志議員 今、日大のアメフト、昔の体育系では当たり前ですよ、私らの時代は。焼きが入るのは当たり前。それはひどいもんだったです。例えば渋谷のハチ公前で歌を歌わせるんです、歌を。自分の名前を言って。今、我々はそういうことを経験して当たり前だと思ってる。ところが世の中は回転が速くて、とてもそういうこと、だめなんです。そのことにも早く気づかないといけな。旧態依然とした考え方を捨てないと、日大のアメフトになっちゃうんです。相撲もそうです、大相撲も。そのことが垂水市役所にありませんかと。仕事はどんどん増えていくんだよ。

まずそのことが1点と、それと前も言ったんだ、これ。仕事は偏重はないということは、事務分掌の見直しをしなきゃいけない。これも何年前も言ったんだけど、事務分掌の見直しをすることによって、仕事を少しでも平準化できるはずなんです。そのことの研究もしていかなくちゃいけないと思うんだが、何回も言うんだけど、市長、どうですか。

○市長(尾脇雅弥) 今、川尻議員がご指摘いただいたようなことというのは、私もそのとおりだと思います。1つは、やっぱり背景として、垂水市の場合でいきますと合併ができないということから、行財政改革で50名、職員を減らしておりますので、当然のこととして仕事量変わらない中でこれまで3人でやってきたような仕事を2人でやるようなこととなります。単純に言うと1.5倍という話になりますけれども、5倍増して頑張る続けるというのは無理ですよ。なんだけれども、やっぱり2割増ぐらいの頑張りは必要。そのために連携キーワードということで、これまでやってまいりました。人口減少

社会の中で、こういう時代ならいいんですけど、こういう時代にやっぱり現状維持するためには、やっぱり市役所職員が中心になって頑張ることが大事でしたし、頑張ってきた結果として今があるんだというふうに思います。

ただ、これがそのままずっとということになると、いろんな課題もあろうかと思しますので、その辺はご指摘いただいたことは変わらず認識をしておりますので、例えばノー残業デーをつくったりとか、いろいろ見直しはしておりますけれども、個別の案件も含めてもう1回、庁内で、新庁舎の話も出ておりますので、これを契機にしっかりとまた中身に関して現状の課題をしっかりと分析して、連携して、どうあるべきかという方向性を導いていきたいと思っております。

○川尻達志議員 市長、このことも、余計なことかもしれないけれども、ぜひ、気持ちを一つにするためにも来年の施政方針の中でしっかり謳いこんで問題の共有を図ることをしていきたいと思っております。

そして、皆さん方の、課長の皆さん方も、そういうことについては必ず前広に話をさせていただきたい。だって、今までどこもそうでしょう。自分のところばかりでやれば隠すんですよ、全て。森、加計もそう、日大も理事長出てこなくちゃいけない、早く。それと同じ理屈で、情報の共有をしなくちゃいけない。そうしないと、なかなかこの問題は解決しない。自分のところから出したくないというのは当たり前です。ただ、これを今まで放置してきたからこうなった。

総務課長がいろいろ取組を、もう既に始められていることについては、これはありがたく敬意を表しますよ。ただ、具体的に、個別具体的にやっついていかないと、果実は得られないよ、その場しのぎじゃあ。今、そういう時期なんだろうと思っています。せつかく垂水市役所に入ってくれて、頑張ろうって。お先真っ暗の垂水ですよ。あえて言います。高齢化率がうちのどこ



のは、中央地区だけで、正式には私3つあると思っています。その一つの団体が陳情を出されて可決をいただいたと、そして、ほかの2つは、毎週、週2回、確実にたるスポを利用していただいている。

ところが、その1団体についての陳情が採択されたという中で、私どもはこれまで陳情採択後に中央地区の総意として、あの陳情が出されたのかどうかというのは課題が一つあります。

そうであれば、例えば、その後、社会教育課のほうで、全公民館に調査をし、本当にその地区ごとに公民館が必要なのかも調査をされました。中央地区に限っては、声はあるけれども、必要は感じていない。それはたるスポができたからであるという回答をいただいたと、私は聞いております。

そこで、私どもは、その陳情が採択されたのを受けて、一番課題としては、中央地区の本当に総意なのかなというのが、私一番ひっかかっている。そこが整理されないと、一部の人たちのためにつくったときに、ほかの中央地区の人たちが、公平に本当に使えるのかなと、私はそういうことを考えておまして、今、教育委員会と、その課題に向けて、どこがどうすればいいのかなということを悩んでいるところです。

それは我々が、行政側が申し上げることではなくて、中央地区全体のこととして、やはり検討をし、我々のほうにまた教えていただければありがたいと、最終的には、やはり中央地区の総意が得られるということであれば、私自身も非常に、そのグラウンドゴルフは、今の高齢者社会の中では、これだけの人口があるわけですので、必要なことは重々わかっています。

しかし、一部の人のためにつくるのが、行政として本当に必要なのかなというのが、課題として考えているところでございます。

以上でございます。

○川尻達志議員 副市長の忌憚のない意見を述

べていただきました。感謝をします。

やはり、問題解決をするためには、こういった意見をしっかりとお互いに共有して、その上で進んでいくべきだろうと思います。また、私もそういった話があったということについては、話をさせていただいて、何とかその方向でいければなど今思っているところです。

副市長、本当にそういう意味で言いくかっただらうけれども、皆さんまねをして下さいね。本当、本当。問題解決に向けて一歩前進です。失敗してもいいんです。こうやって議会と皆さん方が同じ本当の情報を共有して、前向きに進んでいければ、必ずいけると思います。

社会教育課長、このことで、多分この1年間いろんなことがあったと思うんです。そのこともしっかりと記録として残しておかないといけない。何月何日にこういうことがあった。こういう対応をした。そういうことでないと、過去を振り返るときに、この国じゃないけれども、財務省じゃない、改ざんとかさ、忖度でやられたらしょうもない。そういうことは、教育長、ぜひ教育長のほうもしっかりとフォローをしていただきたいと思います。

そして、あれも仕方がないです、問題があるのは。あったときに、じゃあどうするということが大事なんです。学校で教わったでしょう。そのことを皆さんがやってくれるだけの話なんです。こういう場で、私が言わなくても。

誰の責任でもないの。あったときは素直に反省をして、また新たな出発点、それで総括をしなければいけない。そのためにも、過去の問題点とか、課題をしっかり把握することが大事だと思うんで、そのことについても、もしあったとするならば、速やかに解決をしていくということで、頑張っていたいただければありがたいかなと思います。

時間がもうちょっとありますけれども、お昼が過ぎました。終わります。





保険からの軽度者外しは中止し、介護報酬の増額などの介護政策の大転換が必要ですが、これについてはどのように考えておられるか、お聞きいたします。

○保健課長（橋圭一郎） 介護政策の大転換の必要性についてのご質問にお答えいたします。

まず、介護保険制度は社会保険制度で、市民の皆様の支え合いによって成り立っております。介護保険の初期段階である要支援1及び2の高齢者の皆さんにあっては、それ以上に悪化しないようにすることが、介護予防の原点だと考えております。

介護度が進み、寝たきりの状態とならないための取組は、本人の生きる力につながり、あわせて介護関連コストの抑制につながるものと考えております。介護軽度者への総合事業等によるサポートを継続的に実施し、高齢者の皆様が安心して暮らしていけるよう、本市としての必要な支援を行っていくこととしております。

また、本年度から本格的に実施いたします、たるみず元気プロジェクトにつきましても、高齢者と言われる年齢層になっても、要介護状態とならないための介護予防政策の一大事業と捉えており、ご自身の健康づくりの意識を醸成し、生活習慣の改善への取組など、現在の身体機能の維持、または改善を目指すことを目的としております。今後20年にわたり、この健康チェックを実施し、経過を追跡してまいりますので、ご本人の状況や改善効果等を確認することが可能となると考えております。

今後とも市内の高齢者の尊厳の保持と自立した生活の維持につきまして、全力で支援してまいります。

以上でございます。

○森 正勝議員 たるみず元気プロジェクトに期待をして、この質問を終わりたいと思います。

次に、深港川の防災工事についてでございますけれども、集水井というんですか、集水井、

砂防ダムにより土石流に対するリスクが低下したということでございますけれども、これらについて詳しく説明をお願いいたします。

○土木課長（東 弘幸） 防災工事の進捗による土石流に対するリスク低下につきましてご説明いたします。

平成27年6月24日の山腹崩壊により土石流が発生し、7月28日までに合計6回の土石流が発生しましたことは、議員ご承知のとおりでございます。その後、県の事業としまして、災害関連緊急砂防事業が採択され、同年10月30日に深港自治公民館において、地元説明会が開催されました。その際、工事の内容と用地の承諾への協力依頼があり、その後工事に着手され、現在に至っているところでございます。

災害関連緊急砂防事業の進捗によります再発の危険性、いわゆるリスク低下につきましては、崩壊当初から県の依頼により、鹿児島大学農学部地頭菌教授に現場に入っていただきました。

その地頭菌教授の見解によりますと、崩壊した山腹は始良カルデラに位置し、下部には砂や泥が固まった堆積層で、その上に古い時代の火砕流が冷え固まった亀裂の多い溶結凝灰岩の層であるとのことでございました。

崩壊の原因としまして、周辺に降った大量の雨が、溶結凝灰岩の壁より湧き出し、その部分が浸食されることで、亀裂の多い溶結凝灰岩が崩壊を起こし、大量の水分を含んだ土石が下流まで流れたとのことでございました。

その対策としまして、崩壊の要因となりました地下水が崩壊面の不安定化を招いているとのことから、山腹上部に直径約3.5メートル、深さ約50メートルの集水井を3カ所設置し、地下水が崩壊面から流れないような処置がなされました。

その後、砂防ダムの本体工事に着手されましたが、砂防ダムの規模は長さが146.5メートル、高さが11.5メートルの規模で、現在ダム本体に

つきましては、ほぼ完成している状況でございます。

去る5月15日に、県砂防課、大隅地域振興局、本市の関係課と鹿児島大学の地頭菌教授を訪問し、工事の進捗状況を説明しましたところ、集水井の効果で地下水がほとんど湧き出していないこと、また砂防ダム本体がほぼ完成間近であることを踏まえ、今後大雨等で小規模な崩落は起こり得るものの、下流まで土石流が到達する恐れは低いとの見解でございました。

このようなことから、市としましては、3年前の大規模な土石流が発生するリスクは軽減されたものと考えております。

以上でございます。

**○森 正勝議員** これから梅雨、台風の時期を迎えるわけですけれども、梅雨や台風時期の避難は通常避難基準でよいのか、お聞きいたします。

**○総務課長（森山博之）** 梅雨、台風時期の避難は通常でよいのかのご質問にお答えをいたします。

これまで深港地区の避難基準につきましては、平成28年6月に山腹崩壊実効雨量を適用し、雨量が800ミリを超えるまたは超えることが予測される場合には、避難準備、高齢者等避難開始を呼びかけ、雨量が1,000ミリを超えるまたは超えることが予測される場合などは避難勧告、雨量が1,100ミリを超えるまたは超えることが予測される場合などは、避難指示を発令することとしておりました。

その後、平成29年5月には、先ほど土木課長は、集水井と表現いたしましたので、集水井の対策により、土石流発生の可能性が低くなりましたことから、避難準備、高齢者等避難開始につきましては、実効雨量1,100ミリ、避難勧告につきましては実効雨量1,200ミリ、避難指示につきましては1,300ミリと緩和いたしましたところでございます。

鹿児島大学地頭菌教授によりますと、深港地区の土石流発生のメカニズムにつきましては、深い地下水が関係しており、不透水層との境界で流水が湧き出るところで、浸食、崩壊が起こることにより、上部が不安定となり斜面が崩壊するとのことでありましたが、これらの原因を解消するため、集水井や砂防堰堤の建設などにより、おおむね解消されましたことから、通常の避難基準の運用で問題ないとの見解を示されましたので、同会議の開催日をもって、これまでの垂水市地域防災計画による運用といたしたところでございます。

以上でございます。

**○森 正勝議員** よく理解できました。

深港川の橋の今後の工事工程はどうなっているのかをお聞きいたします。できれば、深港橋についても少しどのくらいから工事にかかれるのか、ちょっとお聞きします。

**○土木課長（東 弘幸）** 本事業は、今後の工事の工程でございますが、大隅地域振興局河川港湾課に確認しましたところ、砂防ダム本体は6月中旬に完成予定であり、今後は砂防ダム本体の下流に設置します副堤及び垂直壁の施工に着手し、平成31年2月末日の完成を予定しているとのことでありました。

また、崩壊した山腹の法面工事につきましては、既に一部が工事に着手しており、用地取得が完了していない部分につきましては、用地取得完了後に発注を行い、平成31年3月末日の完成を予定しているとのことでございます。

なお、深港橋の復旧についてですけれども、以前国土交通省に確認しましたが、具体的に時期的には、まだ協議がなされていないと、ただ、どういう復旧をするかというのは、今後話し合いをして決めていくことになるということでございます。

以上でございます。

**○森 正勝議員** 深港橋の復旧工事もできるだ



状態となってまいりましたが、台風はもう5号までが発生し、幸い日本には上陸していませんが、いよいよこれから大雨や台風による災害の発生しやすい季節となってまいりました。

今月2日には、私どもの下市木地区では、毎年恒例のマップ、図上訓練を行い、危険箇所や空き家の確認、避難経路等を話し合いました。災害のないよう願いますが、災害が発生した場合、速やかな対策、体制のもと、人命、財産の保全に努め、被害の最小限化に全力で取り組んでいただくようお願いいたします。

さて、5月14日から29日まで7日間、各地区で新庁舎建設基本計画住民説明会が開催されました。水之上地区、牛根地区以外は全ての説明会に参加しましたが、午前の川越議員の質問で、262名の参加があったということでございました。

参加者から出された意見では、多くが整備位置と庁舎規模に関する意見で、整備位置の旧フェリー駐車場跡地については、環境面から冬時期には北西の強風があること、強風にあおられ波止場に堆積されている海砂が周辺に飛散すること、強風時や台風時の高潮、そして津波、大雨の台風と災害時等の庁舎への道中の浸水、冠水を考えると、防災拠点としての懸念、庁舎規模については、人口がどんどん減少していく状況の中、現在の人口の基準で庁舎規模を算定されていることへの懸念する意見でありました。

これらの意見は、津波以外現実に起きていることで、ロータリー周辺の浸水、冠水については、説明会の答弁では側溝の改良工事により改善されているとのことでありました。

説明会資料では、津波については、いずれも想定区域外となっておりますが、私は、平成29年12月議会において、新庁舎の候補地は安心安全かとの質問の中で、海拔の表示に関して、整備位置に選定された旧フェリー駐車場跡地の隣にある、南海タクシー事務所の道路の電柱の海

抜表示は2メートルとなっており、錦江湾の満潮時には、旧フェリー乗場は水面から地上まで1メートルしかなく、実質海拔1メートルの状況となります。

津波避難計画には、桜島湾奥の海底噴火が発生すると、垂水港には1.8メートルの津波が押し寄せるとなっていますと、このように満潮のとき、津波避難計画に示されている桜島湾奥の海底噴火が発生すれば、垂水港は陸地に80センチほどの高さの津波が侵入、浸水し、市役所、市民館付近まで浸水、侵入していくことが想定されます。

南海トラフ地震では、垂水市には最大4メートルの津波が予測されています、ということでありました。日常では、1日2回の満潮時にはオチンドン川では、ファミリーショップニシムタ下の住宅付近まで海水が押し寄せるといいます。

庁舎規模についても、人口はどんどん減少してきており、これからもさらに減少していくであろうと、誰もが認識されています。

これらの条件、様子を見ると、説明された計画はこれまで内部、外部検討委員会でいろいろな視点から、また重要な財政面から慎重に審議され、さらにパブリックコメントの意見を参考にされ決定されたことではありますが、この結果を皆さんに問いかけると、一様に首を傾けいぶしがられます。これらの声にも耳を傾け寄り添い、説明会の意見が反映されるよう努めていただきたいと思っております。

それでは、議長の許可をいただきましたので、さきに通告しておりました質問に入らせていただきますので、ご答弁よろしくお申し上げます。

まず、1問目、山崩れの治山対策について質問いたします。

平成28年の台風16号は、激甚災害指定を受けるほどの甚大な災害でありましたが、市当局や

関係機関の懸命な対応策により、被害の大きかった本城川流域の河川をはじめ、農地、特に田んぼについては、翌年度の稲作に間に合うように適切な復旧が図られました。

山崩れについては、北向きの至るところの山が崩れ、緊急を要する箇所から治山工事が進められておりますが、これまでの復旧整備状況をお聞かせください。

次に、2問目ですけれども、グラウンドゴルフ専用練習場の設置について質問いたします。

これについては、午前に川尻議員から、たるみずスポーツランドについて質問があり、グラウンドゴルフにも関連がされたので、重複する点あるいは割愛する点もあるかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

グラウンドゴルフにつきましては、長寿命化高齢化が進行し、高齢者等のグラウンドゴルフ人口が増加、各地域でグループや、個々に健康づくりや友人、知人との交流、また大会に等々と楽しまれています。

そこで、1回目のたるみずスポーツランドの利用状況については、先ほどの質問がありましたので割愛し、2回目からにしたいといたします。

3問目に、移住促進策について質問いたします。

移住施策については、これまで企画政策課で、空き家移住促進事業、住宅取得費等助成事業補助金等の事業が推進されておりますが、これまでの施策推進状況、成果をお聞きかせください。

以上で、私の1回目の質問を終わります。

**○土木課長（東 弘幸）** 平成28年台風16号による山崩れの復旧状況について、土木課分をお答えいたします。

通常、県土木部が実施します、急傾斜地事業は人家10戸以上の保全対象がある場合に事業採択されますが、台風16号災害につきましては、局地激甚災害に指定されたことにより、採択基

準が緩和され、保全対象が5戸以上であれば県施工、2戸以上が市施工となりました。

その後、調査を行い数カ所の候補を上げましたが、結果としまして、県が3カ所、同じく市も3カ所採択となり、災害関連緊急傾斜地崩壊対策事業を実施したところでございます。

以上でございます。

**○農林課長（楠木雅己）** 梅木議員のご質問でございます、平成28年台風16号による山崩れの復旧整備状況についてお答えいたします。

平成28年台風16号の被害によります農林課所管の山腹崩壊の復旧につきましては、現地調査の結果、全体で59カ所が被災を受けておりました。大隅地域振興局林務水産課との立ち会いのもと、治山事業での採択に係る調査を実施しましたところ、要件を満たしておりました24カ所について申請を行ったところでございます。

これまでの実施につきましては、崩壊規模や保全対象家屋、道路隣接地にあります箇所を優先し、平成29年度には、海潟恵比須地区、二川松原地区、ほか4カ所が完成いたしました。

また、平成29年度に発注いたしました、市木瀬戸口、花子両地区に加え、新城堀之内地区、ほか3カ所につきましては、繰越工事となりましたが、平成30年度には完成予定でございます。

以上でございます。

**○企画政策課長（角野 毅）** 梅木議員のご質問でございます、移住・定住、移住促進策につきまして、移住促進事業における事業実施からこれまでの実績につきましては、お答えをいたします。

企画政策課所管の移住促進事業につきましては、空き家バンク制度を活用した事業も含めまして、5つ事業がございます。

初めに、住宅取得費等助成金につきましてはご説明いたします。

当事業は、本市の移住促進を図るため、転入者が住居を新築、または購入された際に、取得



カ所を除き、8カ所が採択決定になったものの、未着手でございましたが、平成30年5月16日付で海潟小山田地区、柎原西ヶ崎地区、新御堂岩淵地区及び田神岩戸地区の4カ所につきまして、事業決定をいただいており、早期着工に向けて、県林務水産課に要望してまいります。

また、事業決定がなされていない4カ所につきましては、梅雨時期に入り豪雨や台風被害により被害拡大のおそれもありますことから、事業決定がなされるよう引き続き要望してまいります。

以上でございます。

○梅木 勇議員 ただいまの答弁からしますと、土木課関係では4カ所が未採択になっていると、そしてまた農林課でもそれなりの箇所があるというようなことでございますけれども、これについては、私が先ほど申しましたように、これから大雨、台風等が襲来してきますけれども、この未採択になっている箇所には十分事前、事後の見回りをして、それなりの、状況が変われば、何とかまた努力をして、採択できるように努力をしていただきたいと、こういうふうなふうに思っております。

そのような中、治山工事施工は県の事業となりますので、県との連絡、協議が重要になるかと思われま。速やかな対応、対策を求めていただくようお願いいたします。

次に、急傾斜地崩壊対策事業についてでございますけれども、平成30年度の予算に工事請負費、工事負担金が計上されておりますが、この説明と市木地区における災害箇所とこれまでの要望箇所等とはどのように検討なされているのか、また上市木地区の振興会より、要望箇所の対応についてお聞かせください。

○土木課長（東 弘幸） 急傾斜地崩壊対策事業についてお答えいたします。

本年度、県の施工で実施いたします箇所につきましては、浜平地区と、台風16号災害で災害

関連緊急急傾斜地崩壊対策事業として実施しました3カ所のうち、2カ所の残りの工事を実施することとなっており、本年度の予算で負担金として計上しております。

また、工事請負費でございますが、市が発注しました災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業井川地区の工事費が不足し、一部未着手がありますので、県の補助事業で実施するための工事請負費でございます。

次に、お尋ねの市木地区の急傾斜地事業でございますが、下市木地区と中市木地区の2カ所を要望しております。

まず、下市木地区ですが、崩壊箇所の西側に既設の治山施設があり、一部が保安林になっております関係で、大隅地域振興局の建設部と農林水産部の協議において、先に事業化できるほうで実施すると聞いております。

また、中市木地区につきましても、先日前振興会長がお見えになり、地権者から同意をもらったとのことございましたので、早期に事業化していただけるよう新たに要望してまいります。

以上でございます。

○農林課長（楠木雅己） ただいまの上市木地区の要望の件はということでしたけれども、上市木地区の数年前に行った箇所の修繕工事等についての要望が出されておりました件につきましては、瀬戸口地区の治山工事の現場説明会の際に、県の担当者と要望箇所前の住民と立ち会いを行い、要望内容について再度聞き取りを行いましたので、事業採択が困難とのことございましたので、今後また検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○梅木 勇議員 ありがとうございます。

冒頭に触れましたように、梅雨が本格化し、持続的な雨と激しく多量の雨が降ったり、台風時期ともなっており、急傾斜地崩壊指定区

域等の地域の皆さんには、絶えず心の片隅では気がかりで不安となっています。

整備には地主さんの同意という問題もあり、なかなかのところもありますが、人命、財産保全のもとに、取り組みをさらに強く進めていただくようお願いして、この件については終わります。

続きまして、グラウンドゴルフ専用練習場の設置についてでございますけれども、質問の2回目のところで、たるみずスポーツランド以外の施設を利用されていることの認識、また陳情書に対してどのような思いかというようなことでございますけれども、多目的グラウンドがゆえにサッカー、ソフトボールなど、他種目スポーツが行われ、芝が剥がれたり、でこぼこができたり、グラウンドコンディションがグラウンドゴルフに適していないとして、また予約をしても、合宿等によりキャンセルさせられることもあるそうです。

このようなことから、ホテルアザレアや、鹿屋市の専用グラウンドゴルフ練習場へ出かけられる方もおられるようです。

このような状況と陳情書に対する認識をお聞かせください。

○社会教育課長（野嶋正人） それでは、まず梅木議員のたるみずスポーツランド以外の施設を利用されていることの認識についてでございますが、その情報は聞きいたしております。

そこで、昨年10月にオープンいたしました、たるみずスポーツランドの利用状況を見ても、昨年度は垂水地区公民館のほか、グラウンドゴルフの大会が2団体と6つの小規模なグループの方にもご利用いただいており、午前と午後の利用状況におきましても、利用率が約40%と、まだ余裕がある状況でございます。

あわせて、たるスポの利用料につきましては、お気軽にご利用いただくために、本年度は無料とさせていただいており、市報等でお知らせ

いたしておりますので、より多くの皆様にご利用いただきたいと思いますと考えております。

次に、陳情書についてでございますが、本年3月議会において、趣旨採択されましたことにおきましては、教育委員会といたしましても、真摯に受け止めております。また、その陳情書の委員長報告において、必要性は、健康に取り組むとの重要性はあるが、土地問題等もあり、課題もあるとの意見がございましたことも承知いたしております。

一方で、社会教育課といたしましては、たるスポの施設の利用率を高めていく努力も求められておりまして、先ほど説明させていただきましたように、昨年度の利用率では、午前、午後とも約40%とまだ余裕がございますので、現在他の施設でグラウンドゴルフの練習等をされておられます、各グループの皆様にもぜひ1回たるスポをご利用していただくようご案内したいと考えております。

また、たるスポのオープンからまだ8カ月しかたっておりませんので、今後も利用者のお声をお聞きしながら、より利用しやすい施設の努力も続けてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○梅木 勇議員 ありがとうございます。

昨年の10月にたるスポがオープンして、半年か、それぐらいの期間での利用状況等もお聞きしましたけれども、社会教育課あるいは教育委員会としましては、なるほどこれからさらに利用を高めていかなければならないなというような思いがあるのは、当然のことだろうと思いません。

そこで、陳情書が3月議会に提出されまして、趣旨採択ということになっておりますので、その趣旨に沿いまして、垂水地区に専用練習場を設置する議案ということで、質問させていただきます。

午前中の川尻議員に、副市長が認識を示され

たところですが、これまでの状況から、私的観点から質問させていただきます。

市としては、スポーツ合宿を誘致し、スポーツを通じて交流人口の増加を目指しています。市長は今議会冒頭の諸般の報告でも、スポーツ合宿を進めると言われました。交流人口につながり望ましいことと思っておりますが、スポーツ合宿にも種目があり、主要施設は野球であれば野球場、サッカー、ソフトボールはスポーツランドが使用されています。スポーツ合宿等が推進できればされるほど、施設の使用が高まっていくこととなります。

一方、市民の健康施策にも取り組まれ、これまでの各種健診、特定健診に加え、昨年から40歳以上を対象に、たるみず元気プロジェクト健康チェック事業が行われ、さらにことし4月からは、垂水市健康ポイント事業が始まりました。

垂水健康ポイント事業は、垂水市にお住まいの方が健診を受けたり、健康に関するイベントに参加することで、健康ポイントがもらえます。この健康ポイントがたまると、垂水スタンプ会の商品券と交換することができます。ポイント交換は20ポイントから、上限は50ポイントとなっており、対象者は40歳以上の垂水市民の方となっています。

私も早速健康ポイント手帳をつくり、これまで2回の健診を受けましたので、現在7ポイントがたまり、金額にすると700円となっています。健康ポイント対象事業には、垂水市長杯グラウンドゴルフ大会、市老連グラウンドゴルフ大会、垂水市長杯ゲートボール大会も対象となっています。

いずれの大会もポイントは2点となっています。このことはスポーツ面では、グラウンドゴルフ、ゲートボールを通じて、健康の維持、増進の推進がなされていることをうかがい知ることができます。

垂水市グラウンドゴルフ協会には13団体、

388名が加入されています。日々グラウンドゴルフの練習を友人、知人と交流し、楽しみながら、健康の維持に努め、さらに大会に出れば、ポイントもらえとなりますと、グラウンドゴルフ人口はさらに増加するものと思われま

す。一方、スポーツ合宿等が進めば進むほど、スポーツランド等の利用も増え、グラウンドコンディションやグラウンドゴルフの利用にも影響することが考えられます。

各地区には、それなりの練習場がありますが、垂水地区では、他地区のようにグラウンドゴルフ専用練習場がありません。

ちなみに、鹿屋市には、田崎町に市営の日本グラウンドゴルフ協会認定コースのかのやグラウンド・ゴルフ場8コースがあり、さらに近くには民間の練習場があり、見に行き尋ねたら、垂水からも毎日のように来られる方がおられますよ、ということでした。

私は、3月に陳情書が提出されてから、グラウンドゴルフ愛好者から練習場についてちょくちょく声がかかりました。

これまで述べましたようなことから、また陳情書にもありますように、垂水地区においても、気軽に利用のできるグラウンドゴルフ専用練習場の設置が望ましいと思われま

すが、これについて再度お聞きします。市長にお願いしたいと思

います。

○市長（尾脇雅弥） 今の垂水市が行っている大きなプロジェクトの中で、健康長寿というのがあります。

やっぱり元気で長生きということでありまして、その2つの柱が食事と運動。運動に関しては、グラウンドゴルフなど、高齢者の皆様方を対象としたような運動を中心に、積極的に広げていくという考え方であります。

その実践の場としての一つとして、たるスポというものがあるんだと思います。一方で、今ご指摘があったみたいに、交流人口の増加のため

の場所でもあるということですので、両方相まって、それがあふれるぐらいの利用をしていただくというのが、私の究極的な目標でありますので、まだその道半ばにあるというふうに思っております。

交流人口のスポーツ合宿等々に関しては、着実に数字が伸びております。また、多目的グラウンドゴルフ場を使って、その利用者も増えていくというのも事実であります。かぶる分で、先ほどおっしゃったような、サッカーの後の状態が悪いとか、いろんなこともあるんだろうと思いますし、そういう状況を踏まえて、一般の方々からも新設の中央地区のそういったものがほしいという要望があるんだというふうに思います。

そういった中で、議会のほうに要望書が出されて、結果として採択という手前の趣旨採択ということなんだろうというふうに思っております。

その中には、いろんな事情があって、そのまま採択ということではなくて、趣旨採択と、その気になる部分ということに関しては、先ほど、川尻議員のご質問に副市長が答弁したような課題があると思いますから、そこをしっかりとクリアした上で、またその利用状況も今40、50%を若干切るくらいでありますので、時期的には非常に大きくなっていくんですけども、今、養生期間とか、周知も含めて、まだまだ見きわめなければいけない部分がありますので、やらないということではなくて、むしろ先ほど申し上げたような、スポーツ合宿ももっともっと増えて、あるいはグラウンドゴルフをはじめとした、そういった皆さんの利用ももっともっと増えていって、ことしもフィールド、通常よりも陸上競技場にもいって、2倍から3倍くらいの敷地になって、多面的に使えるようにしてはありますけれども、そこがやっぱり足りないんだというような状況、あるいはそれに近づく状況にな

るということが大事なことだと思いますので、そういったことも含めて、決して後ろ向きではございませんので、できればそういう環境が整って前向きに建設をしたいというふうに思っておりますので、その辺のところを、今見きわめている状況というふうにご理解いただければと思います。

○梅木 勇議員 ありがとうございます。

専用練習場が設置されますと、ますます愛好家が増加し、健康の維持、競技力の向上が期待されます。グラウンドゴルフをされる方々が切望されている専用練習場の設置を叶えていただくよう申し上げ、この件は終わります。

次に、移住促進対策についてでございますけれども、課長、すみません、先ほどの移住の成果というのか、実績というのか、合計でこれまでの種々事業は説明されているけど、事業ごとの成果、実績を教えてくださいけれども、素早くメモをすることができませんでした。それで、合計の移住者について再度お聞かせ願えたらと思います。

○企画政策課長（角野 毅） 人数で申しますと、137名の方がIターン、Uターンで入居をされているということでございます。

○梅木 勇議員 ありがとうございます。

私の想像よりもはるかに超えている数字というふうに捉えました。そのいろいろな事業に取り組みながら、それぞれの成果が見えているのかなというふうなふうに思います。

その中で、さらに空き家バンクの取組について質問をしてまいります。

農地付き空き家の登録についてでございますけれども、諸事業の中で、平成17年度から取り組まれています、空き家バンク登録制度がありますが、国土交通省はことしの3月、農山漁村への移住を促進させようと、農地付き空き家の手引きについて作成しました。

手引きによると、都市部の住民の農山漁村地



企画政策課では、農業委員会の対応次第だと  
いうようなことですが、そうなりますと、  
農業委員会の対応が求められていますけれども、  
農業委員会では、昨年4月に垂水地区の特段の  
面積、下限面積ですね、これを20アールに変更  
がなされておりまして。

手引きによると、ただいま農業委員会の事務  
局長が申されましたように、農地法施行規則第  
17条第1項、第2項により、地域の実情に応じ  
て農業委員会が別段の面積を定めることが可能  
のようです。所管事項調査報告の中でも、先進  
地の宍粟市が別段の面積を設定し、農地付き空  
き家バンク登録17件、そのうち成約済み11件、  
農地23筆となっているとの報告でありました。

農業委員会としては、この別段の面積を検討  
設定はできないか、伺います。

○農林課長（楠木雅己） 今度農業委員会のほ  
うに諮っていただいて、決定するという形にな  
りますので、ここではちょっと回答はできませ  
ん。

○梅木 勇議員 農業委員会に諮っていきたい  
というようなことですが、ぜひ農業委員会の  
ほうの総会の場合でも、早目に協議をしていただ  
きたいのと、こういうふうに思います。

農地付き空き家の登録は、農村部の空き家、  
遊休農地の活用にもつながるものと期待されま  
す。別段の面積を設定し、農地付き空き家とし  
て空き家バンクに登録し、さらなる移住者の促  
進を図っていただきたいと思っております。

これで、私の質問を終わらせていただきます。  
ありがとうございました。

○議長（池山節夫） 企画政策課長。ちょっと  
座ってください、梅木議員。（「終わりました。  
終わりました。」と呼ぶ者あり）

○企画政策課長（角野 毅） 申しわけありま  
せん。先ほど、Iターン、Uターンの合計の数  
ですが、重複等がございましたので、先ほ  
ど申しましたけれども、確認をしましたところ、

Iターン、Uターンで79世帯、164名の方が入  
ってきていただいていると思っております。修  
正をいたします。申しわけございませんでした。

○梅木 勇議員 これで、ありがとうございます  
でした。

○議長（池山節夫） ここで暫時休憩します。  
次は2時30分から再開します。

午後2時21分休憩

午後2時30分開議

○議長（池山節夫） 休憩前に引き続き会議を  
開きます。

次に、14番、川畑三郎議員の質問を許可しま  
す。

[川畑三郎議員登壇]

○川畑三郎議員 桜島の爆発的噴火が今回、こ  
とし100回を超えた。昨年までは昭和火口が大  
半であったが、現在では、全て南岳山頂火口で  
爆発しており、噴火活動がさらに活発化する恐  
れがあり注意が必要であります。東風に乗って、  
鹿児島方面に降灰が多い状況が続いております。  
活動が長続きすれば、今後冬場となれば、垂水  
市に直撃し被害を被ることが心配で、活動が停  
滞することを願うものであります。

九州南部地方の梅雨入りが発表されました。  
平年より5日、昨年より11日早く、これから1  
カ月前後、うっとうしい梅雨空が続くのではな  
いでしょうか。台風5号も発生、北上し梅雨前  
線を刺激し、多量の雨量も測定されております。

毎年、梅雨、台風時期の防災対策を尋ねてお  
ります。平成28年度には、台風16号により農地  
をはじめ、大きな被害があり、やっとなりとも終  
わろうとしております。防災については、常に  
対策が必要であります。対策についてお知らせ  
ください。

次に、NHK大河ドラマ西郷どん放映につい  
て、毎週日曜日午後8時から放映され、全国の  
多くの方がテレビにくぎづけされ、鹿児島

人々も毎週楽しみにされていると思います。そして、放映オープニングの終わりには、我が垂水市の江之島から桜島を望んだ映像が映し出されます。このロケ地として採用されるに当たり、どのような取組が行われたのかお聞かせください。

垂水市は温暖な気候に恵まれた地域ですが、農地面積が他市町に対し狭いのが現状です。しかし、キヌサヤ、インゲン等の生産量は県下でも上位にあります。後継者不足ほどの市町でも同じではないでしょうか。意欲ある農家は認定農家として、垂水の農業を背負っている方々であると考えます。

そこで、垂水市の認定農家の現状と実態をお知らせ願い、1回目の質問を終わります。

**○総務課長（森山博之）** 川畑議員のご質問でございます、本市における防災対策についてお答えをいたします。

ご承知のとおり、九州南部は5月26日に、平年より5日早く梅雨入りをいたしました。气象台の予報によりますと、今年は平年並みか、少し多めの降水量があるとの予想もございます。常に防災に備えておく必要があると考えております。

その防災対策でございますが、公的機関が行う活動での公助、個人の力で災害に備えていただく自助に加え、地域で助け合う共助による、3つの力が本市の防災力向上に必要な不可欠でございます。現在、本市における自主防災組織率は、平成30年4月現在で約97.6%となっており、148振興会中、143振興会で結成していただいております。

平成29年度から、自主防災組織の活発化を目的として制度化をいたしました、自主防災育成事業を活用し、防災訓練、防災講話の推進や本市が主催いたします自主防災組織リーダー研修では、参加者に対しまして情報収集の重要性を認識していただき、リーダーとしてのスキルア

ップを図っているところでございます。

過去の災害による危険地域はもちろんのこと、市内全域、全住民に対する迅速かつ確実な情報伝達のため、継続して県総合防災システム並びに垂水市ほっとメール等を有効に活用し、あわせて市職員が独自に操作を行っております、防災ラジオによる割り込み放送の訓練も引き続き行ってまいります。

また、災害により孤立することが想定される地域の連絡手段として、I P無線機を配備し緊急事態に備えております。加えまして、本年3月にはライフラインの遮断に備え、食料や生活用品の備蓄品を効率的に保管管理を行うため、垂水市中央運動公園敷地内に防災倉庫を建設し、計画的かつ継続した備蓄を行ってまいります。

以上でございます。

**○水産商工観光課長（二川隆志）** 川畑議員からのご質問でございます、西郷どん放映を機会としたこれまでの垂水市の取組につきまして、お答えいたします。

この件につきましては、昨年定例会におきましてもご質疑をいただき、市長は放映が決まったことについては、本市の観光振興と地域活性化の取組において、大きなチャンスであると答弁しております。

本市も大河ドラマ西郷どんのロケ地の候補に選定され、直接NHKを訪問し、PR活動を行おうといたしましたが、最終選考で落選という結果になりました。しかしながら、その後もNHKから作成に必要なサツマイモや苗の提供依頼に対しまして、協力を行った結果が今回の江之島等の放映につながったものと理解しております。

また、昨年は明治維新150周年カウントダウン企画として、市内西郷どんにゆかりのある歴史的資源や食、風景にスポットを当てて、市内を周遊する着地型ツアーを5回実施いたしました。申込開始後から数日で募集定員を満たす状

況で、参加者のアンケート集計結果では、満足度96%の高い評価を得ることができました。本年度も継続実施いたしますので、その際は、江之島やサツマイモを撮影逸話としてご紹介できればと考えております。

加えまして、昨年11月28日から29日には、湾奥4市におきまして、福岡市のエージェントを訪問し、来年度のツアー造成に向けてのPR活動も行ったところでございます。このような取組を通じて、本市にある観光資源の情報発信を行い、積極的なPR活動を展開したことを評価されまして、今回の撮影放映に至ったと考えております。

以上でございます。

**○総務課長（森山博之）** 1回目の1の質問に消防長が入ります。

**○消防長（後迫浩一郎）** 1回目の川畑議員のご質問でございます、梅雨、台風の時期になった防災対策につきまして、消防本部の取組についてお答えいたします。

まず、防災対策につきましては、消防団との連携が最も重要でございます。特に災害が市内全域に発生した場合、消防本部だけでは対応が困難になり、消防団との連携が必要になります。

そこで、今年度は災害時の救助資材としまして、全分団にチェーンソーを配布することにしております。また、消防職員によります土砂災害区域の確認、河川調査及び水防資器材の保有状況等を調査するとともに、消防団につきましても同様に、管轄地域の危険箇所の調査、確認等を依頼し、特に危険な場所につきましては、関係機関と情報を共有し、避難指示が発令された場合、消防団と連携して全世帯を巡回するよう指示しているところでございます。

また、去る5月18日には、防災点検に同行し災害復旧工事の進捗状況を確認し、翌19日には、県を含む関係機関が参加しまして、垂水市災害対応図上訓練が開催されました。訓練につきま

してはブラインド方式で実施され、さまざまな状況が付与され災害対応体制、特に初動対応について確認ができ、災害対応能力の向上が図られた有意義な訓練であり、今後の現場活動に生かしていきたいと考えております。

また、さらに翌二十日には、市内全分団を対象に、水防工法訓練を本城川河川敷におきまして実施し、大雨による河川の越水防止及び法面保護等、河川災害に対する工法を再確認し、土砂災害等への認識及び対応が図られた訓練であったと思います。このような訓練を実施することにより、消防本部、消防団、関係機関等が情報共有を図り、連携を深めていくことが、災害を未然に防ぎ、市民の安心安全につながるものと思っております。

これから大雨、台風シーズンになりますので、平成28年の台風16号災害を教訓に消防本部、消防団の出動体制の確立を図るとともに関係機関と密接な連携を図り、大雨、台風、各種情報を的確に収集し、関係機関と協議し、市民の皆様には正確な情報を迅速に伝達して、早めの避難を呼びかけ人災ゼロに努めてまいります。

以上でございます。

**○土木課長（東 弘幸）** 川畑議員の28年発生 of 台風16号災害のその後の状況につきまして、土木課分についてお答えいたします。

まず、発注いたしました件数と実施額でございますが、応急工事や工区分けしたものの、災害関連急傾斜地事業や単独災害も含めまして、合計51件、約14億6,800万円となっております。

工事の進捗状況でございますが、51件のうち事故繰越となりました2件につきましては、本年8月までの完成を見込んでおります。また、6月1日に3件の災害復旧を入札いたしました。内訳は内ノ野5号線が1件、中洲橋が上部工と橋脚の2件となっております。特に、中洲橋につきましては、市民の皆様にご多大なご不便をおかけしておりますが、もう少しご辛抱をお

願いたいします。

今、申しましたとおり、51件中46件につきまして完成しておりますが、梅雨時期の大雨や台風等に備え、パトロールの強化や点検等を行い早期の発見を心がけ、被害防止や防災対策に努めてまいります。

以上でございます。

○農林課長（楠木雅己） 川畑議員のご質問でございます、28年災害箇所の災害復旧については大丈夫かという質問につきまして、お答えいたします。

平成28年災の農業用施設及び農地等につきましては、災害復旧工事は完了しております。なお、林道につきましては10カ所が残っておりまして、工事の早期完了を目指しております。また、治山工事等につきましては、引き続き県へ要望し、今後も災害防止に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

続きまして、川畑議員のご質問でございます、垂水市の認定農家の実態は、につきましてお答えいたします。

まず、認定農業者とは、農業経営基盤強化促進法に基づき、市町村が作成いたします農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の中の目標を目指して、申請者が今後5年間の農業経営改善計画を作成し、認定会議を経て、その改善計画が市から認定された個人または法人の経営体のことを指します。認定の対象は、男性、女性を問わず、また特段の年齢制限も設けておりません。

それでは、平成29年度末における本市の認定状況につきましてご説明申し上げます。

本市において、農業経営改善計画が認定されている認定農業者は全体で59経営体で、その内訳は個人が46経営体、法人は13経営体でございます。なお、個人の経営体の中には、家族経営協定を締結し、夫婦で共同経営者となられご夫

婦とも認定農業者となっている場合もございます。また、個人のみを抽出した認定農業者の平均年齢は、55.9歳となっております。

改善計画に記載された目標とする営農類型を見ますと、施設野菜が最も多く19経営体、次に多いのが肉用牛経営で11経営体などとなっております。ほかにも工芸作物である茶や露地野菜、果樹類、花卉、花木、養豚、養鶏、稲作など、本市の気候風土に合わせた多岐にわたる経営となっております。

認定農業者につきましては、いずれも高い技術力を持ち意欲ある農業経営者として、地域からも信頼を得た方々であるということができません。また、認定農業者でなければ受けられない支援制度が多くございます。このため、担い手の確保、育成を目標に、国及び県により展開される施策の動きを見ながら、現役の認定農業者に対しましては5年ごと経営企画更新を働きかけ、また各営農部門において新たに認定することがふさわしいと考えられる農業者の掘り起こし等を行いながら、本市の農業の振興を図っているものでございます。

次に、認定農業者とは別の認定新規就農者につきまして、ご説明申し上げます。

認定新規就農者は農業経営基盤強化促進法に基づき、平成26年度から新たに始まった制度でございまして、新たに農業経営を営もうとする就農希望者が、市や県等で就農相談を重ね、作成した経営開始後5年間の青年等就農計画を、先ほども申し上げました、認定会議において審査を行います。その結果、市が認定したものを認定新規就農者と呼んでおります。

国の制度におきましては、原則18歳以上45歳未満との年齢要件がございまして、高齢化や後継者不足等が進行する本市の実情もございまして、新規就農者支援給付金と市単独の支援制度の中では、満55歳以下の認定新規就農者を支援対象者として規定し、より柔軟に対応している

ところでございます。

直近の認定状況といたしましては、平成29年度末に新たに1名が認定を受け、さらに本年5月に開催いたしました認定会議において、2名を認定し、平成26年度の制度開始以降、青年等就農計画の終期を迎えた方を含めまして、本年5月末現在累計10名を認定しているところでございます。

認定新規就農者につきましても、農業次世代人材投資事業など、認定されることで受けられる国の支援制度がございます。特に、就農直後は経営不安定であることが考えられ、県振興局農政普及課やJA鹿児島きもつき等関係機関とも連携し、技術的な面や経営上の改善指導等のサポートを行い、他方、農地につきましては市農業委員会と連携し、県農地中間管理機構を通じた農地貸借の紹介にも取り組んでおります。

このように、認定新規就農者には、本市農業の振興に大変期待される人材でありますことから、就農希望の相談時から営農定着の段階まで支援していくことが重要であると考えております。

以上でございます。

**○川畑三郎議員** では、順を追って質問しますが、一問一答式でお願いいたします。

まず、1の梅雨対応の時期についての防災対策についてであります。総務課長、消防のほうで丁寧に答えていただきました。午前中、川越議員の質問についても、総務課のほうで、詳しく説明していただきました。いつも私が尋ねるのが、川越議員に対する答弁みたいにするんですけれども、川越議員が先にされましたので、私は了解したいと思います。

ただ、おとし、28年の台風16号において、土木、農林のほうで大きな被害を受けて、今、災害の復旧がもう終わろうとしている状況で、今後も大変心配なんですけれども、その災害復旧が順調にいつていると思うんですけど、それ

が今後の災害に耐えられるのかというのが心配でしたけれど、今さっきの答弁で、農林課長も土木課長も、先もって答えていただきました。ありがとうございます。了解しますので、一番大事な防災対策の課でありますので、ひとつ対応を怠らずに、今後頑張ってもらいたいと。

常に対策が必要ですので、かねてからそういう面に注意をしながら、総務課とも連携を取りながらやっていただきたいということを、これはお願いして一応これについては終わりたいと思います。

次に、2番目の西郷どんの放映に対する垂水市の対応ですけれども、水産商工観光課長とよく打ち合せを何回もしたんですけれども、ゆうべの放映で22回が終わったわけですけれども、この放映ももう半分になろうとしている状況で、大変毎回楽しみに見させているんですけれども、この中で、最初のオープニングの映像が、江之島の上から桜島を撮った分が流れておったんですよ。最近江之島も下からずっと行って桜島を映すという状況で、完全に江之島も映っていくんですけれども。

私は海潟ですので、これはもうよかところが出ているなと思ってるんですけれども、これは知らない人は結構、いつしか出ないもんだから多いんです。それで、私も5月に同級生と周遊旅行をいたしまして、関東、関西の人も来たんですけれども、その状況を知らない人が結構多いです。江之島が映ってるよというのを、だからPRが足らんとやないかなと、私はずっと思っておったんですけれども、今回いい機会ですので、そこを今後聞いてみますけれども、もうちょっといいPRの仕方ですね、みんなにわかるように何か取組ができないもんかと思うんです。

映像にちょっと出ただけでも、江之島がずっとそれでどうこうやなくて、何か残して、こういう状況ですよって、すればみんなよく見るん





ございます、新規の認定農家となるための条件は、についてお答えいたします。

新規の認定農家となるためには、5年後の経営目標として370万円程度を設定し、あわせて総労働時間につきましては、年間2,000時間程度の水準の実現を目指すものとしております。これらの水準を目指した農業経営改善計画を作成し、市に提出していただくこととなります。

一方、新たに農業経営を営もうとする青年等が、認定新規就農者への認定手続を行う場合には、認定を希望する青年等から、農業経営開始から5年後の計画を提出していただくこととなります。

この認定新規就農者の設定、認定に当たっては、農業経営において、地域の他産業従事者と均衡する年間総労働時間2,000時間の水準を達成できるか、また農業経営開始から5年後には、農業で生計が成り立ち、認定農業者の場合における5割程度の所得目標を定めているところがございます。

以上でございます。

○川畑三郎議員 ありがとうございます。丁寧に条件等について説明をいただきました。

それではついでに、この認定農家の垂水は59経営体という状況の中で、他の市町の農家数はどうなっているのか、少し教えてください。

○農林課長（楠木雅己） 川畑議員のご質問でございます、他市町の認定農家数は、についてお答えいたします。

肝属管内の市町における認定農業者、個人、法人の合計数につきましては把握しているものを申し上げます。いずれも、平成29年度末現在のものがございます。鹿屋市が644、東串良町が270、錦江町が147、南大隅町が107、肝付町が140でございます。本市につきましては、先ほど申しあげましたとおり、59の経営体となっております。

担い手の確保、育成をめぐる国、県の動きに

合わせ、各市町で平成27年度に作成されましたアクションプログラムにより、現在進捗を管理しているところでございます。農林課といたしましては、今後も引き続き認定農業者の経営改善や集落営農等の育成など、担い手の確保、育成に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○川畑三郎議員 今の各市町の認定農家数なんですけれども、大方みんな結構数が多いですね。垂水は59なんですけれども、そんだけ耕地面積も最初言ったように、少ないというのが一番、広い土地が垂水は少ないです。

だから、農家数、農家をする人が少ないという状況なんですけれども、キヌサヤとか、インゲンというのは、インゲンは鹿児島一ですよ、生産量が。そういう地域でもあるんですけれども、地域性がするのかなと思うんですが。認定農家数が少ないということです。

認定農家でいい悪いを決めるわけじゃないんですけれども、もうちょっとこういうのをしっかり指導していただきながら、垂水市の農業を進めていってほしいなと思います。集落営農等の育成、担い手の確保、育成に取り組んで、農林課、しっかり頑張ってくださいと思います。

一応これで終わりですけれども、一つ西郷さんの放映において、言い忘れまして、興奮して。これを始まる前に、堀内議員が、これを取り上げてどんなふうにするのかという質問をしておりますよね。だから、やっぱりそういうのを、せっかくいい質問をされたわけだから、それを取り入れて、いろんな事業されていてよかったなと思うんですけれども、そういう方がおったということ、僕はここで言って、私の質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（池山節夫） ここで暫時休憩します。

次は3時15分から再開します。

午後3時6分休憩

午後3時15分開議

○議長（池山節夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、5番、感王寺耕造議員の質問を許可します。

[感王寺耕造議員登壇]

○感王寺耕造議員 皆さん、お疲れさまでございます。

傍聴の方が私の番になりましたら、新聞記者の方が1名と、大変寂しい思いをしておりますけれども、一生懸命1時間努めさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

本日、午前中、水之上の三和営農組合の方々が、朝穫れのトウモロコシを販売なさっておりました。12時前には完売なさったということで帰りましたが、やはり、農地を農地として守るといふ、そういう役割を集落営農の方々が果たしていらっしゃると思います。また、ひいてはこれが地域活性化につながるということだと思っております。

そういう部分で、本市の農業後継者もない状況、また農家の高齢化という問題もございします。市長先頭に農林課長、市農林課長も一生懸命頑張ってくださいまして、各地域で集落営農が根づくように、祈念申し上げます。冒頭の挨拶といたしまして、これをお願いしておきます。

それでは、通告に従いまして、早速質問に入らせていただきます。

まず、農業用水源確保対策事業についてですが、平成24年度から始まった事業であると思っております。24年度は活用なさった方はゼロ人ということで、3カ年事業の後、しばらく休止していたんですけど、また復活して予算をつけていただいたんで、平成24年度からの実績を示させていただきます。

また、平成29年度事業で、事業に取り組み始めたんですけど、結局水源確保ができなかつ

たと、水が出なかったということございしました。こういう部分が初めての事例です。事業を実施したんだけど、水が出なかった。ただ、業者がした分には、やっぱり支払いはせないかんわけです。多大の損害を被ったと思っております。

それで、業者さんとの契約方法の見直し、またこういった場合の救済策、こういう部分は考えられないのか、以上2点、農林課長に伺います。

2番目の質問としまして、除草剤の使用についてです。

5月の9日か10日だったと思っております。新城の鉄道公園、初めての出来事でございます。造園業者さんが土木課からの依頼を受けて、公園内で除草剤を散布された、今まで経験したことなかったんですけど、こういうことが行われました。

あそこの公園については、日々幼い子供たちが遊んでおります。また、新城こども園の皆さんも、まだ1歳児、2歳児の子供たちも大きいリヤカーにたくさん乗って、あそこで野外活動をなさっているんです。また、ペットの散歩で、犬の散歩で、楽しみに、ペットといえども家族ですよ。そういうペット、人間、小さなお子さんはじめ、ペットについて害が、私は絶対あると思っております。

何でこういう判断をしたのか、問題はないと考えられておられるのか、また今後どう対応していくのか、大事な問題ですので、とりあえずは土木課長をお願いいたします。

また、ほかの課長さんたちには、土木課以外の担当課の施設内では、こういった使用例はないのか、あつた課長さん、ある課長さんは答弁願いたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

3番目です。市道・農道・市河川の除草作業についてです。

どの地域も高齢化が進んでおりまして、自助、共助、これが機能しない状況になっております。こういう現状なら、公助での事業実施が必要だろうと考えますが、この部分については重要な問題ですので、市長に答弁願います。

4番目です。重症熱性血小板減少症候群（SFTS）について、保健課長に伺います。

国立感染症研究所ウイルス第一部長の西條政幸先生、この方の文献ですけれども、SFTSとは何かといいますと、2011年に中国で新しい感染症として報告された病気です。病原体はSFTSウイルスで、人はマダニにかまれて感染します。マダニの中でもフタトゲチマダニとタカサゴキラマダニ、この種類にかまると感染症を発生するということです。

どういう症状があるかと、発熱、全身倦怠感、消化器症状、重症患者では意識障害、出血症状なども認められると、致死率は高く約20%と言われております。日本では、13年1月に初の感染症が確認されて以降、毎年60人から100人前後の方々が発症されております。

また、近年、犬、猫からも感染すると言われております。一例を挙げますと、16年夏、野良猫を、病気になった野良猫を引き取って面倒を見ていたんですけども、この猫にかまれて発症したという事例が起こっております。こういう部分で、大変重大な被害を与えるわけですけれども、ウイルス性感染症についての広報及び予防法について今後の対応について答弁を願います。

最後になりますが、南の拠点整備事業についてです。

南の拠点事業につきまして、市整備エリア内の駐車場計画エリアに、未買収の用地があり、その用地を省いての開発許可の進められておりますが、その用地についての経緯や今後の交渉について、これは重大な問題でございますので、市長自ら答弁をよろしくお願い申し上げます。

げます。

これにて1回目の質問を終わります。

○農林課長（楠木雅己） 感王寺議員のご質問でございます、垂水市農業用水源確保対策事業についてお答えいたします。

本事業は、農産物の品質向上及び収量確保を図り、よって農業者の経営の安定及び地域農業の健全な発展に資することを目的に、認定農業者を対象として事業費の2分の1以内、ただし、限度額は100万円以内とし、水源地の標高が50メートル以上の場合には限度額200万円として実施している事業でございます。

まず、実績でございますが、平成24年度から平成26年度までの3カ年の期間で実施した際は、1件の園芸農家と2件の畜産農家、合わせて3件が補助対象となっております。その後、要望があったことから、昨年度、平成29年度に単年度事業として、園芸農家1件、畜産農家1件の2件へ補助金交付を行っております。補助額といたしましては、平成25年度100万円、平成26年度287万5,000円、平成29年度356万6,000円となっております。

次に、平成29年度事業で1件水源確保ができなかったものがあるが、契約方法の見直し、救済策は考えられないかのご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、昨年度、削井工事を行いつつも、水源の確保ができず、補助金の交付決定を取り消した事例がございますが、このような事例につきましては、他の市町の取組を調査の上、対応策について研究してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○土木課長（東 弘幸） 新城鉄道公園内での除草剤の使用についてお答えいたします。

現在、土木課におきましては、市内の公園を環境整備班で作業したり、造園業者に委託しまして、除草作業や植栽の剪定を行っております。



草剤の使用につきましてお答えいたします。

社会教育課内の施設におきましては、昨年10月にリニューアルオープンいたしました、たるみずスポーツランドにおいて、除草剤を本年3月に1回散布しております。散布の時期や方法については、たるみずスポーツランドの芝管理を委託していた業者と、風向きや薬剤の濃度、近隣への影響等を綿密に打ち合わせし、市民の安心安全を確保した上で散布しております。

また、芝管理業者からの指示により、散布業に散布後の3月22日から3月25日までの3日間、ウォーキングコース利用者を含めた施設利用の皆さんに対し、薬剤散布中につき立ち入り禁止の看板を立て、注意を促し、施設を閉鎖し使用を禁止するとともに、職員巡回も行いました。

今後も除草剤の散布を行う場合には、芝刈り委託業者と綿密な打ち合わせを行い、また、農林水産省等の関係機関より提示されているリスク低減の事項を遵守しながら、細心の注意を払った上で、作業を行いたいと考えております。

以上でございます。

**○市長(尾脇雅弥)** 感王寺議員のご質問でございます。市道・農道・河川の除草作業についてお答えいたします。

まず、市内各所、集落や振興会で、除草作業を実施していただいておりますことに感謝を申し上げます。

その中で、議員ご指摘のとおり、高齢化によりまして、地域での対応が年々難しくなっているとの声は、私どもにも届いているところでございます。土木課管理の市道は369路線、222キロメートル、河川につきましては22の数を管理しております。市道につきましては除草の対象となります路線は、市街地を除く路線となり、交通量の多い路線、また集落に通ずる重要な路線を重点的に実施しておりますが、市民の皆様は十分満足していただけるような対応ができていないのも実情でございます。

高齢化により、地域での活動が困難である現状におきましては、除草回数や対象路線を増やすなどの対策をとりつつ、重機での除草を実施するなど、なるべく市民の皆様のご要望にお応えできるように努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

**○保健課長(橋圭一郎)** 感王寺議員の重症熱性血小板減少症候群(SFTS)の広報及び予防法についての今後の対応についてのご質問にお答えいたします。

重複する答弁になろうかと思いますが、ご了承いただければと思います。

SFTSと略される重症熱性血小板減少症候群でございますが、正確に答弁させていただくために、厚生労働省発表等の上位機関の資料をもとに、またこれより略称のSFTSの呼称でご説明申し上げますので、ご理解いただければと思います。

ダニ媒介性の新しい感染症でありますSFTSは、ウイルスを有するマダニにかまれることにより感染すると考えられております。現在のところSFTSに有効な治療等はなく、対処療法が主体となっております。西日本を中心に発生しており、国内における致死率は約20%でございます。

このSFTSウイルスは潜伏期間が6日から2週間程度とまちまちで、発症時の初期症状は急性胃腸炎やインフルエンザ等の症状に類似しております。先ほど議員が申されたとおり、発熱、消化器に関する症状が出現し、時には頭痛、筋肉痛、神経症状、リンパ節腫脹、出血症状が見られることがあります。

国内におけるSFTS症例の届出件数につきましては、国内で初めて確認された2013年1月から本年4月25日現在において、累計で324名に達しており、鹿児島県においては30名となっております。亡くなられた方は、全国で累計57名となっております、鹿児島県も相当数含まれてい













を図ったということに対しては、敬意を表します。

何事も、企画政策課だけの問題じゃないんです。資産とかいろいろあります。用地買収とか、交渉事があります。交渉事、約束事については、なかなかこれは難しい問題を含んでいると思っております。関西の言葉で納得も得心もしてという、交渉事についての金言があります。今後、誤解は解けたからということで、時効取得、その後売買契約ですか、業者へも納得も得心もなさって売買契約が完了し、フルオープンにこぎつけることを期待しておりますので、課員の方々にも一生懸命頑張ってくださいと思っております。

珍しく15分残しましたがけれども、これで、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

**○議長（池山節夫）** 本日の会議は以上で終了します。

△日程報告

**○議長（池山節夫）** 次は、明日午前9時30分から本会議を開き、一般質問を続行します。

△散 会

**○議長（池山節夫）** 本日は、これにて散会します。

午後4時2分散会

平成 3 0 年 第 2 回 定 例 会

会 議 録

第 3 日 平成 3 0 年 6 月 1 2 日



















垂水市包括ケアセンターですが、早くも人材不足など、課題に直面しているようなことも見聞きしております。1年たって、その現状と課題をお尋ねします。

4番目に、公共交通再編の取組についてですが、3月議会でも地域公共交通計画策定の関連質問をさせていただきました。先ほど申し上げました篠山市の委員会視察では、3年間でさまざまな取組について調査、研究し、来月からスタートすることになっております。

本市では、事前予約型乗り合いタクシー制度を導入されてから10年ほどたっていますが、路線バスに加えて、これからは住民自治組織などの地域を巻き込んだ取組が必要だと思いますが、見直すお考えはないのか、企画政策課長にお伺いします。

これで、第1回目の質問を終わります。

**○財政課長（和泉洋一）** おはようございます。

村山議員の超長期の財政シミュレーションに取り組むべきではないかのご質問にお答えいたします。

財政シミュレーションにつきましては、平成30年第1回定例会でも答弁いたしておりますとおり、本市の財政構造は依存財源の割合が高く、国の方針、施策によって県支出金の額が大きく左右されることから、見通しが立てにくい事情がございます。

しかしながら、限られた財源の中で市民サービスを低下させることなく、健全な財政運営を行っていくためには、議員ご指摘のように、中長期的な視野に立った計画的な事業実施が必要であります。

財政課といたしましては、今年度スタートする第5次垂水市総合計画や、公共施設等総合管理計画等に基づいて、計画的に事業を実施するとともに、各種財源確保に努め、健全な財政運営を行っていくこととしておりますことから、議員が申される20年ほどの超長期的な財政見通

しについては、なかなか難しいものの、総合計画等に基づいた中期的な財政見通しの策定については、今後の検討課題であると認識をいたしております。

以上でございます。

**○企画政策課長（角野 毅）** おはようございます。

村山議員のご質問でございます。新庁舎建設基本整備計画の見直しについてでございますが、ご指摘のとおり、財政課所管の公共施設等総合管理計画は平成25年3月の社人研推計、庁舎建設基本計画は企画政策課所管の垂水市人口ビジョンを将来人口として採用したところでございます。

企画政策課といたしましては、本市の上位計画でございます垂水市人口ビジョンを採用することを基本としていただきたいと思います。と思っておりますが、公共施設等総合管理計画だけではなく、さまざまな行政分野の各個別計画におきましては、推計人口や目標人口等の根拠を人口ビジョンにするのか、社人研推計にするのかは、国のガイドライン等もございましてことと思われまので、各課で判断されるべきものと考えております。

この垂水市人口ビジョンでございますが、現在、国が進める地方創生の中で人口減少対策の一環として策定されたものでございます。

推計人口については、平成25年3月の社人研推計をもとに、人口減少対策の取組を加味し、中長期的視点に立った本市の上位計画となっております。

こういったことから、新庁舎建設基本計画の基本指標として設定している将来人口は、上位計画でございます垂水市人口ビジョンの供用開始時点の直近値でございます。平成30年推計人口1万4,374人を採用したところでございます。

なお、この基本指標として設定している将来人口は、供用開始時点の人口を示したものでござ





業についても、今はふるさと納税とか国からの支援とか、そういうことで賄うことができていくわけでございます。

しかし、今後そうした経済環境が誰の目にも明らかになってきていると思います。限られた財源をどこに使っていくかという、子供や孫にそういう負債を残さない、負債を押し当てていくということではないかと思っております。

さきほど5年間ほどの財政計画ということでしたけれど、財政課長はこの垂水市未来カルテから引っ張るんですが、このカルテは社会保障・人口問題研究所の人口予測をベースとして、現在の傾向が継続した場合は、2040年に産業、保育、教育、医療、介護がどのような状況になるかについて、シミュレーションをした結果を示しています。当然、この結果は現在の傾向が政策によって変わるということができれば、変化があると。

これにつきましては、千葉大学の、昨年10月、11月にネットで公表されておりますけれど、今から22年後、2040年の各地域の予測をした結果が出せます。未来カルテ、今の中学、高校生が大人になり未来市長としてどういうふうな政策提言をするかというような、資料にもなる部分でございます。

この資料、ぜひ試してみてください。2040年の垂水市の歳入は73億円、歳出が82億円という形で、市町村コードの番号を入れれば一挙に出るような仕組になっております。

そういう中で、シミュレーションというのはすごく大事なことだと思いますが、財政課長、総合管理計画の中ではここ10年間で更新がピークを迎えるという部分を含んでいらっしゃいます。1年あたり23.3億円見込まれるとあります。こういう中で、総合管理計画、公共施設の管理計画と色々な建替え事業、10年間の事業にもよりましてしょうけれど、そういうシミュレーションをすべきではないかと思っております。そ

こら辺はどういうふうにお考えでしょうか。

○財政課長（和泉洋一） 今後10年間で更新のピークを迎えるというようにございますが、10年間の主な建替え事業について、管理計画はあくまで市全体の公共施設等の基本的な方針を示すものでございまして、実際の個別につきましては、それぞれ個別の計画を策定した上で事業は実施されております。あくまで管理計画の中で捉えている事業について、説明を申し上げます。

まず、社会教育系施設では、今年度、市民館の耐震診断を実施いたしますが、地域活動の拠点であり、避難所としても指定されている地区公民館においても、今後、耐震化工事等の検討を進める必要があります。

次に、スポーツ・レクリエーション系施設では、平成32年に鹿児島県で開催される国民体育大会に合わせて、垂水中央運動公園の大規模改修が進んでおります。

産業系施設では、地方卸売市場の老朽化が著しいことから、今後、長寿命化等の検討を進めてまいります。

学校教育系施設では、平成32年をめどに、個別計画として学校長寿命化計画を策定される予定ですので、計画に基づき事業が行われていくものと考えております。

行政系施設では、平成34年供用開始予定の新庁舎建設事業が、いよいよ今年度基本設計に着手いたします。また、清掃センターについては、解体等を含め、周辺施設地域に影響が及ぼさないよう、管理、方針の検討を進めております。

公営住宅では、平成24年度に策定いたしました個別計画に当たります垂水市公営住宅等長寿命化計画に基づき、中之平団地建替え工事が今年度から始まっております。

また、道路や橋梁においては、長寿命化計画に基づき、年次的に事業を行う予定となっております。

以上が、公共施設等総合管理計画で把握している主な事業でございます。

以上でございます。

**○村山芳秀議員** ありがとうございます。

今の10年計画だけでも、かなりの部分があります。1万4,374人は影響はないと言われたんですけど、7年後、10年後、どんどん人口は減少し、27年後、7,000人を切るという予想がされているわけです。

中央病院がもう30年を経過しております。30年経つとああいいう形になっていくのかなというふうなふうに思われるわけです。本当に垂水市の財政を含めて身の丈に合ったものであるのか、そういう気がいたしております。

もう一遍、財政課長にお尋ねしますが、公共施設等総合管理計画、今は10年計画ですが、その後もずっと続くわけですか。当然、橋もありますし、水道の更新、上水道、下水道、そういう中で現庁舎の建設計画が及ぼす影響というのは考えられないのか。そこをお尋ねします。

**○財政課長（和泉洋一）** 新庁舎建設計画が本市財政に及ぼす影響についてのご質問にお答えいたします。

新庁舎建設につきましては、垂水市新庁舎建設基本計画で事業費を約37億円としておりますが、現時点で想定している財源といたしましては、まず、市有施設整備基金積立額の12億円を活用し、残りの25億円について、公共施設等適正管理推進事業債を充当する予定でございます。

そこでご質問の新庁舎建設計画が及ぼす影響についてでございますが、多額の事業費がかかることから、毎年度地方債の返済に充てる公債費の増加と、財政指標の中では将来負担比率の上昇などが想定されます。

公共施設等適正管理推進事業債は、借入期間が30年と長期の借入になりますので、財政負担が長期にわたり平準化されるというメリットがあります。

公債費の支出額は、平成29年度決算では9億7,000万円程度となっており、平成25年度決算との比較で申しますと、3億6,000万円程度支出額が減少していることから、新庁舎建設事業に係る影響だけに限ってみれば、歳出予算の中で急激に公債費の割合が多くなり、市民サービスに影響を与えることは少ないのではないかと考えております。

また、将来負担比率につきましても、事業費を37億円と想定しますと、平成28年度の13.7%が80%台後半に上昇する可能性がございます。ただし、市町村の将来負担の危険度を示す早期健全化基準の350%は、大きく下回る見込みですので、直ちに本市の財政運営に問題が生じるようなことはないと考えております。

以上でございます。

**○村山芳秀議員** 人口や市税なんかはどれぐらい見込んでいるわけですか。10年後、30年で返すというようなことなんですけど、人口が半減した場合、どういったシミュレーションをとっていらっしゃるのでしょうか。固定してどうしても減らせない、それから当然、医療、介護、福祉、一般からの繰出金とかいろいろあるわけですが、そこら辺がこちらのほうに見えない状況があるんです。

もし社人研の人口予測でいった場合、10年後、20年後から始まる負担を含めて、財政課長は金額的にどう考えているのか。

**○財政課長（和泉洋一）** ただいまの新庁舎建設が及ぼす影響につきましては、先ほどの答弁の中で説明を申し上げましたとおり、この新庁舎建設に係るものに限りまして申し上げればというふうな説明をいたしております。

人口減につきましては、確かにそういう予測は出されているところではございますが、市といたしましては人口減を食い止めるというようなことで、各種施策も取っております。

そのような中で、極端にそのことに着目した



**○村山芳秀議員** 今聞いて、やっぱり甘い見通しじゃないかなという気がいたしております。37億円という、垂水市にとって、公共施設等管理計画もつくったばかりですし、人口が1万人を切るのが17年後、そのとき生産年齢人口が3,800人しかないというような状況。リーマンショック以前の、市長が言われた財政というのは、全国市町村どこも積立てをして、その後残っている部分とかがあるわけです。今後、垂水市民の10年後、20年後、我々の世代がかかわって20年後の状況がどうなのかというのは、当然我々の努めでもあって、慎重にいろいろな計画をやらないといけないことがいっぱいあるわけです、更新していかないといけないこととか。

この新庁舎に関連して、計画書を3月にもらったんですけど、他の市町村は本当に立派な基本構想、基本計画をつくっていらっしゃる。それだけ大きな事業であると。説明会の中でも出ました市民アンケート、いろんなアンケート調査をすぐにされます。満足度にしても、総合計画にしても、若い声を拾ってやっています。

市長は、市民アンケートをやるつもりはないですか。

**○市長（尾脇雅弥）** まず、財政に関しての37億円というシミュレーションをしておりますけれども、それに関しては議会の先生方のご理解もいただいて、基金を12億円これまで積立てております。25億円の残りのうちの22.5%が、32年度までに着工すれば補助金が出るということですので、ざっくり5億円と仮定をしても、20億円を30年で償還していくということでもあります。この建物が30年、40年でこのままでよければそれでいいんです。だけれども、60年も経って厳しい状況で、市民の皆さん、職員の皆さんを守らなければいけないというのが私の立場でありますので、ここで建替える方法、ほかの案も検討した結果、総合的にC案というの

が優勢があって、マイナスの部分に関しては説明したとおり、こういう方法で対処していきますよと。もちろんこの跡地等も含めてどうするかというのは大事な課題でありますから、その部分はいくらもしっかり協議をしていくということでもありますので、皆さんにご理解をいただいているところです。

市民アンケートの結果に関しても、いろんな方々からご意見をいただいておりますので、これまでの経緯というのも、17回の庁内会議、そして6回の外部委員会、パブコメ、大震災の翌年から本格的にスタートしているわけですので、そのプロセスは議会においても説明しているわけですから、十分ご理解をいただいているはずだというふうに思いますので、そのことをご理解いただきたいというふうに思います。

加えて、今の市民の意見を反映させる場としては、ワークショップということを考えておりますので、その場でいろんな考えを集約するというふうに思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

**○村山芳秀議員** 改めてお伺いします。新庁舎建設に関する市民アンケート、それを実施するつもりはないかどうか。

**○市長（尾脇雅弥）** アンケートをしてはございませんけれども、今申し上げたワークショップ等々、いろんな機会を通じて、市民の皆さんのご要望とか声とかをお聞きして、できるだけ反映をしていくということでございます。

**○村山芳秀議員** アンケート調査というのは、テレビなんかではすぐに世論調査という形で即実施される状況です。過去にも道の駅たるみずでも十分な三菱総研、それから南中跡のときも市民アンケートを実施して、さまざまな意見を聞いて、2,000人おればそのうちの半分が答えれば、1,000人がいろんな考えを持っているわけです。そこで参考になっていく。持留議員が後で質問されるかもしれませんけれど、2回も























の間、いろいろございましたけれども、議会のあり方、こんなもんかなあとつくづく考えております。

私、先ほどから庁舎問題が出ましたけれども、私、熊本地震のする前、質問を確かしております。その折には、市長におきましては考えられないと、私の任期中は、そうであったかと思えます。そして、熊本地震がしましてから、議員の皆様方がいろいろ質問されて、つくっちゃおうということになったわけでございますが、やはり市長、計画性をもっと持って進めていただけたら、32年度に合わせるんだとばたばたせんでも済むんじゃないかなと私は考えております。

それと、これは質問じゃございませんので。きのうの川尻議員の質問の中で、当局の答弁が、グラウンドゴルフ場の整備のことで、陳情の問題が出ましたけれども、当局の答弁といたしましては、一団体からの陳情であると、他の団体はそんな考えていないというようなお話であったかと思いますが、これはやっぱり行政を進めていく上で、1人であろうと2人であろうと1団体であろうと、前向きに検討していかなくちゃなかろうかと私は思っております。

それと、もう一つ、市長は1期目の当選時に3万都市を挙げて当選されたわけですけども、人口はどんどん減ってまいります。減ってくるということは、恐らく交付金も減ってくると思います。市税も小さくなっていくと考えられます。特交がきたと喜んでいらっしゃる方もいらっしゃるかもしれませんが、特交は貧乏な市町村に来るわけでございますが、ないですか。まあ、そういうのに頼らないような町になっていただきたいと考えております。

それではまず、市長は施政方針の中で、「多くの皆様との対話を重視し、現場を大事にしていく市政、さまざまな情報の積極的な発信と責任説明を果たしていく市政、あらゆる場面で私

自身が率先して実行し、さまざまな改革時に勇気を持って取り組む姿勢を示しながら、これまで培った国や県とのパイプを生かしながら、市政運営に努めていきたいと考えております」と、市政方針はもちろん、かねがねよく聞く言葉でございます。職員の皆様も同じ気持ちで仕事をされていると考えております。そういう中で、市民の困っている小さなことからこつこつと早急な対応をお願いいたしまして、質問に入らせていただきます。

まず、財産の誤った表示登記についてでございますけれども、これは土地改良区の問題と思いますが、圃場整備については国、県、市、それで農家、4者の合議で進められたものと考えております。そこで、誤った表示の登記があるものですからお尋ねいたします。

土地改良事業連合会が受託して実施された圃場整備で、換地後は従前の地番につきましては、登記上、閉鎖されているべきでございますが、そのまま地番が残っている事例や、換地ごと地番が間違っている事例があるようでございます。現状について、お聞かせをいただきたいと思っております。

2番目、中間管理事業についてお尋ねをいたします。平成29年度は大野地区や新城、宮脇地区で重点的に推進されておったようでございますが、現地説明会もなされたようで、事業のチラシも何回か配られておりました。農地の貸し借りは農業委員会を通じて所有者と耕作者間で利用権を設定することが一般的でございますが、農地中間管理事業を活用して、農地中間管理機構に貸し出した人や、農地をまとめる取組を行った地域に対して国から協力金が出るようになっております。これを機構集積協力金といいます。事業の中で協力金がいくら出たのか。昨年度農地集積の実績と合わせてお答えをいただきたいと思っております。

次に、職員の人事について、これ口出しする







えております。

以上でございます。

**○篠原静則議員** ありがとうございます。

大変、難しいかと思えますけれども、この問題については、私、あちこちお聞きしたところによりまして言うと、事務レベルではちょっと難儀するようでございますので、市長にこの要望をしておきます、答弁はいりませんけれども、市長がぜひ、出向いてですね、県に。何か解決方法はないものか、模索していただきたいと思えます。

課長もまた頑張ってくださいませけれども、これ、どこかで課長が壁にぶち当たると思えますので、ぜひ、市長のほうで、先ほど申し上げましたとおり、太いパイプがあるわけですから、頑張ってくださいませと思います。

それでは、次の中間管理機構について、2回目の質問をさせていただきます。

機構集積協力基金が出る仕組みについては、対象は農地の所有者であったり、区域内で取り組んだ地域であったりしますが、平成29年度は県全体の取組が一斉に進みまして、県が用意できた予算が不足し、当初の交付単価が引き下げられたそうでございます。農地の所有者にとってみたら、当初の説明やチラシに書いてあった金額よりも少ない額がきたことになっております。どのように下がったのか、また内訳を教えてくださいたいと思えます。

農家といたしましては、皆さんご覧になったかと思えますけど、まずチラシが配ってあるわけですね。チラシどおりにこの県、市、行政のほうで動いていただければ助かるわけですが、本当は約束は違うとの農家のお話でございます。ご説明をよろしく願いいたします。

**○農林課長（楠木雅己）** 2問目の答弁の前に申しわけございませんが、訂正をさせていただきますと思います。

先ほど、29年度の地域集積協力金の額を

「260万9,000円」と答弁しておりましたが、「269万9,000円」の間違いでございました。訂正申し上げます。申しわけございませんでした。

それでは、篠原議員のご質問でございます29年度の機構集積協力金の単価が引き下げられているが、どのように下がったのかということにつきましてお答えいたします。

機構集積協力金交付事業の単価につきましては、国及び県の予算が不足する場合、単価が引き下げされる場合がございます。平成29年度の当初の単価をご説明いたしますと、地域集積協力金につきましては、人・農地プランなど、地域の話し合いでまとまった農地担い手に集積した地域に対して交付するものでございますが、機構への貸し付け割合により交付単価が設定されており、貸し付け割合2割以上3割以下の場合、新たな担い手の貸し付けで10アール当たり1万5,000円以内、それ以外は7,000円以内、貸し付け割合5割超8割以下の場合、新たな担い手の賃借で10アール当たり2万1,000円以内、それ以外は1万円以内、貸し付け割合8割超の場合、新たな担い手の賃借で10アール当たり2万7,000円以内、それ以外は1万3,000円以内となっております。地域集積協力金の調整後単価は5割超8割以下の新たな担い手への賃借の場合で、10アール当たり1万8,000円に引き下げられるなど、助成について51.9%の助成がございました。

次に、経営転換協力金でございますが、離農または経営転換される方、農地の相続人で農業経営を以後行わない方などで、10年以上の貸借契約を結ぶことを条件に交付されるものでございますが、0.5ヘクタール以下の場合、1戸当たり30万円以内、0.5ヘクタール超2ヘクタール以下の場合1戸50万円以内、2ヘクタール超の場合1戸70万円以内となっております。しかしながら、実績では予算の関係で0.5ヘクタール以下の場合、1戸当たり21万円、0.5ヘク

ター超2ヘクタール以下の場合、1戸35万円、2ヘクタール超の場合1戸49万円となっております。

次に、耕作者集積協力は2筆以上のまとまった農地を貸し付ける場合や、管理機構の借り受け地の隣接地を貸し付ける場合など10アール当たり1万円以内となっておりますが、調整後の耕作者集積協力につきましては10アール当たり7,000円となっております。

以上でございます。

**○篠原静則議員** なかなか、この農地中間管理事業については名称も条件もさまざまございまして、制度は複雑でございます。聞くとところによると、29年度はいくつかの自治体で、その後引き下げられた差額を独自に補填したというようなこともお聞きしております。本市の場合は、補填はなかったわけですけれども、何かの対応は必要だったのではないかと感じております。農地中間管理事業を今後も続けられるのであれば、本市の農政に協力してくれる農家を少しでも救うため、今後は単価の下がった部分を市で上乘せするとか、補填をして交付する考えはないか、あわせて30年度の単価も教えていただきたいと思っております。

**○農林課長（楠木雅己）** 篠原議員の農地中間管理事業については、30年度は市で補填することは考えられないかのご質問にお答えいたします。

平成30年度の県交付基準単価では、地域集積協力金につきましては、貸し付け割合が2割超5割以下の場合、新たな担い手の貸借で10アール当たり1万円以内、それ以外は5,000円以内、貸し付け割合5割超8割以下の場合、新たな担い手への貸借で10アール当たり1万4,000円以内、それ以外は7,000円以内、貸し付け割合8割、町の場合は、新たな担い手への貸借で10アール当たり1万8,000円以内、それ以外は9,000円以内となっております。

次に、経営転換協力金でございますが、10アール当たり3万5,000円以内とし、1戸当たりの上限を2ヘクタール以下の場合50万円、2ヘクタール超の場合70万円となっております。

次に、耕作者集積協力は10アール当たり5,000円以内と減額されております。ここまで申しあげました30年度の上限単価につきましては、県より示された段階のものでございます。したがって、平成29年度に実施されたような単価調整が30年度にも行われるかどうかは、県としても現時点では不明とのことでございます。

議員ご質問の機構集積協力につきまして、市町独自で補填している市町はないか調査いたしましたところ、平成29年度におきましては、差額分を補填した自治体が9市町でございました。本市といたしましては現段階でこの差額分を補填することは考えておりませんが、今後集積状況を見据えながら、また国、県との動向を注視しながら検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**○篠原静則議員** 市長にお尋ねをいたします。地域あるいは個人に交付される協力金の検討単価が、29年度はどちらも引き下げるということでございます。そして、単価が引き下げた後、県内で9つの自治体は何らかの上乘せをして、交付を行ったとお聞きしております。

長期で農地を貸し出された農家にとっては、リタイアといっても地域農業の将来のために大きな決断をして、事業に協力されたわけでございます。30年度は29年度と比べると、当初から下げられた単価設定となっているようですが、もしその単価が29年度と同じように調整された単価が下がった場合に、市で上乘せ、補填をし、少しでも当初の設定の単価に近づけるよう処置できないか、お尋ねをいたします。

**○市長（尾脇雅弥）** ただいまの篠原議員の農地中間管理事業について、市長として補填をす

ることは考えていないかというご質問にお答えをいたします。

先ほど、担当課長から答弁したとおりの現状でございますけれども、集積状況というのを見据えながら、また国、県の補助率も見極めながら、メリット、デメリットも含めて状況を正確に認識した上でどうするべきかということで、対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○篠原静則議員 市長の答弁を期待しておったわけですが、9つの自治体が出た分だけ補填をしているというようなことでございまして、それじゃあせんないかねという答弁を期待しておりましたけれども、以後、考えていただきたいと思っております。

次に、職員の人事についてでございますけれども、先ほども申しあげましたとおり、職員の皆さんにとりましては、どこに行っても仕事はできると思っております。思いますが、1年とか半年、それじゃあ本当、対外的なもの、そして市長も国、県の方とお付き合いされると思っておりますけれども、職員の方も一緒だと思えます。いろんな方のつながりを持ちながら、仕事を進めていかれるというふうに私は思っているものですから、今回、この質問をさせていただきました。

ぜひ、執行部の考えもあろうかと思っておりますけれども、ぜひ、長期間といいますか、2年、3年同じ場所で頑張っていたら、なお、成果が出るんじゃないかなかろうかと思っておりますので、その辺、よろしく願いいたしまして、これはこれで終わります。

建設業の育成について、2回目の質問に入りますけれども、過去2年間の発注件数について、先ほど回答いただきましたが、平成28年度は前後で106件とかなりの件数でしたが、全ての業者が受注できているようでございました。平成29年度は発注件数が少し減って、まだ

1回も受注していない業者もあったようでございます。今回は、土木行政に限って質問をしますけれども、1回も受注できなかったということは、会社として存続問題になってしまうんじゃないかなかろうかと思っております。この2年間は災害復旧で件数も多かったと思っておりますけれども、復旧も一段落したようで、今後は発注件数をさらに減るのではないかなと思っております。

そこで、質問ですけれども、建設業者の育成のため、今後どのようなことを考えていらっしゃるのか。いいことか悪いことかはわかりませんが、私、この受注できなかった方に、そこそこの仕事を随契でやるとか、そういうことは考えられないものか、お尋ねいたします。

○土木課長（東 弘幸） 建設業者の育成について、どのような考えがあるかのご質問につきまして、お答えいたします。

発注件数につきましては、議員の申されるとおり、災害復旧は一過性のものがございますので、災害発生年や次年度には件数も多くなります。災害復旧が一段落しましたら、当然、発注件数は減るものでございます。現在、土木課が行っている事業は、社会資本整備総合交付金事業の補助事業、過疎債や辺地債などの起債事業、各振興会からの要望に対応します単独工事などを主に実施しております。

今後についてでございますが、まず橋梁につきましては、国土交通省より今後、老朽化する道路、橋の増大に対応し、橋梁の長寿命化並びに橋梁の修繕及び架け替えにかかる費用の縮減を図りつつ、地域の道路網の安全性、信頼性を確保するため、橋梁点検の実施を求められ、現在、長寿命化計画に基づき、計画的な補修工事を実施しているところでございます。

その後、中央自動車道、笹子トンネル天井版落下事故を受け、国土交通省は平成25年を社会資本メンテナンス元年と位置づけ、橋梁のみならず公共団体が管理する全ての施設について、

個別計画の策定を義務づけられました。このようなことから、道路施設全般や河川構造物、海岸施設、港湾施設、都市公園施設、公営住宅も対象となりますので、今後は長寿命化に向けた補修工事が増えるのではないかと考えております。

また、設計時に工区分けできるものは、なるべく工区分けをするなどの対応を取り、建設業界が安定した雇用や採用、加えて会社経営を図る上からも安定的な工事の発注に努めてまいります。

また、随意契約なんですけれども、随意契約は緊急を要するものとか、入札にすることが不利な場合、そういった条件がありますけれども、今後、そういった条件に合致するようなのであれば、また随契も考える必要があるのかなと考えております。

以上でございます。

**○篠原静則議員** ご説明をいただきまして、ありがとうございます。

建設業者の育成でございますけれども、やっぱりきのうも出ていましたとおり、人手不足、これはもうどこの業界も一緒だと思いますけれども。

そこで、6日の夕方ちょっとテレビを見ておりましたら、人材確保育成へ建設業界が無料で職業訓練ということを放送しておりました、南日本放送で。ちょっと紹介させていただきますけれども。

人材の確保と育成が課題となっている建設業界で、転職者に無料で職業訓練を行い、建設業への就職を支援する事業が始まりましたということでございます。この事業は、建設労働者の緊急育成支援事業として、厚生労働省が2015年度から始めたもので、県建設業協会が今年度から事業を受託しました。離職した人や転職者らに建設業の知識や技術を学ぶ修行訓練を無料で行っているそうでございます。ことしは9人が

訓練を受けることになり、県の建設技術センターで入校式が行われたということでございました。訓練生はおよそ1カ月間、型枠など建物の基礎工事に関する実習を受け、フォークリフトなどの運転免許を取得しております。県建設業協会では今年度、あと3回、訓練生を募集するようなことを放送しておりました。

そこで、課長、やっぱり行政と建設組合は、いろいろいらっしゃると思いますけれども、今、このような取組をできないものか。人材確保のために、そこらへんで仕事はないという方はいっぱい聞くんですけれども、ないですと言うと、普通言います。仕事ねえよと、ないですって紹介してくれと言いますけれども、この仕事はと言えば、いや、その仕事すかんと言います。いろいろあろうかと思えますけれども、建設組合の皆さんと相談しながら、行政とこういうやり方にも取り組んでみたらいかがなものかなと思つた次第でございます。もう答弁はいいです。要望としておきます。

続いて、きれいなまちづくりについてでございますけれども、こうした条例の回覧が回ってきましたけれども、堀添議員の質問とちょっと似ておりますが、町、垂水市、本当にきれいなのかと問われた場合、そうとは言えませんよね。私は、もともと土木課、それから3月の委員会でもお願いしたんですけれども、県管理の道路、それから県管理の錦江町の堤防、市の管理は市長がもうできると思えますけれども、市道、農道を含めて、本当この果たしてポイ捨てしにくい環境なのかと言えばそうじゃないと思うんです。

私も、時間を見つけて垂水南1号線市道、鉄道跡地でありますけれども、あそこの除草をしたり、農道を除草したりしますけれども、大体草が生えてくるとポイ捨てがあるんです。きれいに刈った当分の間はございません、塵は。大体、草が伸びてくると、ポイ捨て、空き缶、空

き瓶が捨ててあります。そういうのを含めて、市長ぜひ、この取り組んでいただきたい、町をきれいにしていただきたい、本当。もう一番簡単なのは、庁舎向かいのこれ南之郷線ですが、葉っぱ落ちていますよ、街路樹のクスの木の根元が草が生えていますよ。浜平まで行ってボランティアせんでも、ここをボランティアすればいいんですよ。そういう感じで、ぜひ、町をきれいにしていただきたいと。それは市民の方もほうじゃねえと言って一生懸命する方もいらっしやると思います。でも、できないところは行政でしていただきたいとします。

一つお願いをしておきます。3月の委員会でお願ひしたけれどもできておりませんので。1つは、南之郷線をロータリーで突き当たって、湾岸道路ですか、大橋に渡って、大橋からあの新港あたり。堀添議員も言っていたらっしゃいましたけれども。あそこは県管理だと。3月の委員会では、市長、先ほど申し上げましたとおり、県のほうにお願いしてください、ぜひ。そうでないと、正月前からずっと、ソテツは伸びっぱなし、草は伸びっぱなし、港、新港の玄関といわれますけども、玄関じゃちょっとおかしいですよ、ちょっときれいにせんと。ロータリーだけはきれいに草が刈ってありました。

そして、きょうは何か音がするんでのぞいたら、そこのロータリーをシルバーの方ですか、除草をなさってました。やっぱり限られたところだけしないで、先ほど申し上げましたとおり、錦江町のあの堤防も穴がほがって、ロープが張って。もう何カ月かな、ロープを張って。私も指摘されたもんですから見に行ったんです。ちょっとどの辺かな、JAの葬儀屋のちょっと行ったあたりです。ロープが張って、穴がほげたところに四角に。そういう街をきれいにするためにはどうすればよいかかわかりませんが、ぜひ、ポイ捨て条例をつくられたわけです

から、市でできることは市で、県でしなきゃならないところは県にお願いして、街をきれいにしていただきたいとします。

それからもう一つ、頼まれたんだった。警察からとんとこ館に行く道路、あれ市道ですよ。あそこも草が生えております。半分ぐらいに刈り取ってもらえんでしょうかという要望でございます。結構高いもので見通しが悪いと。だから、半分ぐらいに刈り取ってもらえんのですかねという要望ですので、これも含めましてよろしくお願ひいたしまして、私の質問を終わります。どうも。

**○議長（池山節夫）** ここで暫時休憩いたします。次は、2時15分から再開します。

午後2時5分休憩

午後2時15分開議

**○議長（池山節夫）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、8番、持留良一議員の質問を許可します。

[持留良一議員登壇]

**○持留良一議員** それでは、最後の登壇ですけども、全力で頑張っていきたいとします。

もう、そろそろ米朝首脳会談も終わっているかと思いますが、私たちは誰もがやっぱり対話による平和的解決で非核化平和体制で一体的に進んでいく、このことを多くの方が望んでいるというふうに思います。そういう方向に進むことを強く求めていきたいというふうに思います。一般質問に入る前に、今の社会状況の中でうたっている、またはそれを提言していくような中で、こういう格言があります。「誠実さと信念だけが人間を価値あるものにする。全ての人間らしい過ちを清い人間性が償う」これはゲーテの格言です。まさに、今日の政治に問われていることではないでしょうか。誠実さを失ったら、社会も政治も成り立たなくなる。肝に

銘じておきたい格言でもあります。

最初の質問は、新庁舎建設についてです。今回、多数の議員も質問されていますけれども、あらためてこの問題について、別の角度から訴えたいと思います。説明会も終わりましたが、これまでの取組で結果、何が問われているのでしょうか。今日、政治において行政と市民との関係は開かれた政治、市民参加と参画の政治、公正で公平な透明性のある政治と住民振興の政治、大きく進歩、進化してきています。これらの到達点に立って問われているのが新庁舎建設問題です。これらの観点に立って取り組まれたのか。課題、問題点の認識とそれへの今後の対応について、以下の点について質問をいたします。

1つ目は、市民が求める安心・安全な庁舎との会ではなかったかという点です。予定地の問題と防災拠点の関係ですが、災害時、地震、台風、高潮、季節風、噴火降灰など、垂水の地形で起こり得るあらゆる自然災害を想定した対策を取り、防災拠点にふさわしい安全性、耐震性の高い庁舎としての機能、役割をさせる提案だったのか、伺います。さらに、科学的検証が市民の理解が得られる、説得力のある十分な説明内容資料であったのか、伺います。

2点目は、市民から求められているのは、コンパクトで経済性が高い庁舎です。概算事業費とのその検証は問題なかったか。さらに、今後の視点として基本、実施設計段階での事業費を抑える施設設備の考え方、方針はあるのか、伺います。また、以下の疑問点について、お答えください。

1、今後、予想される建設費、資材高騰への対処方法。2、求められる耐震性能と構造（防災拠点であれば耐震性能はSグレードで重要度係数1.5）が求められていると認識していますが、これも含めて積算されているのか。3、解体費用など必要な事業費が含まれているのか、

単価の客観性、いわゆる類似都市との比較も含めて提出資料の検証はどのようにされたのか。5番目、規模設定での地方債基準には防災機能は加味されているのか。

以上、この疑問点についてお答えください。

3番目には、決定方法と市民意思の反映についてです。開かれた庁舎を整備するためには、今後計画されているワークショップも大切ですが、事業への市民参加を今からでも求めていく必要があると考えます。他市等は基本構想決定前に市民の声を聞き、計画に構想に反映させています。この事業は、何よりも多額の費用を要することや、市民に身近な施設であることから、市民の理解を得ることが不可欠の前提のはずです。見解を伺います。

4点目、公共事業の効率性や実施過程の透明性をどのように確保していくのかという問題があります。設計者の選定はプロポーザル方式ですが、この制度のデメリットとして、判定基準の決定が難しいと指摘もされています。透明性、公平性、客観性、同時に専門性、力量も必要と考えますが、どのように確保していくのか伺います。

次は、子育て支援について、2問質問いたします。

1点目は、国民健康保険制度で、子供を均等割減免で子育て支援の充実を求める質問です。

ご存じのとおり、サラリーマンなどが加入する被用者保険は、子供の人数が増えても保険料は変わりません。しかし、国民健康保険制度では世帯内の管理者数に応じて賦課される均等割りがあるため、子供の人数に応じて負担することになります。子育て世帯にとっては大変な負担になります。子育て支援に逆行するものではないでしょうか。子育て世帯の経済的な負担の軽減に取り組むことが、市長が掲げる子育て支援の充実から見ても、検討は必要と考えますが、見解を伺います。これを検討する上で財源の問

題があるわけですが、多子世帯は市の財政に大きな貢献をしていると思います。そこで、人口が増加することで地方交付税はどうなるのか伺います。

さらに、全国市長会は2016年に国への緊急要請の中で、国保制度の均等割の減免を求める要望をしています。市長も賛同されたと思います。内容と市長の見解を伺います。

2問目は、多子世帯への子育て支援策の新たな取組の必要性について、伺います。総務文教委員会は、移住定住対策の取組の視察として、兵庫県宍粟市に学んできました。宍粟市は定住移住を支える支援策として41のプログラムがあり、支援しています。住まい等への支援策は本市も劣らない内容でしたが、子育て支援については、妊婦、出産、子育てと系統的な施策になっていて、教育、保育は第3子世帯以降への取組の違いがあり充実していました。多子世帯は、自治体の歳入にも大きく貢献していることで、そこへの支援の充実で安心して経済的にも子育てができるというものでした。本市も多子世帯については保育料など一定の支援策はありますが、しかし、少子化が進む中、また経済的に厳しい状況に置かれている状況を打破し、安心して子育てができる環境づくりが一層求められています。だからこそ、市が責任を持って、本格的な支援の充実に向けていくことが重要だと考えますが、見解と方向性について伺います。

次に、主要種子法廃止に伴う問題と対策について伺います。在来種、食の安全を守っていく立場から質問いたします。

国や県に米、大豆、麦など種子の安定的な供給を義務付けてきた主要農作物種子法が3月に明確な理由もなく廃止されました。主要種子法は、国や都道府県の種子生産に対する公的役割を明確にし、地域に合った優良品種、銘柄を多く開発し、農家に安価に販売するなど、大きな役割を果たしてきました。各都道府県が地域に

適した良質な種子を奨励品種にして普及するため、各地の農地試験場など、国がお金を出す根拠になってきた法律でもあります。廃止後、地域に適した品種の維持は行政の監理が不可欠として、各都道府県では農家の不安、要求に応じて従来どおり種子事業は続ける方向で、種子の安定的な生産、供給体制を維持する条例や要綱等を制定し、対応しています。そこで伺います。

1つは、廃止に伴う課題は何なのか。稲作農家への影響は、また将来はどのようにこのことが影響を与えると考えているか、お聞かせください。2点目は、県の種子関連事業への取組は維持する方向か、優良種子の生産と供給体制の維持のため、農業試験場や奨励品制度の維持、種取り農家の保護等が必要です。国は確実に支援を継続する方向なのか、今後市に求めることは何なのか、伺います。

最後に、安心・安全な交通対策について伺います。市民が安心して歩いたりなど、生活していくためには路面標示は安全の保障です。これが不備であったりすると市民やドライバーは混乱するし、事故の危険性もあります。そこで、下記の3点について伺います。

1つは、道路区画線、いわゆる路面標示の道路管理者、管理区分はどうなっているか。2、路面標示の点検や対策はどうなっているか。さらに、問題箇所への把握はされているのか。3点目に錦江町の市民病院等の要望書の経過と対策はどうなっているか伺います。この近辺の道路標示はほとんど薄くなり、見えかかっています。歩行者、ドライバーからはっきり見えない状態でもあります。病院等の利用者からも横断や歩行に不安を訴える人が多くあり、事故が起きる前に対策を強く求めていきたいというふうに思います。

以上で、質問を終わりますけれども、問題点については再質問をしていきたいと思えます。

以上で終わります。

○企画政策課長（角野 毅） 持留議員のご質問でございます。市民が求める安心・安全な庁舎との乖離はないかにつきまして、お答えをいたします。先日行われました住民説明会では、計画予定地である旧フェリー駐車場用地に対して、3つの候補地の中で最も海辺に近いということもあり、津波対策等の安全性に対しまして不安に思われているのご意見もいただいたところでございます。

旧フェリー駐車場用地の安全性でございますが、平成25年7月に鹿児島県が示しました、地震と災害被害予測調査結果に基づき策定されました垂水市、津波避難計画において南海トラフのケースでは鹿児島県浸水想定図の解析結果から、市内全域において津波襲来に伴う浸水による避難困難となる区域はないということ。

また、桜島東方沖の海底噴火に伴う津波は垂水港地区で最大津波高1.84メートルと示されておりますが、当該地域は標高を2.2メートルでございますので、ほとんど津波の影響を受けないと考えられております。しかしながら、設計段階で防災機能や災害拠点機能の確保のため、確実な対策を講じる必要があることを、住民説明会でも安全性に対する回答として行ったところでございます。引き続き、広報や設計段階でのワークショップを通じて、市民の皆様が求める安心・安全な庁舎づくりを実現できるように努めてまいります。

次に、概算事業費とその検証につきまして、お答えをいたします。

まず、建設費、資材高騰への対処につきまして、新庁舎建設基本計画における概算事業費は、基本計画の委託事業者が先進地自治体の実績調査等に基づきまして算出をいたしております。よって、基本計画における概算事業費については、あくまで現段階における概算費用となり、今後、設計段階においてより高い精度の高い建設事業費が歳出できることと考えております。

この基本計画における概算事業費は、本市においても他市の状況を確認し、比較検討を行っており、現段階においては妥当であると考えているところでございます。

今後、建設費、資材費等の高騰が予想されますが、新庁舎に求められる機能を確保しつつ、コストを抑えた工法や適切な建設資材の選定、ランニングコストに配慮した設備や技術等の導入、さらには工程等を考慮しながら対応していきたいと考えているところでございます。

次に、新庁舎に求められる耐震性能と構造でございますが、大地震に対する構造物の耐震安全性の分類を1類、建築被構造部材をA類、建築設備を甲類と設定しており、これは国土交通省が定める官庁施設の総合耐震対津波計画基準の中で、最も高い基準に位置づけられ、大地震度後、構造体の保守をすることなく、建築物を使用でき人命の安全確保に加えて、十分な機能が確保が図られることを目標として設定をしている基準で、議員ご指摘の耐震性のSグレードに相当いたしますので、基本設計段階で積算に含まれるものと考えております。

次に、解体費用ほか事業費についてでございますが、今回の基本計画においては、庁舎本体建設費、附帯等建設費、外構整備費、設計管理費、用地取得費、備品購入費が概算事業費の対象となっており、解体費用や情報通信整備費などにつきましては含まれておりません。解体費につきましては、現庁舎を解体するのか、それとも違う用途で利活用していくのか、市民の皆様のお聞きし、検討を行っていく予定であります。

次に、総務省の起債許可、標準面積基準での防災機能の加味についてでございますが、同基準には防災機能についての適用はございません。一般的には総務省基準で算出された延床面積に付加機能として必要面積を加算しているところでございます。

次に、決定方法と市民意思の反映につきましてお答えをいたします。

新庁舎建設は基本計画における基本方針の中でも、市民に親しまれる庁舎を目標に掲げているところでございます。この基本方針を実現していく中で、市民目線というものは非常に重要なものと捉えており、市民の参画は必要不可欠であると考えているところでございます。

本年度設計者選定を行い、これから基本設計や実施設計に入っていくわけでございますが、基本設計の段階で市民の意見を反映させる場としてワークショップ、いわゆる市民の要望や意見を集める場を設けていきたいと考えております。また、新庁舎建設における各整備段階の節目におきまして、市民へ情報提供を行い、市民が求める庁舎の実現に努めてまいりたいと考えております。

続いて、公共事業の効率性及び実施過程の透明性の確保は、につきましてお答えをいたします。

新庁舎の設計事業者の選定でございますが、プロポーザル方式により選定することとしております。プロポーザル方式は応募者からの提案書をもとに企画、提案能力があるものを提案する方式となります。このため、設計者は選定につきましては、議員ご指摘のとおり専門的な見地からの判断が重要であると認識しております。こういったことから設計者選定の審査委員会人員は学識経験者から4名、行政関係者から3名の計7名といたしました。学識経験者の内訳でございますが、建築専門の先生が3名、自治体政策専門の先生が1名となっており、建築専門の先生のうち1名は女性委員となっております。このような委員構成から、専門的な観点、そして多様な視点から本市が目指す庁舎を実現できる能力のある、設計者選定につながるものと考えております。

また、この委員構成につきましては、プロ

ポーザル実施要領におきまして、公募当初で公表をしており、最終的な設計者を選定する第2次審査会においては、公開審査で行うこととしておりますので、このようなことから設計者選定における透明性、公平性を確保できるものと考えているところでございます。

以上でございます。

○市民課長（鹿屋 勉） 持留議員の2つ目の質問事項でございます。

子育て支援の取組のうち、国民健康保険の子供の均等割減免の取組につきまして、お答えいたします。

まず、被保険者の方々に負担していただいている保険料は、所得に応じてご負担いただく所得割、固定資産の課税額に応じてご負担いただく資産割、世帯内の加入者数に応じてご負担いただく均等割、世帯ごとにご負担いただく平等割の4方式で成り立っているところでございます。ご承知のとおり、国民健康保険は昭和63年に制度が創設されて以来、我が国の国民皆保険制度の基礎として地域医療の確保と市民の健康保持、増進や福祉の向上に大きな役割を果たしてまいりました。

しかしながら、国民健康保険は他の医療保険等に加入している人を除いた全ての住民を被保険者としていることから、低所得者の加入者が多いため、所得に占める保険料の負担割合が高いといった構造的な課題を抱えております。

また、均等割の負担につきましても、議員ご指摘の通り、社会保険等の保険料負担にはないものでございまして、保険料額に差を生じている要因の一つとなっております。子育て支援の観点から子育て世帯の均等割の軽減措置を実施すべきとのご質問でございますが、本市の子供がいる世帯の状況は、平成29年度の本算定時点で、国保世帯2,725世帯のうち18歳以下の子供がいる世帯は、156世帯でございます。

156世帯のうち、7割、5割、2割の軽減を

受けている世帯は98世帯で、現行制度の中で63%の世帯が税の軽減措置を受けております。そこで、子供に対する独自の均等割の軽減措置でございますが、技術的には減免条例を整備すること等で可能でございます。団体数については把握しておりませんが、実際、実施している保険者もあるようでございます。

しかしながら、この減免措置は国、県支出金の算定外となっております。また、国が特別調整交付金の算定に加えている20歳未満の被保険者が多いことによる特別事情も本市は全国平均以下であるため、交付されません。このため減免をした分は全て保険者の負担となり、他の国保被保険者世帯の保険税が増加することになります。所得水準が高くない本市にとっては厳しいと言わざるを得ません。子供がいる世帯の支援策は、独自の軽減措置ではなく、国等が行う少子化対策の中で検討するのが適当ではないかと考えております。

以上です。

**○財政課長（和泉洋一）** 持留議員の多子世帯による人口増加が地方交付税へ及ぼす影響についてのご質問にお答えいたします。

まず、地方交付税は地方公共団体が住民に対して一定の水準のサービスを行うために、不足する財源を交付する普通交付税と、災害と各地域の特殊事情に対して交付される特別交付税がございます。ご質問の多子世帯による人口増加が地方交付税に及ぼす影響については、人口は普通交付税算定の基礎となるため影響を与えますが、多子世帯数については直接算定する項目がないため、影響はないかと存じます。交付税は人口のほか児童数や学級数などの状況で算定が変わるため、明確に数値で答弁することは難しいですが、多子世帯などの状況に関係なく、単純に平成29年度普通交付税交付額を住民基本台帳人口で計算いたしますと、1人当たり21万3,000円程度の普通交付税額となります。

以上でございます。

**○市長（尾脇雅弥）** 子育て支援の拡充にかかわる全国市長会の緊急要請に対する私の見解をということでございます。確かに、2016年の第86回全国市長会議で決定された国民健康保険制度にかかわる提言の中に、子育て世帯の負担軽減を図るため、子供に関わる均等割保険料税の減免する新制度を創設することという項目が含まれております。私の2期目の公約は元気な垂水づくり、経済、安心、未来からなる3つの挑戦でございます。公約の中で未来への挑戦におきまして、子供を育てやすい環境をつくり、子育て世帯を応援していくために、いろいろな施策を実施をしているところでございますけれども、この案件に関しましては先ほど担当課長が申し上げましたとおり、財政基盤が弱い本市にとりまして、市単独の施策はなかなか厳しい面もでございます。

しかしながら、そう言っているは何も変わりませんので、この提案も含め子育て支援の充実につながる施策に対し、さらに調査研究をして、今後、一定の方向性を打ち出したいというふうに考えているところでございます。

医療教育に対して、地方自治体が実施する子育て世帯の経済負担の軽減など、ナショナルミニマムに相当する部分につきましては、国により何らかの措置をしていただくよう同じ課題に取り組んでいる他の自治体の皆さんとともに、全国市長会の提言として、全国会議員の関係省庁等へ要望しているところでございます。いずれにいたしましても、人口減少の中で子育て支援をしていくというのは重要な施策でございますので、どういう方法があるか、ただいま申し上げたような考え方に基づいて具現化していきたいというふうに思っております。

**○福祉課長（榎園雅司）** 持留議員のご質問でございます。多子世帯への子育て支援策の新たな取組につきまして、お答えいたします。

ことし3月に策定されました第5次垂水市総合計画の分野別計画に教育文化、次世代の担い手を育成、支援する町の項目において、子育て支援体制、学校教育の充実を掲げ、子育て支援につきましては重要な事項として掲げているところでございます。さらに、重点プロジェクトの2で、健康長寿子育て支援のまちづくりを掲げ、子育て支援は喫緊に重点的に取り組む必要があるとしているところでございます。

そこで、本市が取り組んでいる子育て支援において、多子世帯を対象としました支援策は議員からもありましたとおり、主なものとしましては保育所及び幼稚園の保育料の負担軽減を行っており、その内容は国、県の制度に基づいたもので、第2子、または第3子以降の子供にかかる保育料の一部、または全部を助成するものでございます。この他、子育て支援サービスにつきましては、ファミリーサポートセンター事業及び放課後児童クラブの利用料を第2子以降は半額に設定し、負担軽減を図っているところでございます。

多子世帯を対象としました優遇策は現在のところ以上のおりでございますが、子育て支援策の充実につきましては、第5次垂水市総合計画のほかにも垂水市子ども子育て支援事業計画において具体的な項目を掲げ、計画的に取り組んでいるところでございます。

現在、多種多様に及んだ子育て支援事業に取り組んでいるところでございますが、子供を生き育てしやすい環境づくりを積極的に進めていくことが、人口減少対策及び次世代の垂水市につながっていくものと考えております。

そのためには、本市においてどのような子育て支援策が求められているか、また有効であるかを検討の上、取り組んでいくことが必要であり、その1つとして多子世帯への支援の充実を図っていくことも大切なことだと考えておりますので、今後、前向きに取り組んでいきたいと

考えております。

以上でございます。

○農林課長（楠木雅己） 持留議員のご質問でございます主要種子法廃止に伴う問題と対策についての廃止に伴う課題はにつきまして、お答えいたします。

主要の作物種子法は昭和27年に最後の食糧増産という国家的要請を背景に、国、都道府県が主導して、優良な種子の生産、普及を促進するため、種子の生産について圃場審査その他の措置を行うことを目的に、都道府県に一律に原種、現原種の生産や優良な品種を決定するために必要な試験などを義務付ける法律と認識しております。

本法律の廃止は、平成29年4月21日に交付され、平成30年4月1日から施行されたところでございます。この法律の廃止に伴う本市の稲作農家への影響としましては種子の価格高騰のほか、種子の独占、河川、特許申請などにより企業が売りたいものを農業者へ押し付けるようなデメリットが考えられます。以上でございます。

続きまして、県の種子への関連事業への取り組みは維持する方向か、国は確実に支援を継続する方向か、今後、市に求められていることは何か、につきましてお答えいたします。

県につきましては、種子法廃止後、鹿児島県主要農産物種子生産普及促進基本要項を制定し、圃場審査等原種等の生産、優良品種の決定試験を行い、官民の総合力を發揮した本件に適する優良種子の供給体制の確立に進めてまいっております。国につきましては、県が実施する事務につきましては引き続き地方交付税措置を講じ、支援していく方向のようでございます。本市といたしましては、農家の不安を解消するためにも、県に対しこれまでどおり、しっかりと種子の生産にかかわるよう働きかけてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○土木課長（東 弘幸） 道路区画線の管理区分につきまして、お答えいたします。

道路区画線もしくは路面標示につきましては、中央線、外側線、一旦停止線、速度表示、横断歩道、追い越し禁止線、減速マークや徐行表示など多くの種類がありますが、道路管理者の管理としましては、中央線や外側線、減速マークや徐行表示など、道路交通法の規制にかからないものでございまして、交通規制がかかる一旦停止線や速度表示、横断歩道、追い越し禁止線などは公安委員会の設置及び管理となっております。

次に、路面標示の典型や対策は、また問題箇所での把握はとのご質問にお答えいたします。

まず、点検と対策でございますが、平成21年と22年に経済対策の交付金を活用しまして、瀬戸山線や潮彩町の市道、中央地区を2工区分け、中央線や外側線、交差点マークなど表示が薄くなった箇所を調査し、実施いたしました。また、27年度には単独工事で根木原線、浜平大都線の中央線や外側線、瀬戸山線の集落内において減速を促すカラー舗装を実施しておりますが、その経緯は地域からの要望があった箇所もありますが、職員が日常の点検で表示が薄い箇所を把握し実施したところでございます。

しかしながら、市内各路線で表示が薄い箇所も多くございますので、日常の点検をさらに強化し、問題箇所の把握に努め、関係課や警察関係者とも連携しながら、安心・安全な交通対策に努めてまいります。

3点目の垂水中央病院前の路面の経過と対策につきましてでございますが、病院前の路面のくぼみにつきましては、以前、要望をいただきまして、直ちに補修をいたしました。再度、現場を確認したところ、横断歩道部分から県営住宅に向け、轍が全体的にあり、また外側線や中央線も薄い状態でございました。横断歩道を渡る際、特に車いすでの横断につきまして

はかなりご不便をおかけいたしておりますので、外側線や中央線を含めまして、今後、対応を検討してまいります。

以上でございます。

○総務課長（森山博之） 錦江町垂水中央病院の要望の経過対策につきまして、お答えをいたします。

平成30年4月10日付で要望のありました垂水中央病院前の横断歩道につきましては、当日、現地調査を行い、道路のくぼみと横断歩道並びに停止線が見えにくい状況であることを確認いたしました。くぼみにつきましては、今、土木課長が答弁をいたしましたとおり、土木課により翌日の11日に応急処置をしていただきました。

また、横断歩道及び停止線の規制に関するものにつきましては、鹿児島県公安委員会の管轄となっておりますので、鹿屋警察署、垂水幹部派出所へ状況の説明を行ったところでございます。その後の状況につきましては、垂水幹部派出所に確認をいたしましたところ、鹿児島県公安委員会へ路面標示のひき直しについて申請を行ったところでございます。

なお、実施日等につきましての詳細は現在のところ未定とのことでございました。本要望箇所は病院及び薬局を利用いたします高齢者も多く、安全確保のため早期改修に向けて引き続き要望してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○持留良一議員 再質問をさせていただきたいと思っております。一問一答でお願いしたいと思います。

まず最初、市民が求める安心・安全な庁舎とのこの乖離の問題ですけれども、もう相対的にこの問題については2点にわたって集約して質問したいと、新庁舎問題については質問したいと思っておりますが、1点目は、要するにここが全ての災害上のリスクが集約化されたような、特化したような状況であるということは、この間の議

論や、また連日の議論でも明らかになり、また当局もそのことは認めてらっしゃったと思います。そしてその対策を取ることいろいろ言われましたけれども、その検証、いわゆる専門家がそういうことを言って、なおかつそういう取組をやると、いわゆるかさ上げとか含めてやると言った中で、そのことはしっかりと検証されたのか、その点、まずお聞きします。

**○企画政策課長（角野 毅）** 住民説明会の中でも、住民の皆様にもお話をしたとおりでございますけれども、選定委員会の中で専門的な知識を持たれた方々が入っていらっしゃる中で、その安全性については評価をされたわけでございます。

そういう中で、対応のできない部分、要するに方策がない部分については、その目的、その評価の基準についてバツ印を。なお、その何らかの対策をすることで、そのエリアで建築することが可能になるものについては三角、何もしなくても非常にいい状況で建築を進められるものには丸という規定を設けまして、それで評価をしていただいたわけでございますけれども、その中で、あのC案につきましてはバツテンという形がないということでございますので、そういう対応することにおいて建築は可能であるということというふうに、我々は捉えているところでございます。

**○持留良一議員** 皆様ご存じのとおり、今、原発事故で東電の刑事裁判があって、この1つの参加者の専門家の証言というのがあって、この方々が言われているのは、対策を取れば事故はなかったと。15メートルの津波を考えるべきだったと、そういう意味で専門的な見地からこの事故の問題点を指摘し、今、裁判でもそのところの妥当性が争われているわけです。

そうなってくると、市民が一番この点で求めているのは、こういうやっぱりリスクが特化的に集約する状況に置かれる中で、本当にそのこ

とは大丈夫なのかということになったときに、それに伴うのは市はそれを受け止める、市は今度は第三者的には客観性を持たせるために検証して、そのことをきちっと出してこうだということはやっぱりする必要あると思うんです。

私は、2つの地域を非常に調べてみたんですけども、与那原町、沖縄です。それからあと天草市、この2つを細かく調べてみましたけれども、与那原はその後ろのほうに資料も付けているんです。この説明会と含めてですけれども、この基本構想の中に資料も添付しています。例えば、コンクリートの劣化の問題、それから防災マップ、ハザードマップ、これは先ほど言われたとおり、本市もそういう形で皆さんに去年でしたか、配られたと思いますけれども、やっぱりそういう客観的なそれを証明するようなものがないと、市民はなかなか納得ができないというふうに思うんです。だから、そういうところもきちっと対応した形でないとこの問題というのはなかなか理解されていかないというふうに思うんです。やっぱりそこが抜けると大きな問題になるなと思うんですが。

もう一点は、国があらゆる災害に強い安全な地域づくりというのをこういう形で示しています。じゃあ、あらゆる自然災害が、今の建設費のところきちっと想定した形でなおかつそこを調べて検証した、そういうことを全てあらゆる災害を想定した中身だったのかどうか、この点についてはいかがでしょうか。

**○企画政策課長（角野 毅）** 考え得る災害について想定をされた結果の評価だというふうに考えております。

**○持留良一議員** これはその京都大学の先生が、火山噴火予知連絡協議会副会長されている名誉教授ですけれども、桜島の大噴火に備えるという論文がありまして、その中でこんな桜島の長期化で脅威を増す大規模な山体崩壊の恐れと、これもあらゆる災害の中の一つですよ、

これは。そういうのをここでは提起をされているんです。そのやっぱり一番顕著なのが、91年の雲仙普賢岳の山体崩壊が起きて、津波が対岸の熊本に起きて、約50人が亡くなったということが言われています。

ところが、今回、このことについては何ら触れられていないという点があります。専門家もそういうことを指摘もしていると、危険性もあると。だから、全てそういうことも含めてきちっと対応していく、これは当然だと思うんです。市民も当然、そんなこと起こるかと言われても、実際、やっぱりそのことはどうなるかというのはわからない、私たちが言うていくわけでもないし、であるならば、それに備える形、先ほど言いました、あらゆる災害に強い安全な地域をつくっていく、当然その庁舎というのはそれに耐え得るものでなければ、これは絶対市民が、また行政が安心・安全な庁舎つくりますといくら説いても、ここの部分、あらゆる災害を想定した中のその部分が抜けていたら、これは十分な説明ではないというふうに思うのですが、この点についてはどのようにお考えでしょうか。

**○企画政策課長（角野 毅）** 想定し得るあらゆるものを想定するという作業、要するに、言葉を変えますと想定外でない、想定できるものについて対応し得るということでございますので、専門家の方々にあらゆるそういう桜島火山噴火に対する対応のあり方はどうだろうということを問いかけた結果としての資料、いろいろなものを文献を見させていただいた結果の中での判断というものでございますので、我々としては現時点で想定し得る災害に対する対応を行えるというふうに判断をされたというふうに考えているところでございます。

**○持留良一議員** 桜島周辺の同意を得たということで、この広域火山防災マップ、これによると大噴火では桜島の風下側40キロから50キロ範囲まで、大量の降灰による深刻な被害が発生す

ること、マグニチュード7程度の地震が発生し海底噴火、山体崩壊や地震による津波が鹿児島湾全域に及ぶ可能性があるということ。桜島周辺の自治体関係者の同意を得て計画に明示されましたというふうになっているんです。明示されて、なおかつそういう危険性を先ほど専門家も訴えているとなると。

ところがそういう形をとってきたとき、今回そういうことは全く明示もされていないし、ということはもう専門家の皆さんは、今回この検討委員会に参加されている方々は、このことについては、もうそういう心配ないということだったのか、心配でなければそれを打ち消すそれなりの検証した、きちっとした説明がないと、私はこの問題というのは、先ほど言いましたあらゆる災害に強い庁舎をつくっていくという観点では非常に大きな問題が欠けているというふうに思わざるを得ませんが、どうでしょうか。市長でもいいですが、市長はこの問題について答えていただきましょう。

**○市長（尾脇雅弥）** これまで想定をされている南海トラフとか、桜島爆発、いろんなシミュレーションがあると思いますけれども、例えば錦江湾奥のほうの海底火山が爆発したときに、二川あたりで数分のうちに7メートルほどの津波の可能性があると。だから分遣所、分団を高い8メートルの場所にしたという経緯もあります。ところによっては山腹崩壊で、一番奥の場合は滑ったときに数十メートルの可能性もあるということも聞いております。ただ、ここはそういう場所ではありませんので、そういう想定があったとしても、そういうところまでには至らないと。ただ、その三角の部分丸にするために、先ほど申しあげましたかさ上げとかいろんな対策はすべきだろうというふうに思っております。

**○持留良一議員** しかし、こんな形で、先ほど専門家の問題も、今、事故が起きた後、そんな

ふうにしておけばよかったとかいうこともあり得るということを今、東電の問題なんかでも事例として挙げたんですけども、そうであるならばやっぱりこのところにそれなりの必要な明記をして、住民説明会でその問題にもきちっと答えていくというのが、本来、自治体が説明会で行う最低限度の私はこれは責任だというふうに思うんですが、担当課長いかがですか。

**○企画政策課長（角野 毅）** 想定し得る災害をどのあたりまで広げるかとかいったような問題については、専門的な考え方の中で整理をされるべきものであらうと考えておまして、今回、我々も例えば防災の上での機能として整備すべきもの、基準として持つべきものの数字設定といったものが国、県で示されておりますので、その数値を用いて行うということになります。ですので、大きな災害が起こった場合にはこれも影響する、あれも影響するという全世界的な考え方で考えれば、それはなかなか基準としての想定が難しいものになると思いますので、どういう災害を想定していくんだということについては、きちとした国、県の指針、方針といったものを則りながら、その方向性の中で我々としては指定区域外であるとか、そういったような安全性の対応について検討ができる範囲であるか、そういうものを検討されていくべきものであると考えておりますので、今回につきましては、そういう想定のもとでこのエリアは対応が可能なエリアであるというふうに認定されたというふうにご考慮しております。

**○持留良一議員** じゃあ確認しますけれども、こういう専門家の意見もある中で、本市のこの地域においてはそういうことは、今回は必要な中身、項目だというふうな認識でよろしいですか。

**○企画政策課長（角野 毅）** 想定でき得るものを想定していく、我々が想定をする中では、基準といったものを想定しておりますけれども、

今後、先ほども答弁の中でお話をさせていただきましたけれども、設計の段階でそのようなものの想定というものをいろいろ、住民の方、市民の方からの意見も取り入れながら、どういう形でその対策を講じていくかというのは、今後の設計段階で十分盛り込まれるべきものだというふうにご考慮しております。

**○持留良一議員** またこれは、いろいろと今後、検証もしながら議論も重ねていきたいというふうに思います。

ここでのもう一つの問題点なんですけれども、先ほど言いましたとおり、私はこの与那原町と天草市を調べてみたということを言いましたが、本市と違う6つの違いが明らかになりました。

1つは市民アンケートの問題です。基本構想、基本計画の中で、その前にきちっと市民アンケートを取って、市民の声を計画に織り込むということ、そしてその後パブリックコメントをやっていると。天草市、与那原町においては実施計画の段階でもパブリックコメントを行っているということで、非常に市民との関係が強い中身になっています。

もう一つの違いは、地形地質の調査と。こういうところも、この段階で、基本構想の段階で液状化対策のことをきちっと言っているんです。やはり、これも市民の皆さんに理解と安全性、安心、そういう観点でこういうところもきちっと調査をしていると。

それから、あと3点目が、面積算定規模。これは、総務省と国土交通省併記しているんです。なおかつ、近隣の市町村も参考にしながら、最終的に本市はこんな規模の面積にしますということをしています。本市は総務省のそれに、やはり地方債の基準に見合った形のものということがありましたけれども、そんなところまでしています。

それから概算事業費、これも本市も若干ありましたけれども、本当あの……（発言する者あ

り) いや、今ここの違いを言っていますので、違いを。それからあと、類似都市を参考にして事業規模を出しているということでもあります。

それから、事業手法、これも本来私たちもPFIがあるのかなと思っていたらそうではなかった。しかしなぜ、経費が削減されると言いつつ、あのとき南の拠点は強く打ち出してきたのに、なんで今回はそういう事業手法がこんなふうになって、庁舎はこれだけ必要だということができなかったのかというのが、違いがありました。

あと、先ほど言いました資料の添付がちゃんとあると。天草市は、市民の声とともに職員の声もあるんです。これも見ている方向から見ると、非常にいろんなことを学ばされる職員の意見も出しています。

こういう違いがあったんですけども、こうなってきたとき、本当にこの両都市の中身というのは市民が理解しやすいし、問題点も見えてくると。みんなで作って上げていくという意識が本当にあるなと強く感じたんです。本市がそんなことはないと言わないんですけども、やっぱり能動的な大きな差があまりにもあったのではないかなというふうに思います。

何よりも大きな違いというのは、この天草市の基本姿勢ですけれども、庁舎建設をするのに当たっては多額の費用を要することは、市民に身近な施設であることから、市民の理解を得ることが不可欠である。要するに逆にいうと、市民の理解を得られなければ進めないというようなことである。また、市民に開かれた庁舎を成立ためにも、事業への市民参画を求める必要があると。本市も今後、ワークショップ等で含めてやるとは言っていますが、本当に基本構想の段階から市民参画が強く求められているというふうに思います。

こんな違いが、本市のその2つの市でははっきりして見えてきたのかな。そこには資料に対

する説明等がいろいろ加味されて、市民が非常にわかりやすいし、理解しやすいという点があったというふうに思いますが、市長にお伺いしますけれども、市長は午前中の議論の中でも、おおむね市民は理解されたんじゃないかという立場で表現されたし、このまま計画を進めていくということでしたけれども、この間、皆さんが訴えているとおり、百年の計に値するような事業だということも言われてきましたけれども、本当に今の現状のまま進めていいというお考えを変わらず持っていっちゃうのか、お聞きしたいと思います。

**○市長(尾脇雅弥)** 持留議員のおっしゃった市民の皆さんのご理解というのは、何より大事なことだと思います。その上で、これまでの経緯というのは議会においてもいろいろお話をしただけです。17回の庁内会議をはじめ、6回の外部の方の委員会、さらにはパブコメ等々、また広報紙によってもいろんな形で情報発信をして、説明会ということで基本計画をもってご説明をさせていただいた。

全7会場のご意見の集約として南部エリアといますか、北部エリアといますか、その辺のところには特段、大きく反対の意見はございませんでしたけれども、中央地区において2日間開催した中で、いくつかご意見があったということでもあります。

おおむね、人口減少社会を迎える中でどうなのか、あるいはその場その問題はどうか、費用の問題がどうかというのは、これまでの一般質問を含め、やり取りの中でお答えさせていただいたような考えの方でございますので、基本的にはそういったプロセスを踏んでここまでやってまいりましたので、その上で、例えば跡地の問題に関して、おおむね5年先に跡地をどうするかという話があるわけでもありますので、ワーキング等々も含めて、これから多分、魂入れる作業の部分において、そういった意見

は十分聞かせていただいて、できることできないこともありますけれども、多様な意見がありますので、その中でどうすべきかというのは総合的に判断をせざるを得ない。

繰り返しになりますけれども、この60年近くたっている耐震上問題のあるこの場所を1日も早く解消していくというのが最大の課題であろうと思いますので、そのことへ向けてまた皆さんと話し合いをしながら問題解決を進めていきたいというふうに思っております。

**○持留良一議員** だからこそ、私は今の段階で本当に、確かに7カ所でやられて、二百何名でしたか、参加があったということは、確かにそれは7回もされたという評価はいたします。しかし、多くの市民の声ということ、一方では市長はそれを見ておおむね、そんな形でのちょっと差があると思うんです。そうきたときに、やっぱり市民参画となったとき、今後いろんな手法でこのことに対してやるべき方向性があるんじゃないかと思うんですが、課長はこのことについて、現場担当です。

**○企画政策課長（角野 毅）** 当然、これまでの手法につきましては、いろいろご指摘もごございますので、真摯に受け止めたいと考えております。今後、ワークショップ等含めまして、市民の参画といったものにつきましては、十分、市民の意見が取り入れられる形での会場の設定でございまして、会の持ち方というのは検討していきたいと思っております。

また、いろいろな事例といったようなものについても、議員のほうたくさんお持ちのようですので、できましたらいろいろなことを起こす以前に、そのようなご指摘にいただくと、また我々もいろんな意味で改善ができていくと思いますので、よろしく願いいたします。

**○持留良一議員** 和泊町は、庁舎事業金3億円削減という、これは要するにあまりにも無駄が多かったということの一つの事例です。今後、

どういうふうな形で事業という関係も含めて、市民参加が非常に強く求められる中身だと思いますので、ぜひ、そのあたりは取り組んでいただきたいと思っております。

次に、国保税の問題に移りたいというふうに思います。可能であるが財源的な問題でなかなか難しいということがありました。

私は財政課長には、多子世帯に対する税源措置がどうのこうのじゃなくて1人当たりいくら、子供が生まれたら入るのかということをお聞きしたんですけども、最終的には21万円近くが入るということでしたけども。

私がちょっと調べた中では、じゃあこの交付税20万だった場合、ある町で取り組んでいる中身で減免額に対してどれくらいのパーセントかということ、たったの2%なんです。交付税額が、例えばこの町は203人で20万だった場合は4,060万円なんです。ところが減免額は733万円、そうすると費用は2%で済むというようなことなんです。そんな多額な費用がかかる問題ではないと。おまけに、多子世帯というのは2番目、3番目で20万、そんな形で貢献してくるわけです。だから、国保税の事業の中で云々ということを行っているわけじゃないんです、市長。これだけの財源的にも十分な耐え得ることをできる、ましてや多子世帯はそれだけ貢献もしているんだということになったときには、やっぱりそこに対して支援をしていくというのは、これはできる可能性の問題で、だからこそ全国でも複数の都市がこのことをやっている、子育て支援に対してやっているということですけども、そこでちょっとお聞きしたいんですけども、市長に再度お聞きしますけども、こういう数%という中で財源的にも十分耐える、私は貢献しているという中で、方向性としては先ほど、いろいろ研究をしていくということでしたけども、そういう可能性があるということは認識していただけるでしょうか。

**○市長（尾脇雅弥）** 子育て支援は重要なことで、本来であれば国策として国は大きな鉈をふるっていただくということで、市長会等々でも要望をしているわけです。それがかなわないと現状は難しいみたいな話にもなっていましたけど、そうではなくて、そうやっていくと何もできないから、その中でどういう方法があるのか、今、持留議員がおっしゃったとおり、プラスとマイナスを考えたときにプラスになるんじゃないかと、1点確かにそうなのかなって、額面通り、そのとおりであればそうやればいいと思えますけど、違う問題もある可能性があるものですから、そこらあたりも含めて、先ほど答弁申し上げたようなトータルの子育て支援として、それを充実をするということは大事なことです。十分検討をして、可能なものは具現化していくということでございます。

**○持留良一議員** ぜひ、調査、研究していただきたい。

先ほど、皆さんにお配りしましたけども、これだけ子供たちが増えていくと、これはモデルプランが30歳代、給与300万円、妻は専業主婦ということですが、これだけ差があるんですね。ぜひ、これは皆さんのほうでも認識していただきたい。これだけ大きな多子世帯に広がれば広がるほど、負担が増えるという行動がこの中でもありますので、ぜひ、この点については調査研究して支援をしていただきたいと思います。

多子世帯のもう一つの問題についてお聞きをしますけども、担当者のほうでは国もこの多子世帯の応援プロジェクトに取り組んでいるということをご存じでしょうか。

**○福祉課長（榎園雅司）** 申しわけございません。把握しておりません。

**○持留良一議員** 新任近いということもあって、なかなかまだそこまで十分回っていないと思います。国のほうも、こういう支援策をやっている

ます。そして全国の事例も紹介もしています。というのはなぜかという、国もやっぱり背景には経済的に困難を来している世帯がふえていると。特に多子世帯に対して、一番そのあたり顕著に表れているということなんで、本来であれば先ほど市長が言われたとおり国策として取り組むということで、児童手当とか扶養手当とか、それについては一定の改善が図られていますけど、いろいろ所得制限とかあって条件も難しいんですけども、やっぱり地方ができること、市長が先ほど言われたとおり、やっぱり地方がやることによって、国の施策もさらに推進していくという役割がありますので、これはぜひ、調査研究を続けて、必要な具体的なことができることはすぐやっていただきたいというふうに思います。

先ほど言ったとおり、まず学校給食の第3子へのこれも可能な問題でもあろうかと思えます。あとよく、霧島町でしたか、プレミアム商品券の多子世帯への配付とかということもあります。いろんな取組がありますので、うちにできること、できないことは当然あるかと思えますけれども、ぜひ、そういう観点に立って、この問題は国全体も含めて今、やっている。だから地方自治体も大いにそこは門戸を広げて、多子世帯を子育て支援をするということをぜひ、取り組んでいただきたいというふうに思います。

時間もあと3分しかありませんけれども、種子法、先ほども課長のほうで言われましたので、別段言うことはないんですが、ただ問題なのは国が事務的なところはお金は出しますということなんです。じゃあ、このことで今後どうということが予想されるかとなったら、逆に今度は高くなってしまわないか、そうすると民間に流れる可能性が出てくる問題があります。

そうなってくると、まさに手のひらを広げて待っているのが、外資系のそういう取り扱って

いる事業主だと思ふんです。この点がやっぱり私は大きな問題になってくると思ふので、そういう意味では先ほど言われたとおり、県に対しても強く、私たち議会も要望書、要請書を出していきたいと思ふんですけども、ぜひ、県に対しても国に対してもそういう要望をぜひ、市長も含めてしていただきたいなというふうに思ふます。

最後の質問になりますが、先ほど言われたとおり、皆さんもこの現状を見ていただきたいというふうに思ふます。これちょうど錦江町の病院の前です。本当は横断歩道があり、その横断歩道があるよという表示をするところなんですけど、全く見えないんです。これじゃあ真つすぐ車は行ってしまいます。こっちから渡ろうとしても横断歩道があるかないかもわからないと。

これをいつまで放置しているのかということなんです、問題は。もう要望書を出して約2カ月近くなるんですけども、じゃあ子供たちや、また患者さん、高齢者、こういう方々を守ると道路上の安全から守るというのは、やはりこれは行政がそういうことを取り組んでしっかりと提案していくことだと思ふんですが、私たちも公安か警察には要望書は出していますけども、非常になかなか進んでこれないと。課長が説明されましたけども、一定のものがないとそれができないという現状がありますので、ぜひ、そのあたりは積極的にこれが取り組めるようにしていただきたいと思ふますが、最後に課長の決意を聞いて、私の質問を終わります。

○総務課長（森山博之） 議員のご意向は十分理解をいたしております。現地も拝見をさせていただきました。1回目の答弁で回答をさせていただいたとおり、非常に高齢者も利用者も多ございますので、引き続き強く要望してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（池山節夫） 以上で、一般質問を終わ

ります。

本日の日程は、以上で全部終了いたしました。

△日程報告

○議長（池山節夫） 明13日から6月21日まで  
は議事の都合により休会とします。

次の本会議は6月22日午前10時から開きます。

△散 会

○議長（池山節夫） 本日はこれにて散会しま  
す。

午後3時16分散会

平成 3 0 年 第 2 回 定 例 会

会 議 録

第 4 日 平成 3 0 年 6 月 2 2 日



本会議第4号(6月22日)(金曜)

出席議員 14名

1番	村山芳秀	8番	持留良一
2番	梅木勇	9番	池山節夫
3番	堀内貴志	10番	北方貞明
4番	川越信男	11番	森正勝
5番	感王寺耕造	12番	川尻達志
6番	堀添國尚	13番	篠原静則
7番	池之上誠	14番	川畑三郎

欠席議員 0名

地方自治法第121条による出席者

市長	尾脇雅弥	生活環境課長	高田 総
副市長	長濱重光	農林課長	楠木雅己
総務課長	森山博之	併任	
併任		農業委員会	
監査事務局長		事務局長	
企画政策課長	角野 毅	水産商工	二川隆志
財政課長	和泉洋一	観光課長	
税務課長	港 裕幸	土木課長	東 弘幸
市民課長	鹿屋 勉	水道課長	園田昌幸
併任		会計課長	萩原竹和
選挙管理		消防長	後迫浩一郎
委員会		教育長	坂元裕人
事務局長		教育総務課長	紺屋昭男
保健課長	橋 圭一郎	学校教育課長	明石浩久
福祉課長	榎園雅司	社会教育課長	野嶋正人

議会事務局出席者

事務局長	田之上 康	書記	松尾智信
		書記	瀬脇恵寿

平成29年6月22日午前10時開議

△開 議

○議長（池山節夫） 定刻、定足数に達しておりますので、ただいまから休会明けの本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

△議案第45号・議案第46号、議案第49号  
～議案第54号、陳情第9号・陳情第10号一括上程

○議長（池山節夫） 日程第1、議案第45号、日程第2、議案第46号及び日程第3、議案第49号から日程第8、議案第54号までの議案8件、日程第9、陳情第9号及び日程第10、陳情第10号の陳情2件を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

---

議案第45号 垂水市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例 案

議案第46号 垂水市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例 案

議案第49号 高規格救急自動車・高度救命処置用資機材購入契約について

議案第50号 平成30年度垂水市一般会計補正予算（第1号） 案

議案第51号 平成30年度垂水市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） 案

議案第52号 平成30年度垂水市介護保険特別会計補正予算（第1号） 案

議案第53号 垂水市税条例の一部を改正する条例 案

議案第54号 28災中洲橋橋梁災害関連事業（上部工工事）契約について

陳情第9号 生産性向上特別措置法に基づく

導入促進基本計画の策定及び固定資産税の特例措置について

陳情第10号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための、2019年度政府予算に係る意見書採択の要請について

---

○議長（池山節夫） ここで各委員長の審査報告を求めます。

最初に、産業厚生委員長堀添國尚議員。

[産業厚生委員長堀添國尚議員登壇]

○産業厚生委員長（堀添國尚） おはようございます。委員長報告をいたします。

去る6月1日及び6月11日の本会議において、産業厚生委員会付託となりました各案件について、6月14日に委員会を開き、審査いたしましたので、その結果を報告いたします。

当日は、南の拠点マリン施設の整備状況、中洲橋橋梁災害関連事業の現況、垂水市運動公園体育館の改修工事の状況の現地視察を実施しました。

中洲橋については災害復旧工事であるが、現状のまま復旧するかとの質問に対し、原形復旧が基本であるが、新基準に基づき幅員を50センチ広げる改良も含めて災害復旧を認められたところであるとの回答がありました。

体育館については、天井の電球交換についての質問に、今回、LEDに変更したため電球切れということは余りないと考えているとの回答がありました。

現地視察終了後、委員会を開き、冒頭に農林課より、豚流行性下痢の発生についての報告があり、その後、付託案件の審査に入りました。

最初に、議案第45号垂水市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例案の説明があった後、本市に共生型

サービス事業所があるのかとの質問があり、現在のところはないが、城山学園が第7期の計画期間中に事業を始める可能性があるとの答弁がありました。また、共生型サービスのシステムについて、委員より活発な質疑もありました。

審議の後、本案の採決を行ったところ、原案のとおり可決されました。

次に、議案第46号垂水市子ども医療助成条例の一部を改正する条例案について説明があり、今までと違う点は何かとの質問があり、住民税非課税世帯の乳幼児については、医療機関の窓口で支払いしなくてよくなったことであるとの答弁がありました。

審議の後、本案の採決を行ったところ、原案のとおり可決されました。

次に、議案第54号28災中洲橋橋梁災害関連事業（上部工工事）契約についての説明に対し、なぜ発注が今の時期になったのかとの質問があり、災害が3年目になると、国から再調査を受ける必要があり、この時期に契約しなければ国交省と財務省による査定のやり直しになり、かなり難しくなるという指摘を県より受けているためであるとの答弁がありました。

審議の後、本案の採決を行ったところ、原案のとおり可決されました。

議案第50号平成30年度垂水市一般会計補正予算（第1号）案中の福祉課の所管費目については、老人憩いの家の利用者数や維持費から、今後のあり方について考えないといけない時期に来ているのではとの意見がありました。

次に、保健課の所管費目について説明があり、特段質疑はありませんでした。

次に、生活環境課の所管費目について説明があり、800万円ほどのベルトコンベア修繕費について質問があり、焼却炉から貯蔵タンクへ廃油を運ぶ経路の部分の全面的な取替で、既製品でないために値段が上がるとの答弁がありまし

た。

そのほかで流木処理についての意見があり、回収の基準や処理の方法などを県と協議し、できるだけ広範囲にわたって流木処理をできるように進めていきたいとの答弁がありました。

次に、農林課の所管費目について説明がありました。井川木場線の災害復旧はどの辺かとの質問に対し、繰越でやっていた井川の頭首工から先の部分であり、1工区で考えているとの答弁がありました。

ワイヤーメッシュの備品代に関連し、ビワの防鳥ネットについての考えはないかとの質問があり、今のところ考えていないが、担当と詰めて検討していきたいとの答弁がありました。そのほか、脇田市木線整備に対する要望や水源確保対策事業の要綱見直しを前向きに検討してほしいとの要望もありました。

次に、水産商工観光課の所管費目について説明があり、プレミアムつき商品券について、昨年の売り出しを見てどういう感想を持ったかとの質問があり、はがきは子育て世帯には好評だったが、高齢者には記入の仕方など難しい部分があったようである。商工会とも検討を重ね、今年度は購入方法について周知を徹底したいと考えているとの答弁がありました。また、道の駅に関連し、新たな指定管理者の取組状況や南の拠点との共存についての質疑や意見も交わされました。

次に、土木課の所管費目について説明があり、河川維持費の対象河川について質問があり、地域から要望があった追神川、深港川、飛岡川、塩入川、馬形川の予定であるとの答弁がありました。また、草刈機、除草剤使用、市道の除草への補助金の検討などさまざまな意見要望が出ました。

審議の後、本案の採決を行ったところ、原案のとおり可決されました。

次に、議案第52号平成30年度垂水市介護保険



地域振興計画に基づく交付金では、新城地区では伝統文化の継承の関係で備品等の整備を行うこと、牛根地区では初期活動の一環で、現在廃園になっているピロ園の再生を図り、子供たちの交流を図るという事業です。委員からは事業の取組の内容について質疑があり、予算は調理室の改修やネットの設置も行うことの説明がありました。

次に、社会教育課に関しては、芸術文化振興費の取り組む自主文化事業についての取組の背景や狙い等についての質疑がありました。説明では、予算が厳しい中、低価格で、さらに市制60周年でもあり、少しでも市民に喜んでもらえる事業を検討していきたいと、経緯等についての説明がありました。そして今後も自主文化事業を広げていくために、関係各課の理解を求めていくという決意も含めた回答が示されました。

次に、財政課により地方債、歳入全款についての説明がありましたが、質疑は特段ありませんでした。

各所管の審査が終わり、所管費目及び歳入全款について、全員異議なしとのことで、原案のとおり可決となりました。

次に、議案第51号平成30年度垂水市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についての説明があり、その後も質疑もなく、原案どおり可決されました。

次に、陳情第10号教職員定数改善と義務教育国庫負担制度の2分の1の復元、複式学級解消をはかるための、2019年度政府予算に係る意見書採択についての要請については、特段の意見もなく、採択となり、意見書も原案どおり提出することになりました。

以上で、総務文教委員会の審査報告を終わります。

最後に一言、提案をというか、要望というか、そういう観点でさせていただきたいと思いますが、私たち今回、総務文教委員会でいろい

ろ審査をしたんですけども、特に私たちが、議会が、委員会が、判断し得る資料、説明、これが本当に十分だったのかということが、若干、審査を行う中で疑問点が数多く出てまいりました。そういう意味で、私たちは議会基本条例の第9条にもそのことを強く掲げて、説明する資料を出さなきゃならないというようなことも明記をされています。そういう意味で私たちが、市民から付託を受けた議員が、また議会が、それにしっかりと判断できるようなそういう今後も付託に応えられるような資料、説明を行っていただきたいというふうに思います。そのことを申し上げて報告といたします。

**○議長（池山節夫）** ただいまの報告に対して、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（池山節夫）** ありませんね。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（池山節夫）** 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

最初に、議案からお諮りいたします。

議案第45号、議案第46号及び議案第49号から議案第54号までの議案8件については、各委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（池山節夫）** 異議なしと認めます。

よって、議案第45号、議案第46号及び議案第49号から議案第54号までの議案8件については各委員長の報告のとおり決定いたしました。

次に、陳情をお諮りいたします。

陳情第9号から陳情第10号までの陳情2件を委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山節夫） 異議なしと認めます。

よって、陳情第9号から陳情第10号までの陳情2件は採択とすることに決定いたしました。

△意見書案第8号上程

○議長（池山節夫） 日程第11、意見書案第8号を議題といたします。

案文は配付いたしておりますので、朗読を省略いたします。

意見書案第8号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための、2019年度政務予算に係る意見書（案）

○議長（池山節夫） お諮りいたします。

ただいまの意見書案については、提出者の説明及び委員会付託を省略したいと思いが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池山節夫） 異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池山節夫） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

意見書案第8号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池山節夫） 異議なしと認めます。

よって、意見書案第8号は原案のとおり可決されました。

△議案第55号・議案第56号一括上程

○議長（池山節夫） 日程第12、議案第55号及び日程第13、議案第56号の議案2件を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第55号 平成29年度垂水市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

議案第56号 平成29年度垂水市病院事業会計決算の認定について

○議長（池山節夫） 両決算については、6人の委員をもって構成する公営企業決算特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることにいたしたいと思いが。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池山節夫） 異議なしと認めます。

よって、両決算については、6人の委員をもって構成する公営企業決算特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました公営企業決算特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、川畑三郎議員、篠原静則議員、森正勝議員、堀添國尚議員、川越信男議員、村山芳秀議員、以上6名を指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池山節夫） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました6人を公営企業決算特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これで、本定例会に付議されました案件は、全部議了いたしました。

お諮りいたします。

閉会中、各常任委員会及び議会運営委員会の所管事項調査を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池山節夫） 異議なしと認めます。

よって、閉会中、各常任委員会及び議会運営委員会の所管事項調査を行うことに決定いたしました。

△閉 会

○議長（池山節夫） これをもちまして、平成30年第2回垂水市議会定例会を閉会いたします。

午前10時21分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によって、ここに署名する。

垂水市議会議長

垂水市議会議員

垂水市議会議員